



あつぎしじんけんしきくすいしんししん
厚木市人権施策推進指針

がいようばん
【概要版】

あつぎし
厚木市



第1章 人権施策推進指針（改定版）の策定に当たって

1 策定の背景（P1）

国連において世界人権宣言を始め、人権関連諸条約が採択されたことにより、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、長年にわたり人権に関する法整備や様々な施策の実施に取り組んできました。

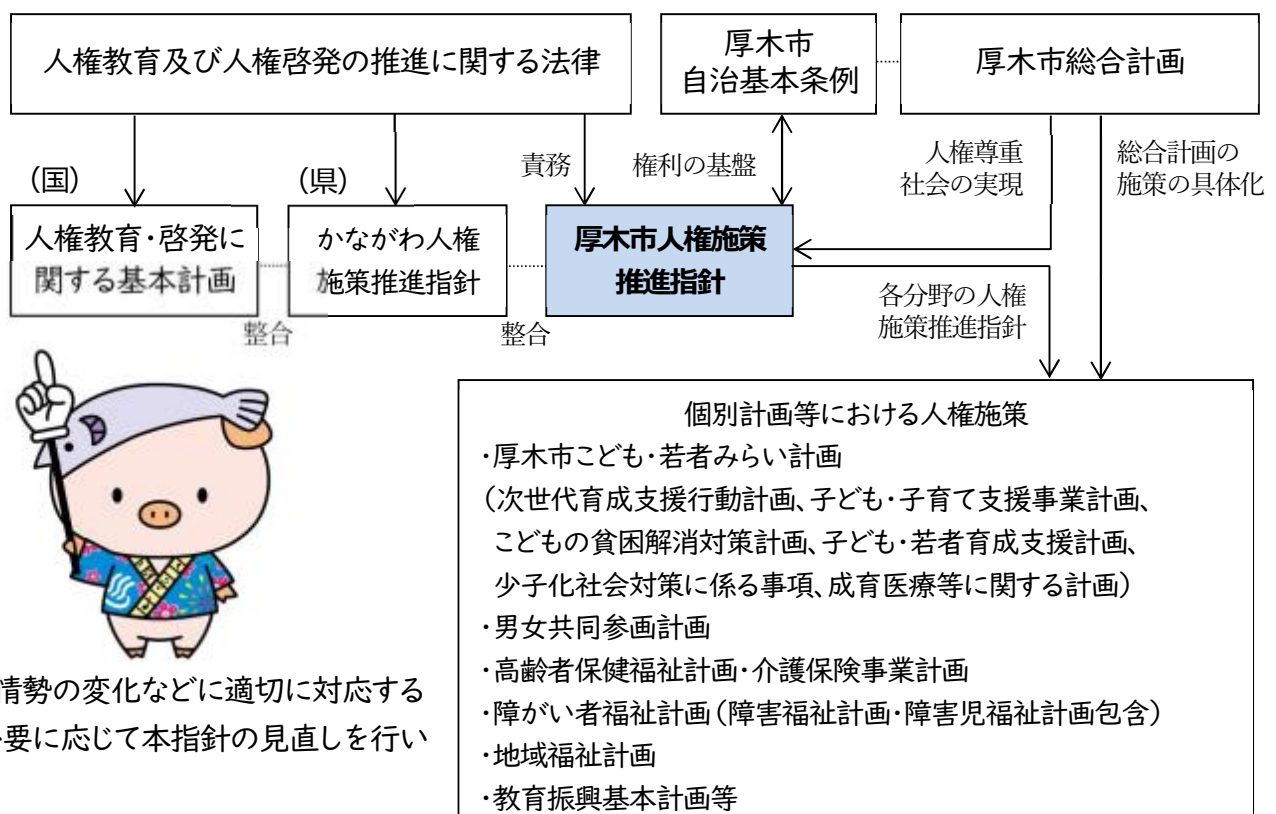
しかしながら、性的マイノリティを理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ、ハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき様々な人権課題が生じております。人権を取り巻く環境の変化に伴い、市民の意識も変化している中、複雑化・多様化する人権課題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。

2 策定の趣旨（P5）

互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくるため、自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現を基本理念として平成16年4月に策定した、厚木市人権施策推進指針は令和元（2019）年10月に改定を行いました。

その後、性的マイノリティに関する法律や女性支援に関する法律の施行、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別問題や、見た目問題といった新たな人権問題への対応など、人権を取り巻く社会情勢の変化や、令和5（2023）年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果等を反映するため見直しを行うものです。

3 指針の位置付け（P7）



※ 社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

第2章 指針の基本的考え方

1 基本理念（P8）

自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現

～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくれます～

2 基本姿勢（P8）

基本理念を実現するために、人権施策を推進していく基本となる姿勢を示します。

3 指針の体系図（P9）

人権施策を推進するに当たり、全ての施策に共通する基本的施策及び、様々な人権課題の分野別施策の方向性を示し、基本理念の実現を目指します。



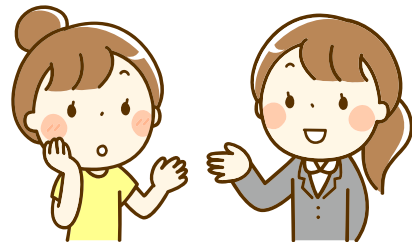
第3章 人権施策の推進

I 基本的施策（P10）

基本的施策は「人権教育・啓発の推進」と「相談・支援体制の充実」とし、全ての施策に共通するものとします。

(1) 人権教育・啓発の推進

- ア 学校、保育所等における人権に関する取組
- イ 地域社会における人権に関する取組
- ウ 家庭における人権に関する取組
- エ 企業・事業所等における人権に関する取組
- オ 行政における人権に関する取組



(2) 相談・支援体制の充実

- ア 相談体制の充実
- イ 相談から措置対応等への迅速な展開
- ウ 国・県・関係機関等との連携強化

2 分野別施策（P14）

人権尊重のまちづくりにおいては、あらゆる分野で人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。法務省は、広く17の人権課題を令和6（2024）年度の啓発活動強調事項として取り上げています。本指針は、この17の人権課題への対応を図るものですが、中でも以下の10課題について、分野別の重点課題として取り上げます。

【 分野別の重点課題 】

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) こども | (6) 外国につながる人 |
| (2) 女性 | (7) インターネットによる人権侵害 |
| (3) 高齢者 | (8) 性的マイノリティ(性的少数者) |
| (4) 障がいのある人 | (9) 犯罪被害者等 |
| (5) 部落差別(同和問題) | (10) 生活困窮者等 |

その他、様々な人権課題として、以下の7課題を取り上げます。

【 その他の様々な人権課題 】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) アイヌの人々 | (5) 人身取引(トラフィッキング) |
| (2) HIV感染者・ハンセン病患者等 | (6) 震災等の災害等に起因する人権課題 |
| (3) 刑を終えて出所した人やその家族等 | (7) その他の人権課題 |
| (4) 北朝鮮当局に拉致された被害者等 | |

1 こども

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 児童虐待の防止・相談体制の充実
- 子育ての支援
- いじめ防止対策の推進
- 支援教育の充実
- こどもの心と体を守る環境づくり
- ヤングケアラーへの支援



4 障がいのある人

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 障がいを理由とする差別の解消
- 障がい者虐待の防止
- 権利擁護制度の利用促進
- 福祉サービスの充実
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保



2 女性

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 男女共同参画の推進
- 安心・安全なくらしの実現
- 多様な生き方を可能にする教育、学習機会の充実
- 職業生活における活躍支援



5 部落差別（同和問題）

- 人権教育・啓発の推進
- 人権相談体制の充実
- 人権問題意識調査の実施
- えせ同和行為の排除

6 外国につながる人

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 相互理解の促進
- 外国につながる人への生活支援
- 母語・母文化への配慮
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保
- ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進

3 高齢者

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 高齢者虐待の防止
- 権利擁護制度の利用促進
- 「生きがい」の場の確保
- 福祉・介護サービスの充実
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保
- 孤独・孤立支援



7 インターネットによる人権侵害

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 行政における個人情報保護の推進
- 情報教育の推進



「●」は主な施策の方向性

8 性的マイノリティ（性的少数者）



- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 行政の性別等に関する配慮
- 人権関係団体・NPO法人等との連携・協働

10 生活困窮者等



- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- ホームレスへの支援

9 犯罪被害者等

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援
- 人材の育成
- 人権関係団体・NPO法人等への支援



11 その他の様々な人権課題

次の人権課題についても、必要に応じて、正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

- (1) アイヌの人々
- (2) HIV感染者・ハンセン病患者等
- (3) 刑を終えて出所した人やその家族等
- (4) 北朝鮮当局に拉致された被害者等
- (5) 人身取引（トラフィッキング）
- (6) 震災等の災害等に起因する人権課題
- (7) その他の人権課題

第4章 推進体制

1 行政・市民・事業者・団体等の役割（P47）

- (1) 行政の役割
- (2) 市民に期待される役割
- (3) 事業者・団体等に期待される役割



2 人権施策の推進体制（P48）

- (1) 人権施策推進協議会
- (2) 人権施策推進会議
- (3) 市民、事業者・団体等との連携・協働体制



第5章 市民、地域の団体、事業者の皆さんへ

多様な人権施策を行うには、行政機関だけではなく、市民・地域の団体・事業者等、全ての方々の理解と協力が必要不可欠です。地域社会全体が人権尊重の意識を持つことにより、本指針の基本理念の実現が可能となります。

1 市民の皆さんへ（P49）

家庭、学校、企業、施設など社会の中で、様々な人権問題が起こっています。

市民一人一人が、日常生活の中で人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を大切にし、それぞれの個性を認め合いながら、お互いに思いやり、心豊かに暮らしていけるよう助け合いましょう。

2 地域の団体の皆さんへ（P49）

地域社会は、市民が日常の地域活動等を通じて様々な人権課題について理解を深め、実践する場であり、特に、こどもたちにとっては思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な意味合いがあります。活動や交流を通して、地域の結びつきが強まり、疎外感を抱くことなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、自治会を始め、子ども会、青少年団体、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO等による多様な活動が活発に展開されやすい地域づくりに取り組みましょう。

3 事業者の皆さんへ（P50）

近年、女性、外国人等様々な労働者が社会で活躍していますが、非正規雇用も依然多い状況であり、賃金格差、雇用不安、職場での孤立等の課題も生じています。

また、正規・非正規に関わらず、長時間労働による心理的ストレスを感じている人も増加しています。様々な人が働く社会の中で、これまで以上にコミュニケーションを大切にし、人権を尊重した働きやすい職場環境をつくるとともに、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指しましょう。

編集・発行

厚木市 市民交流部 市民協働推進課 令和7（2025）年3月発行

〒243-8511 厚木市中町3丁目 17 番 17 号

電話 046-225-2215 FAX 046-221-0275

e-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

右のQRコードから多言語（ふりがな付きを含む）でも御覧いただけます。





厚木市人権施策推進指針



令和7（2025）年3月

厚 木 市



目次

第1章 人権施策推進指針(改定版)の策定に当たって	1
1 策定の背景	1
2 策定の趣旨	5
3 指針の位置付け	7
第2章 指針の基本的考え方	8
1 基本理念	8
2 基本姿勢	8
3 指針の体系図	9
第3章 人権施策の推進	10
1 基本的施策	10
(1) 人権教育・啓発の推進	10
(2) 相談・支援体制の充実	13
2 分野別施策	14
(1) こども	15
(2) 女性	19
(3) 高齢者	22
(4) 障がいのある人	25
(5) 部落差別(同和問題)	28
(6) 外国につながる人	30
(7) インターネットによる人権侵害	33
(8) 性的マイノリティ(性的少数者)	36
(9) 犯罪被害者等	39
(10) 生活困窮者等	42
(11) その他の様々な人権課題	44
第4章 推進体制	47
1 行政・市民・事業者・団体等の役割	47
(1) 行政の役割	47
(2) 市民に期待される役割	47
(3) 事業者・団体等に期待される役割	47

2 人権施策の推進体制.....	48
（1）人権施策推進協議会.....	48
（2）人権施策推進会議.....	48
（3）市民、事業者・団体等との連携・協働体制.....	48

第5章 市民、地域の団体、事業者の皆さんへ.....49

1 市民の皆さんへ.....	49
2 地域の団体の皆さんへ.....	49
3 事業者の皆さんへ.....	50



人権施策推進指針(改定版)の策定に 当たって

1 策定の背景

(1) 国際的な動向

国連は、昭和 23 (1948) 年 12 月に、全ての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言」を採択し、昭和 41 (1966) 年 12 月には法的拘束力を持つ「国際人権規約」を採択しました。世界人権宣言第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と人権の本質が明記されています。

平成 5 (1993) 年 6 月には国連主催の世界人権会議で、全ての国家が、全ての人権と基本的自由を普遍的に尊重し保護する義務があることが改めて確認されました。

さらに国連は、昭和 40 (1965) 年 12 月に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、昭和 54 (1979) 年 12 月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、平成元 (1989) 年 11 月に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、平成 18 (2006) 年 12 月に「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) 等、人権保障のための条約を採択し社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めてきました。

また、第 49 回国連総会では、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までを「人権教育のための国連 10 年」と決議し、あらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むように要請しました。

平成 27 (2015) 年 9 月には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、全世界が令和 12 (2030) 年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs^{※1})」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められます。

今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働、人身売買等の人権侵害、難民問題等、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。

世界各地の問題に関して日本も無縁ではなく、日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化・複雑化しています。

¹SDGs：国連で定められた持続可能な開発目標であり、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真のこと。

(2) 国内の動向

国連において、人権関連諸条約が採択され、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、「人権教育のための国連 10 年」が国連で決議されたことを受け、平成 9（1997）年 7 月に国内行動計画を策定しました。平成 12（2000）年 12 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行され、同法に基づき、平成 14（2002）年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

国はさらに、日本国憲法に定められた基本的人権^{※2}を具体的に保障するため、長年にわたり個別分野の人権に関する法整備に取り組み、近年においても、令和 5（2023）年 4 月に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」の施行、同年 6 月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（L G B T 理解増進法）、令和 6（2024）年 4 月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）を施行しました。

しかしながら、近年においては、性的マイノリティ^{※3}（性的少数者）を理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ^{※4}、ハラスメント^{※5}、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題が生じております。

今日、人権問題は、多様化・複雑化の一途をたどっており、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や、令和 2（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、市民の人権問題に対する意識に影響を与えているとみられます。

令和 5（2023）年度に本市が実施した、人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）では、「人権問題について、あなたの考えに近いものを選んでください」について、経年では、「みんなの努力でなくすべきだ」の回答が減少傾向にあります。一方で、「自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」が平成 30（2018）年度の 33.3%から 57.6%と 24.3 ポイント増加しています。抗うことが難しい大規模な自然災害や感染症の世界的大流行の経験が、市民の人権意識に影響を与えていると見られ、人権について自分自身の問題として取り組むことや、みんなの努力でなくしていく意識が高まるようにしなければなりません。

以上のように、従来の人権問題に関する人権擁護の取組が進む一方で、近年は新たな人権問題が生じており、その都度、個別的な対処が講じられるといった状況が続いています。

人権を取り巻く環境の変化に伴い、国民の意識も変化している中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。

²基本的人権：単に人間であるということに基づいて、生まれながらにして持っている普遍的権利。

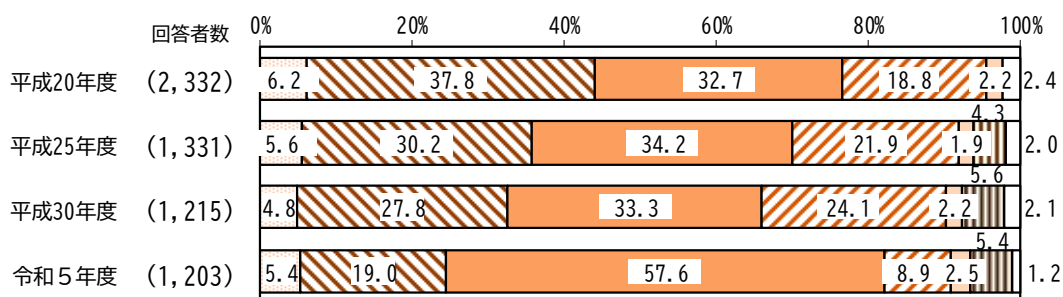
³性的マイノリティ：いわゆる L G B T など、様々な性のあり方の中で少数の立場にある人。

⁴ヘイトスピーチ：特定の個人や集団、団体等の人種、宗教、民族文化、性別・性的指向等を差別的な意図をもって貶める言動。

⁵ハラスメント：嫌がらせやいじめ。嫌がらせやいじめをする側とされる側が特定の関係性にあるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、アカデミックハラスメント等がある。

※アカデミックハラスメントは研究・教育上の権限または学術組織での職場権限を乱用して、研究活動、教育指導、又は業務上の妨害、嫌がらせを行ったり、不利益を与えること。略称は「アカハラ」。

【「人権問題」についての考え（経年比較）】



- ☐ 自分自身の問題として積極的に取り組みたい
- ☒ みんなの努力でなくすべきだ
- ☒ 自分はせめて人を差別しないように気をつけたい
- ☒ 差別をなくすことは無理だ
- ☒ 差別があっても仕方がない
- ☒ 分からない
- ☐ 無回答

※「自分自身の問題として積極的に取り組みたい」は、平成30年度以前では「差別は絶対許せない。自分自身の問題として積極的に取り組みたい」としていた

※「みんなの努力でなくすべきだ」は、平成30年度以前では「差別は絶対許せない。みんなの努力でなくすべきだ」としていた

※「自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」は、平成30年度以前では「差別されている人は気の毒だが、自分にはどうすることもできない。自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」としていた

※「差別をなくすことは無理だ」は、平成30年度以前では「差別がないことは理想であるが、差別をなくすことは無理だ」としていた

※「差別があっても仕方がない」は、平成30年度以前では「人間は他人より優位に立ちたいという気持ちなどがあり、差別があっても仕方がない」としていた

※「分からない」は、平成25年度から追加された選択肢



【近年施行された人権に関わる法律】

平成 16（2004）年	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 （性同一性障害特例法）
平成 17（2005）年	犯罪被害者等基本法
平成 18（2006）年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 （高齢者虐待防止法）
平成 24（2012）年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 （障害者虐待防止法）
平成 25（2013）年	いじめ防止対策推進法
平成 26（2014）年	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 （リベンジポルノ防止法）
平成 27（2015）年	生活困窮者自立支援法
平成 27（2015）年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）
平成 28（2016）年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （障害者差別解消法）
平成 28（2016）年	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
平成 28（2016）年	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律（ハイトスピーチ解消法）
平成 28（2016）年	成年後見制度の利用の促進に関する法律 （成年後見制度利用促進法）
平成 28（2016）年	児童福祉法等の一部を改正する法律 （平成 28 年児童福祉法等改正法）
平成 28（2016）年	再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止法）
平成 29（2017）年	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 （技能実習法）
平成 31（2019）年	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律
令和 2（2020）年	第 5 次男女共同参画基本計画
令和 3（2021）年	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律
令和 5（2023）年	こども基本法
令和 5（2023）年	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の 理解の増進に関する法律（L G B T 理解増進法）
令和 6（2024）年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）
令和 6（2024）年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する 法律
令和 6（2024）年	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）
令和 6（2024）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 名称変更：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

2 策定の趣旨

互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくるため、自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現を基本理念として平成16（2004）年4月に策定した、厚木市人権施策推進指針は、令和元（2019）年10月に改定を行いました。

改定から5年が経過し、その間、人権問題は多様化・複雑化し、それに対応する形で法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しました。

国は、令和5（2023）年4月に、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の発足と同時に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」を施行し、同年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を進めるため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）を施行しました。

また、令和6（2024）年4月には、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めていくため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）を施行しました。

このほか、様々な人権問題に対する法整備が進められてきましたが、所得格差の拡大による貧困問題などの社会的要因を背景とした人権問題の深刻化、インターネットによる人権侵害のような、様々な分野の人権問題と連携して生じる複合的な人権問題も多く発生しています。加えて近年では、「見た目問題」と呼ばれる、先天的又は後天的な理由で、体の外見に特徴的な目立つ症状のある人が、様々な社会的困難を抱えている新しい人権問題も顕在化してきました。

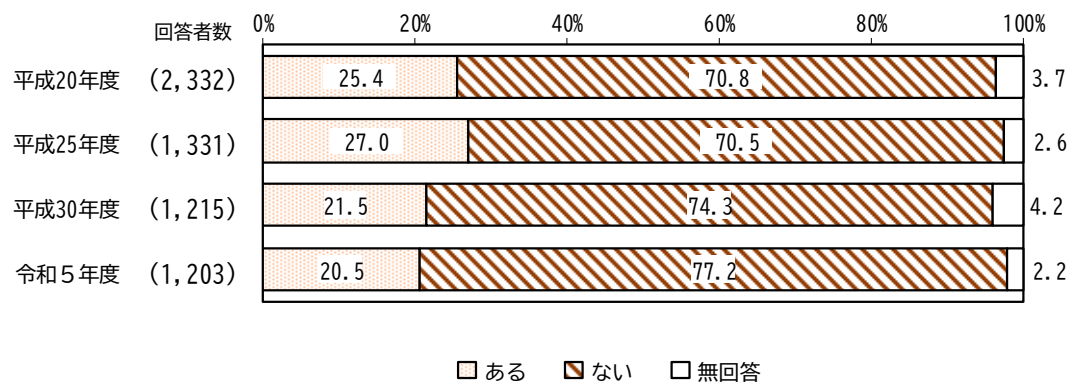
令和2（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染者やその家族、医療従事者等への差別が発生したことや、児童虐待、DV^{※6}の増加、非正規雇用労働者等の雇い止めなどの状況を発生させ、社会的に弱い立場にある人ほど影響を受けた状況となり、平時における人権啓発の重要性を再認識することとなりました。

加えて、市民意識調査の結果においても、自分の人権が侵害された経験について、「ある」の回答が、経年では減少しているものの、依然として20.5%あることから、引き続き、人権教育・啓発の推進とともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

このような、前指針策定以降の社会情勢の変化や、本市の各施策分野における人権関連施策の動向、市民意識調査の結果等を反映するため、厚木市人権施策推進指針の改定を行います。

⁶ DV（Domestic Violence：ドメスティック・バイオレンス）：家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人等近い関係にある異性への身体的、精神的、性的暴力。

【自分の人権が侵害された経験の有無（経年比較）】

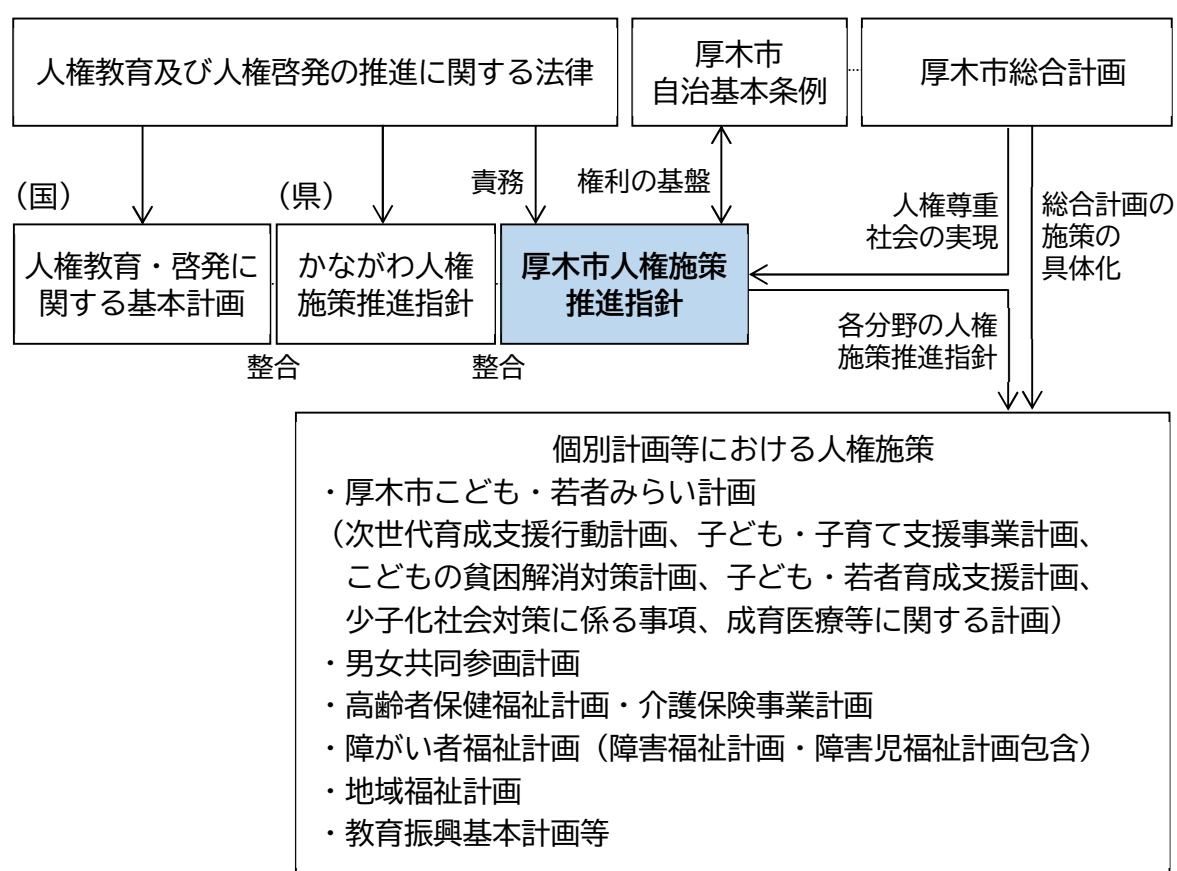


3 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する、地方公共団体としての本市の責務を果たすための基盤となるものです。

また、厚木市総合計画が目指すまちづくりにおける人権施策を推進するための基本理念や、各施策分野の施策の方向性を示すもので、本市が策定する各種計画等の推進に当たり、人権尊重の考え方を示すとともに、自治基本条例に規定する市民の権利、子どもの権利を擁護するための基盤としても不可欠なものとなります。

なお、5年毎に行う市民意識調査の結果の反映や、人権を取り巻く国内外の動向、社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。



第2章

指針の基本的考え方

1 基本理念

人権は、人間の尊厳に基づいて、全ての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。そして、人権が尊重され、守られた社会は、全ての人が自信と誇りを持って、生き生きと個性や能力を発揮できる社会となるはずです。

そこで、本市では人権施策推進の基本理念として、「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～」を掲げます。

私たちは、この厚木市において、全ての人が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、共に生き、支え合うまちづくりを目指します。

【 基 本 理 念 】

自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現
～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を
発揮できる社会をつくります～

2 基本姿勢

一人一人の人権が尊重されるように、基本理念を実現するため、人権施策を推進する基本姿勢として、次の3点を掲げます。

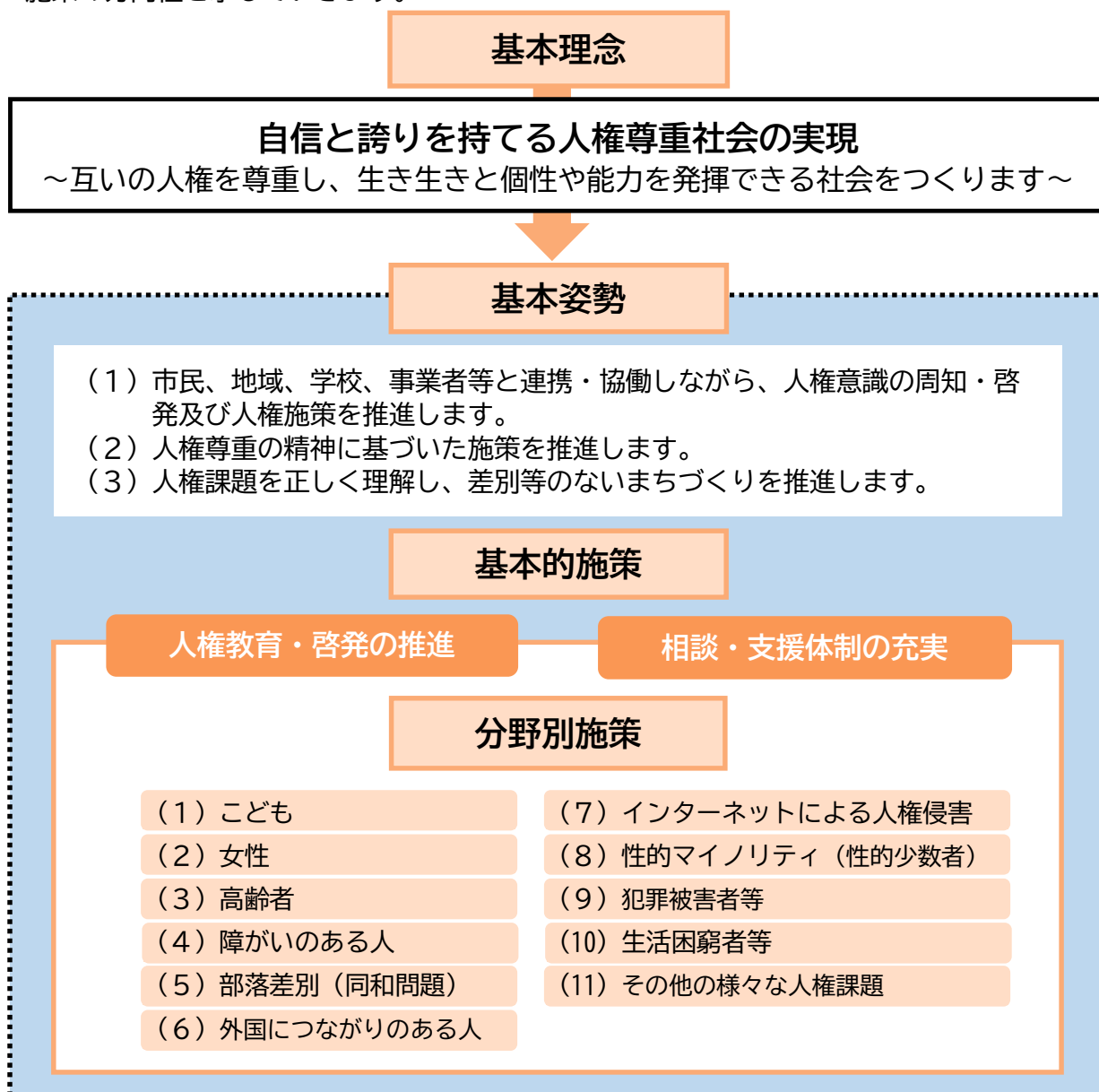
- (1) 市民、地域、学校、事業者等と連携・協働しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進します。
- (2) 人権尊重の精神に基づいた施策を推進します。
- (3) 人権課題を正しく理解し、差別等のないまちづくりを推進します。

3 指針の体系図

本指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～」を目指すために、人権施策を進めていく必要があります。

人権施策については、人権尊重の理念を普及させるために、包括的な施策として「人権教育・啓発の推進」及び「相談・支援体制の充実」を基本的施策とします。

また、様々な人権課題については、分野別施策とし、法務省が令和6（2024）年度の人権啓発活動の実施に際して掲げる17の啓発活動強調事項^{※7}に基づく、現状と課題、今後の施策の方向性を示していきます。



⁷17の啓発活動強調事項：(1) 女性の人権を守ろう、(2) こどもの人権を守ろう、(3) 高齢者の人権を守ろう、(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう、(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう、(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう、(7) 外国人の人権を尊重しよう、(8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう、(9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう、(10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう、(11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう、(12) インターネット上の人権侵害をなくそう、(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう、(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう、(15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう、(16) 人身取引をなくそう、(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

第3章

人権施策の推進

1 基本的施策

(1) 人権教育・啓発の推進

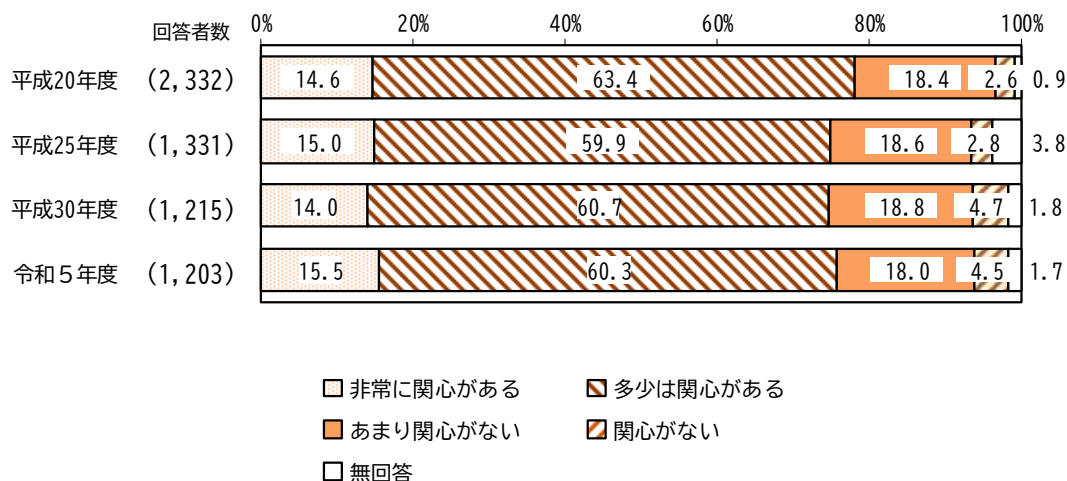
人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付けられるよう、地域の実情等を踏まえながら、学校教育、社会教育などを通じて各種の取組を行っています。

しかしながら、依然として様々な人権問題が生じており、人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる社会になるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され、自己実現が図られていくことが必要です。そのためには、学校教育や社会教育の場を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図られるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動などで、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識できるよう、啓発の内容や実施方法については、理解と共感が得られるものであることが必要であり、人権啓発に関しては、市の広報のみならず、様々な媒体を通じた幅広い周知・啓発に多面的に取り組んでいく必要があります。市民意識調査においても、人権問題への関心について、「非常に関心がある」の回答が15.5%、「多少は関心がある」の回答が60.3%と、関心があると考えられる回答が合計で75.8%あることから、幅広い周知・啓発に多面的に取り組んでいくことで、より豊かな人権感覚を醸成していくことができると考えます。

【人権問題への関心（経年比較）】



【 主な施策の方向性 】

① 学校、保育所等における人権に関する取組

こどもが命の大切さや他人の心の理解や違いを認め合うことを、集団生活の中で理解し、発達段階に応じて人権意識を身に付けられるように、人権の理解と意識の高揚を図ります。

- ・学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通じて、自他を大切にし、互いに認め合える豊かな心を育成するとともに、命の大切さを学び、人権尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。
- ・人権教育の取組が地域社会へと広がるよう、家庭や地域との連携を深めます。
- ・人権教育における諸課題について研修を通して、教職員・保育士等一人一人の人権感覚を磨き、指導力の向上を図ります。
- ・こどもの権利について教職員の認識を深め、児童の権利に関する条約等について発達段階に応じて児童・生徒に指導するとともに、保護者への啓発を行います。

② 地域社会における人権に関する取組

地域社会は、日頃の人との交わりや出来事等を通じて人間の多様性を理解し、また、共通の地域課題を共に考えることで、共生・共存のあり方を学ぶ場となります。このような地域社会の特性を有効に活かすため、地域社会と連携して人権啓発や学習機会の提供を図り、地域における実践力を高めます。

- ・自治会等と連携し、一人一人の人権問題に対する正しい理解を深め、人権意識を高める啓発を行います。
- ・社会教育においては、人権尊重の精神を基盤とした人権に係る学習の機会を提供するとともに、社会教育関係団体等と連携を図りながら、人権意識を高める啓発活動に努めます。

③ 家庭における人権に関する取組

家庭はあらゆる教育の出発点であり、親と子が豊かな人権感覚を養う上でも重要な場となります。親がこどもをかけがえのない存在としてその個性を尊重し、また、こどもが命の大切さや他人を思いやる豊かな心を育めるように子育てや家庭教育の支援を図ります。

- ・子育てやこどもの権利に関する情報や学習機会の提供を図るとともに、子育て・家庭教育に関する相談及び支援の充実を図ります。
- ・児童虐待防止に関する啓発や情報提供を行うとともに、虐待の早期発見及び適切な支援を図るための取組を進めます。

④ 企業・事業所等における人権に関する取組

企業・事業所等の人権問題は、主に従業員との間で起きています。パワーハラスメント※⁸、セクシュアルハラスメント※⁹、マタニティハラスメント※¹⁰等のハラスメント問題、非正規労働者や外国人労働者をめぐる問題、採用・昇進・待遇等の公平性に関わる問題、長

時間勤務や過労死の問題等、様々な問題があります。このほか、顧客の個人情報の漏えい、サプライチェーン^{※11}を介した途上国での人権問題（例えば、途上国の委託先での児童労働等）への間接的加担等の問題も生じています。

地域の一員である企業・事業所等が人権問題の解消やリスク対策に取り組めるように、情報提供や相談等による支援を行い、労働者の人権擁護の促進を図ります。

- ・企業・事業所等における人権研修の実施を働きかけ、ハラスメントの防止や機会均等の環境整備を進め、人権尊重に基づく職場づくりを支援します。
- ・企業・事業所等や関係機関との連携により、ワーク・ライフ・バランス^{※12}を実現できる労働環境づくりを推進します。
- ・企業・事業所等の人権問題の解消及びリスク対策に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ・企業・事業所等にLGBT理解増進法、女性支援新法、障害者差別解消法など法改正等について、周知・啓発します。

⑤ 行政における人権に関する取組

本市職員は、人権問題の解決における責務を自覚するとともに、本市の施設や事務事業において率先的に人権尊重・人権擁護を実践していくことが求められます。また、地域社会における人権意識の高揚を図っていくことも求められます。そのため、人権に関するマニュアル等の整備や職員研修等を通じて職員の人権意識の向上を図るとともに、本市にある人権問題の情報を共有するなど、人権問題の解消に努めます。

- ・人権や人権問題に対する職員の理解を深めるため、職員研修等を実施します。
- ・市民の個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努め、人権尊重の視点で行政を進めます。
- ・障害者差別解消法に対応するため、事務事業におけるマニュアル等を整備し、障がい理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人への合理的な配慮を提供します。
- ・生活保護や生活困窮者自立支援制度等をはじめとして、行政への相談や申請に踏み切れずにいる方も少なくない見込まれることから、相談しやすい体制を整備するとともに、プライバシーへの配慮を強化し、市民が正しく権利を行使できるように努めます。

⁸パワーハラスメント：組織や社会で地位的に強い者（政治家、会社社長・役員、大学教授等）が、その権力（パワー）や立場を利用して行う嫌がらせやいじめ。略称は「パワハラ」。

⁹セクシュアルハラスメント（セクシャルハラスメント）：性的いやがらせ。特に、職場や学校等で行われる性的・差別的な言動。略称は「セクハラ」。

¹⁰マタニティハラスメント：職場等での女性に対する妊娠・出産に関する嫌がらせ。嫌がらせの言動をとることに加え、妊娠を理由として自主退職を強要すること、育児休暇を認めないこと、妊娠しないことを雇用の条件にすること等もマタニティハラスメントに該当する。略称は「マタハラ」。

¹¹サプライチェーン：供給網。製品・サービスの提供にあたって、原料の段階から消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。途上国等での原材料の仕入れ先や製造委託先等による労働問題や環境問題によって、知らないうちに労働者や地域住民の人権侵害に加担してしまい、発注先企業等が批判を受ける事案が生じており、サプライチェーンを通じた人権リスクが問題となっている。

¹²ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、幅広い文脈で用いられる。もともとは、英米で、労働者の生産性を高めるために労働者の私生活の充実に配慮する趣旨で用いられた。日本国内では、仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりの趣旨で用いられることが多い。

（２）相談・支援体制の充実

現在も不当な差別、虐待、暴力、名誉き損などの人権侵犯事件が後を絶たず、その内容も多岐にわたるなど深刻な状況にあります。こうした状況において、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対し、相談を受ける中で当事者が主体的に解決するための助言を行うなど、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実を図る必要があります。

また、様々な人権問題に対応するためには、国・県及び関係機関・団体等との密接な連携を図りながら、問題解決に向けて迅速かつ的確に対応できる総合的な相談支援体制を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行っていくことが必要です。

【 主な施策の方向性 】

① 相談体制の充実

人権問題について市民が身近に相談できるよう、相談窓口の充実や周知を図ります。
また、相談機関における研修、交流を通じて相談員の資質の向上を図ります。

② 相談から措置対応等への迅速な展開

虐待やDV等で緊急を要する人権侵害に対しては、安全確保のため、関係機関との連携により、迅速に相談から一時保護等への支援を行います。

また、高齢者、障がい者等による福祉サービス等への苦情対応や権利擁護の体制の充実を図ります。

③ 国・県・関係機関等との連携強化

人権問題への総合的な対応に向けて、法務局等の国の関係機関、県、人権擁護委員^{※13}連合会等人権に関係する相談支援機関との連携強化を図ります。

また、人権に関する啓発や、人権問題に直面した市民の相談支援、救済、権利回復、自立支援等を行うために、人権問題を専門とするNPO・NGO等の各種団体との連携強化に努めます。



¹³人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。

2 分野別施策

人権尊重のまちづくりにおいては、あらゆる分野で人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。法務省は、広く17の人権課題を令和6（2024）年度の啓発活動強調事項として取り上げています。本指針は、この17の人権課題への対応を図るものですが、中でも以下の10課題について、分野別の重点課題として取り上げます。

【 分野別の重点課題 】

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) こども | (6) 外国につながる人 |
| (2) 女性 | (7) インターネットによる人権侵害 |
| (3) 高齢者 | (8) 性的マイノリティ（性的少数者） |
| (4) 障がいのある人 | (9) 犯罪被害者等 |
| (5) 部落差別（同和問題） | (10) 生活困窮者等 |

その他、様々な人権課題として、以下の7課題を取り上げます。

【 その他の様々な人権課題 】

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) アイヌの人々 | (5) 人身取引（トラフィッキング）※ ¹⁶ |
| (2) HIV※ ¹⁴ 感染者・ハンセン病※ ¹⁵ 患者等 | (6) 震災等の災害等に起因する人権課題 |
| (3) 刑を終えて出所した人やその家族等 | (7) その他の人権課題 |
| (4) 北朝鮮当局に拉致された被害者等 | |



¹⁴HIV：エイズの原因となるヒト免疫不全ウイルス。

¹⁵ハンセン病：らい菌によって生じる慢性の感染症。皮膚に結節・斑紋ができ、その部分に知覚麻痺がある。日本国内では平成8年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策が行われた。

¹⁶人身取引（トラフィッキング）：人身売買。売春・強制労働・臓器摘出といった搾取を目的として、暴力・脅迫・誘拐・詐欺等の手段を用いて人を連れ去りや売買をすること。

(1) こども

平成元（1989）年11月の国連総会でこどもの生存、発達、保護などの基本的な権利を国際的に保障するため、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、日本は平成6（1994）年4月にこの条約を批准しました。その後、平成11（1999）年11月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童保護等に関する法律」（児童ポルノ禁止法）、平成12（2000）年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、平成25（2013）年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その後も、こどもの人権擁護に関する法整備は進められ、本市においても、平成29（2017）年10月に「厚木市いじめ防止基本方針」を改定し、全てのこどもたちが安心して学ぶことができる環境の継続と、生き生きと輝くことができる学校づくりを推進することで、いじめを防止し、こどもの人権擁護に努めてきました。

しかしながら、少子化や核家族化などの家族形態の変容、地域コミュニティにおける人的つながりや子育て機能の低下・子育ての孤立化、インターネットやスマートフォン等の普及に代表される急速なデジタル社会への移行など、社会環境が急激に変化する中、依然として、こどもを取り巻く人権状況は厳しく、いじめ、体罰、虐待、不登校、ひきこもり、貧困、児童ポルノ等の性被害など、こどもの人権が侵害される事案は後を絶たず、大きな社会問題となっています。

また、近年、「ヤングケアラー」に社会的関心が高まっています。子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーを、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者としており、自分の時間を持つことができず、友人との関係や学校生活のほか、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担うこどもたち自身の人生に大きな影響を及ぼすことがあります。

本市が令和4（2022）年度に実施した厚木市児童・生徒の生活実態に関するアンケート調査によると、「世話をしている家族がいる」の割合で小学6年生が11.4%、中学2年生が7.9%と、全国調査の小学6年生の6.5%（令和3（2021）年度）、中学2年生の5.7%（令和2（2020）年度）よりも高い割合となっています。本市では、令和5（2023）年4月にヤングケアラー・コーディネーターを設置したほか、令和6（2024）年4月に「厚木市ヤングケアラーの早期発見・支援に関するマニュアル（支援者向け）（第2版）」を策定するなど、ヤングケアラーを早期に発見し、支援するための体制強化に取り組んでいます。

国は、令和5（2023）年4月、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の発足と同時に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」を施行しました。

そして、同年12月には、「こども大綱」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを掲げています。

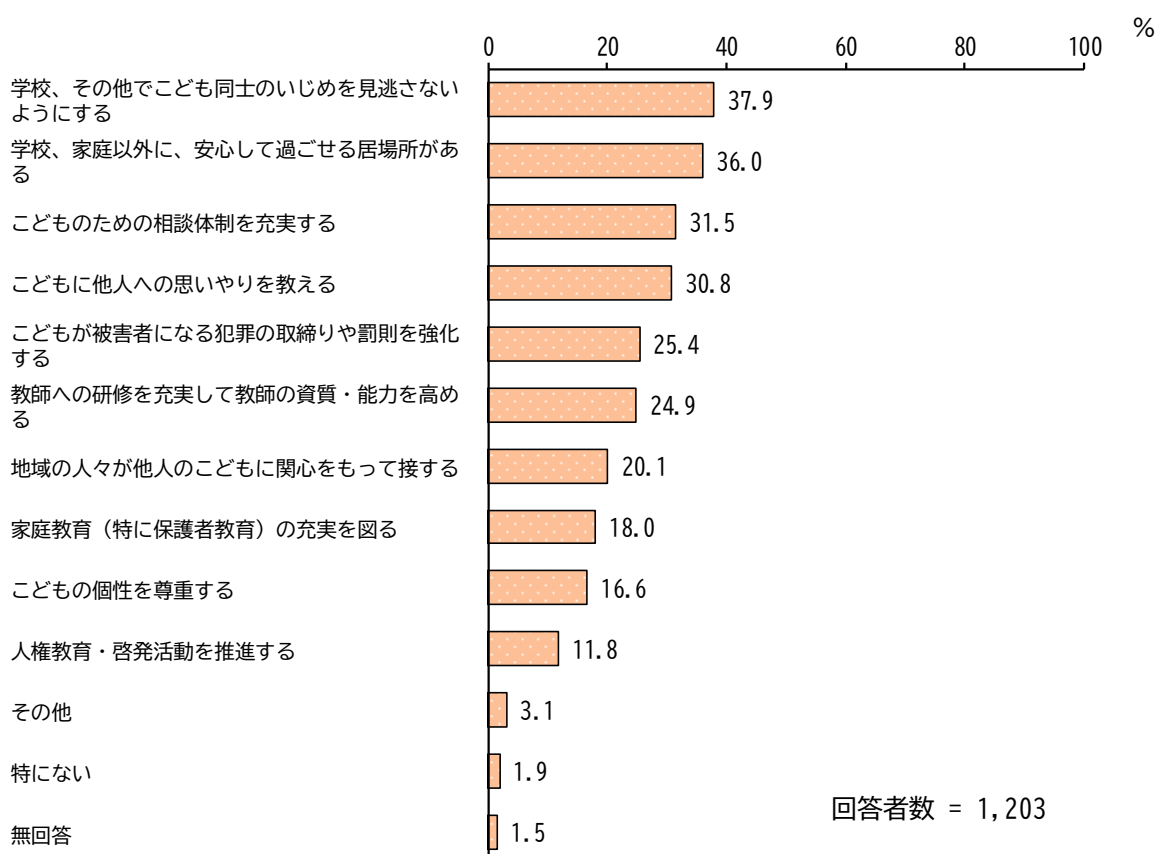
市民意識調査では、こどもの人権を守るために必要だと思うものについて、「学校、その他でこども同士のいじめを見逃さないようにする」の割合が37.9%と最も高く、「学校、家庭以外に、安心して過ごせる居場所がある」が36.0%、「こどものための相談体制を充実する」が31.5%と続いています。

本市としては、こども大綱が目指す「ウェルビーイング」を実現するため、家庭や学校

だけではなく、地域社会全体でこどもを育てるという機運を高め、成長過程で生じる問題解決のため、こどもの声を聴き、共に考えながら、切れ目のない相談・支援体制の充実に取り組んでいきます。

また、こどもの人権尊重においては、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、こどもとしての権利や自由を尊重していくことが必要です。

【こどもの人権を守るために必要だと思うもの】



【主な施策の方向性】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ こどもの発達段階に応じた人権尊重教育の推進を図ります。
- ・ 学校、保育所・幼稚園、関係機関等とともに、障がいや発達等に関する正しい理解の普及を図り、身体・知的・精神等の障がいや発達障がいのあるこどもの人権擁護を図ります。

② 相談・支援体制の充実

- ・ こどもが日常抱える悩みやいじめ等には、早期の適切な対応が必要となります。学校や関係機関との連携を通して、こどもや保護者、地域の方等が、相談や通報しやすい体制の充実に努めます。
- ・ こどもの人権及びこどもの心と体を守る環境づくりを推進します。

③ 児童虐待の防止・相談体制の充実

- ・ 児童虐待防止に関する啓発を推進するとともに、児童虐待の早期発見及び適切な支援を図るため、相談体制の充実に努めます。

④ 子育ての支援

- ・ こどもや保護者等が気軽に利用できる居場所や環境づくりの充実に努めます。
- ・ 発育・発達に関する不安があるこどもにとって適切な発育・発達環境及び支援の整備に努めます。
- ・ 子育てに関する保護者の不安を解消し、適切な支援につなぐため、保護者等の多様な悩みに対応する相談・支援体制の充実に努めます。

⑤ いじめ防止対策の推進

- ・ 各学校において、「厚木市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、保護者や地域の連携のもとに、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に努めます。また、いじめの実態把握やいじめの防止等のための実効的な対策について協議を行います。
- ・ こどもが、自分の大切さとともに、他人の大切さを認め、互いの人権や尊厳を尊重できる、「いじめを行わない人」として育つことができるよう、家庭・学校・地域それぞれが必要な取組を進められるよう支援します。
- ・ いじめの問題を抱えた児童・生徒が気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。
- ・ 「こどもまんなか社会」の実現を目指し、いじめの早期発見と解決のため、いじめ防止対策の体制構築など、市長部局と教育委員会等との連携促進等に取り組みます。

⑥ 支援教育の充実

- ・ 各学校において、障がいのあるなしに関わらず、全ての児童・生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶために、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援ができるよう、校内支援体制を確立し、インクルーシブ教育^{※17}の推進に努めます。
- ・ 障がいのあるこども一人一人のニーズに合わせた療育支援に努めます。また、療育が必要なこどもを持つ保護者の支援にも努めます。

- ・発達障がい等の児童・生徒が、学校生活を送る中で、必要とされる特別な支援体制の整備に努めます。
- ・日本語指導が必要な外国とつながりのある子どもが速やかに学校生活や地域生活に慣れるための取組を推進します。

⑦ こどもの心と体を守る環境づくり

- ・児童買春、薬物、性犯罪・性暴力等こどもの健全な成長にとって大きな悪影響を及ぼす問題から子どもを守るため、関係機関と連携し、啓発を図ります。

⑧ ヤングケアラーへの支援

- ・ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話をを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を担うことで、学校に行けない、希望する進路に進めないなど、こどもの権利侵害が懸念される重大な問題です。社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、関係機関と連携して支援の取組を推進します。



¹⁷インクルーシブ教育：全ての子どもが同じ場所で共に学び共に育つことを目指す教育。

(2) 女性

全ての人が性別に関わらず平等で差別されないとする理念は、日本国憲法や世界人権宣言に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。

しかしながら、「男性はこうあるべき」、「女性はこうあるべき」という、性別の役割による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス^{※18}）は、今も社会に根強く残っており、家庭や職場、地域など、様々な場面で男女差別を生む原因となっています。

このことは、市民意識調査の結果にも現れており、「性別」を理由とする差別を受けたことがあると回答した割合は、男性が6.7%、女性が29.5%と大きく乖離しています。また、「職業・雇用形態」、「年齢」、「こどもがいないこと」についても男女で大きく人権侵害を受けた経験が異なる結果となり、男女共同参画社会が実現しているとは言えない状況です。

国は、平成28（2016）年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、平成30（2018）年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（候補者男女均等法）を施行し、女性の活躍を促し、社会的地位の向上を図るための法整備を進めるとともに、令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）の施行により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めることになりました。

近年、様々な場面で活躍する女性は増えていますが、日本は令和6（2024）年に発表された国際的な男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数^{※19}が146か国中118位と、依然として、女性の社会進出が国際社会の中で遅れていると評価されており、政策・方針決定過程における女性の参画や能力を発揮できる機会が男性と同じように提供されているとは言えないこと、また、就業においても、非正規雇用労働者に占める女性の割合は高く、社会状況が不安定になった際に、経済的困難に陥る可能性が高いことなどが危惧されています。

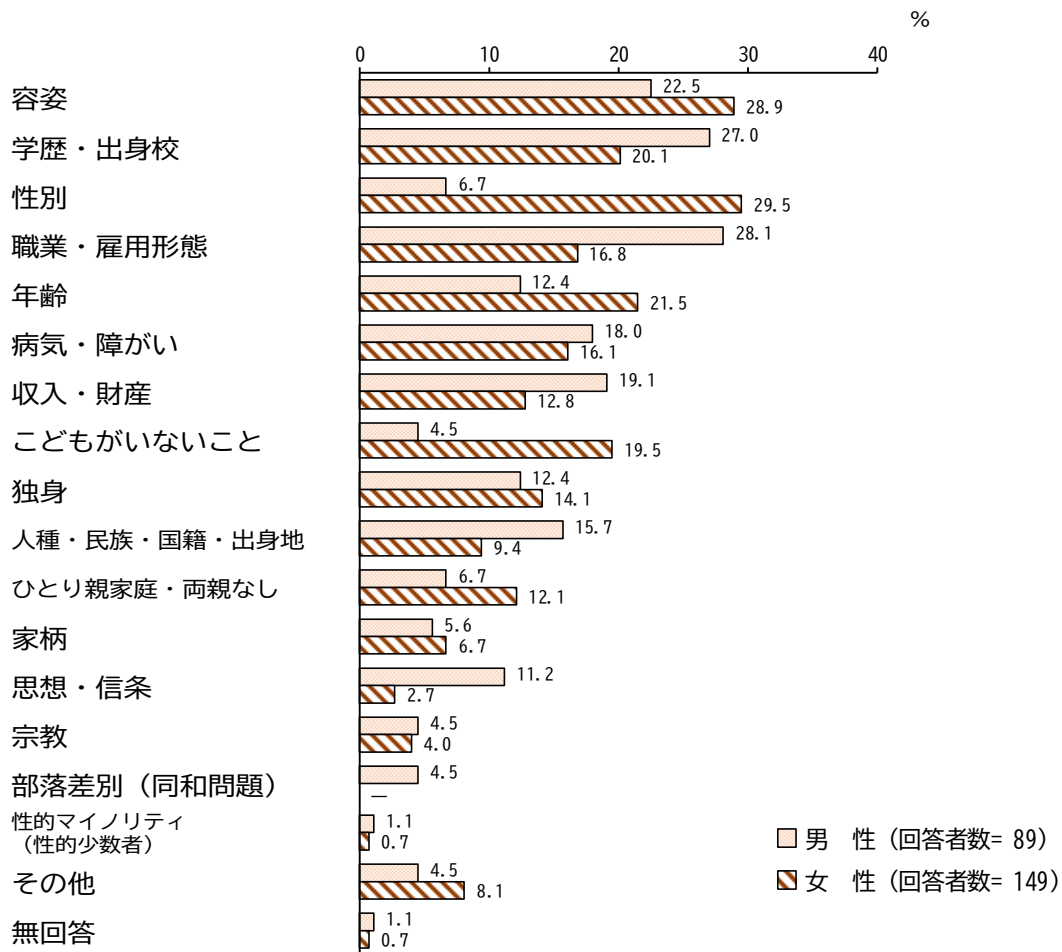
また、男女問わず、偏見や差別が生じている中、配偶者やパートナーなどからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメントや妊娠や出産等を理由とするマタニティハラスメント、性犯罪などは、女性が被害を受けることが多いのが現状です。

本市では、令和5（2023）年3月に策定した「第4次厚木市男女共同参画計画」において、暴力やハラスメントの根絶を目指すとともに、被害者が安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう関係機関や庁内の連携・協働を強化することとしていることから、男女共同参画社会の実現に向け、着実に計画を実施していくことが必要です。

¹⁸アンコンシャス・バイアス：自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

¹⁹ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表している社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命等から算出される。

【受けた人権侵害の内容について】



【主な施策の方向性】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 学校、家庭、地域、職場等で、男女平等意識や人権意識の周知・啓発を推進します。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 女性の様々な悩みに対応するとともに、自らが悩みを解決し、主体的な生き方を選択できるように、相談体制の充実を図ります。

③ 男女共同参画の推進

- ・ 女性が働きやすく、活動しやすい環境づくりを推進するとともに、あらゆる分野で女性の活躍の機会が確保されるように、男女共同参画の啓発・周知を図ります。
- ・ 家事、育児、介護等においては、女性に偏りがちとなっている現状を踏まえ、さまざまな場面における男性等の参画を促進するための意識啓発を図ります。また、男女と

もに仕事と家庭の責任を分かち合える社会を目指して、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

- ・働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ・市政に声を届けるのが難しい女性の意見・要望等を反映していくため、市政における男女共同参画を推進します。

④ 安心・安全な暮らしの実現

- ・誰もが安心・安全な暮らしを送れるように、DV防止及び様々なハラスメント防止に向けた周知・啓発を図ります。
- ・DV被害者等の安全確保及び自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・DV防止等を図るため、関係機関等との連携・協働に努めます。

⑤ 多様な生き方を可能にする教育、学習機会の充実

- ・個性や能力を活かす生き方を支援するため、教育や学習の機会の充実及び情報提供に努めます。

⑥ 職業生活における活躍支援

- ・働きたい女性が「仕事か家庭か」といった二者択一を迫られることなく働き続け、個性と能力を十分に発揮することができるよう、育児・介護の基盤整備や、女性が働きやすい就業環境の整備を図ります。



(3) 高齢者

高齢者人口は、年々増加を続け、本市においても既に市民の約4人に1人が65歳以上の超高齢社会に突入し、令和5（2023）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回りました。高齢化の加速が進む中、令和7（2025）年に団塊の世代が後期高齢者である75歳を迎え、令和22（2040）年には、その団塊の世代のこども世代にあたる団塊ジュニア世代が65歳を迎えます。令和27（2045）年には、高齢者人口のピークを迎え、市民3人に1人は高齢者となり、支援が必要な高齢者も急増すると見込まれています。

社会構造の変化や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより、高齢者を支える担い手が減少している中、虐待、介護放棄、特殊詐欺による財産や金銭の搾取といった人権侵害が社会問題となっています。

国は、平成18（2006）年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）を施行し、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策を国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することといたしました。

また、令和6（2024）年1月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）を施行し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進していくことを決めました。

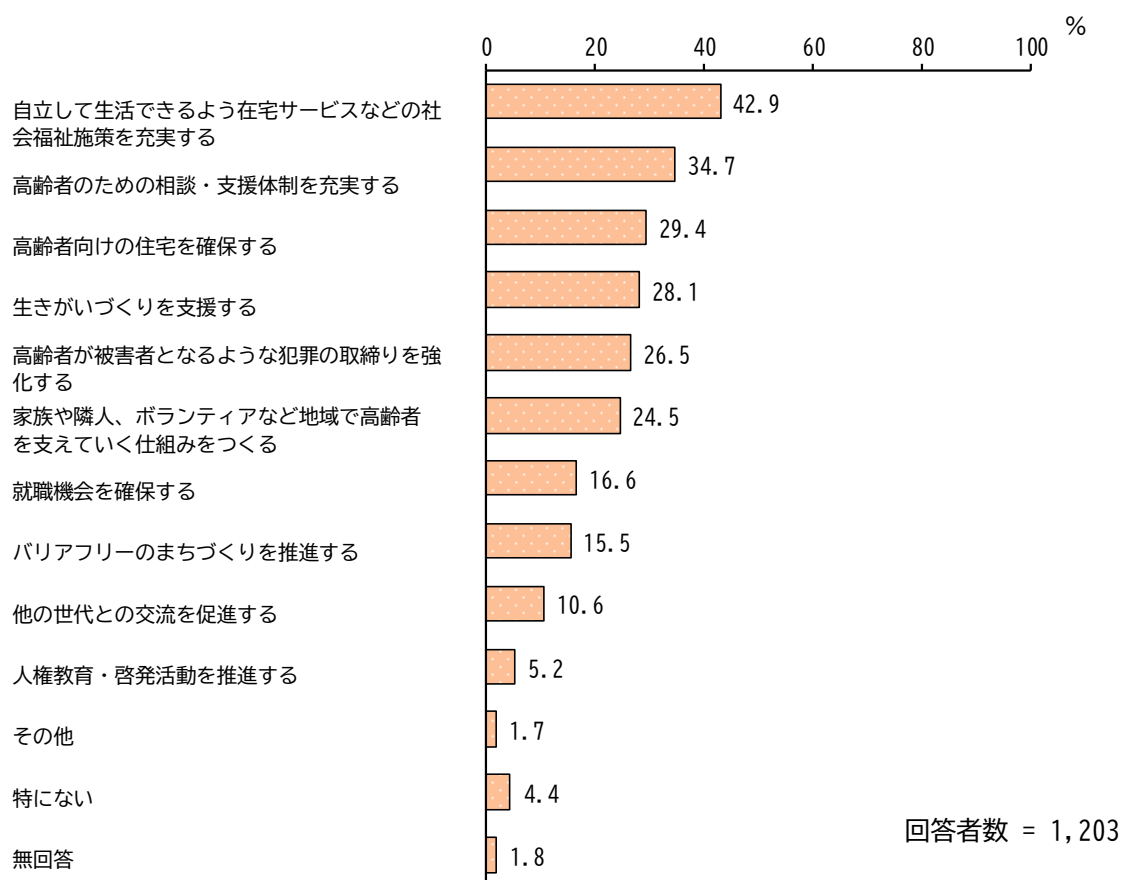
市民意識調査では、高齢者の人権を守るために必要だと思うものについて、「自立して生活できるよう在宅サービスなどの社会福祉施策を充実する」の割合が42.9%と最も高く、「高齢者のための相談・支援体制を充実する」が34.7%と続いています。

本市では、令和6（2024）年4月に「厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」を策定し、「高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり」を基本理念に掲げ、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などが一体的に提供できる体制の整備を進めるとともに、高齢者が健康で充実した生活を送ることができる取組を推進しています。

今後、さらに高齢化が加速していく中、制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら住み慣れた地域で安心して暮らしていくことが求められています。

高齢者が生き生きと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取組が必要です。

【高齢者の人権を守るために必要だと思うもの】



【主な施策の方向性】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 認知症に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を図るための教育・啓発の推進を図ります。
- ・ 高齢者が地域で安心して安全に暮らせるように、高齢者の人権侵害の防止や権利擁護に向けた見守り・支援等の体制整備の推進を図ります。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 高齢者の健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、生活の質の向上に向け、高齢者及び家族が抱える悩みから虐待等の人権侵害に関する相談まで総合的に対応するための相談・支援体制の充実を図ります。

③ 高齢者虐待の防止

- ・ 高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを通じ、虐待防止に関する啓発を図ります。
- ・ 虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた見守り等の取組の推進を図ります。

④ 権利擁護制度の利用促進

- ・ 権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の推進や虐待防止を通じて、自力で権利を行使することが難しい高齢者の権利擁護を図ります。

⑤ 「生きがい」の場の確保

- ・ 高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る各種事業や場の確保の充実を図ります。

⑥ 福祉・介護サービスの充実

- ・ 支援が必要な高齢者の安心・安全な生活を支えるため、見守りや緊急通報、移動支援等の多様な高齢者福祉サービス、在宅や通所、施設での介護保険サービスの充実を図ります。

⑦ 就労支援の充実

- ・ 働きたい高齢者がいつまでも働けるように高齢者の就労の支援を図ります。

⑧ 市政への参加機会の確保

- ・ 市政に声を届けるのが難しい高齢者の意見・要望等を反映していくため、高齢者が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

⑨ 孤独・孤立支援

- ・ 関係機関と連携した相談活動や、就労支援、地域づくりなどを通じて、社会から孤立させない、排除しない、全ての人を受け入れる、ともに生きる社会の実現に向けた取組を推進します。



(4) 障がいのある人

平成18(2006)年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

日本は、平成26(2014)年1月にこの条約を批准しましたが、批准に向けて、平成23(2011)年に「障害者基本法」の改正、平成24(2012)年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の施行、平成25(2013)年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の施行等、法制度の整備が行われました。

しかしながら、平成28(2016)年7月に、県内の障害者支援施設において、障がい者に対する偏見や差別を背景とした殺傷事件が発生し、社会に大きな衝撃を与え、それ以降も、障がい者施設における不適切支援の案件が散見されていることから、依然として、障がい者への偏見や差別が根強く存在しています。

このことは、市民意識調査の結果にも現れており、障がいのある人の人権で特に問題があると思うものについて、「差別的な発言や行為をすること」の割合が45.3%と、前回調査よりも3.8ポイント、前々回調査よりも11.4ポイント関心が高まっています。

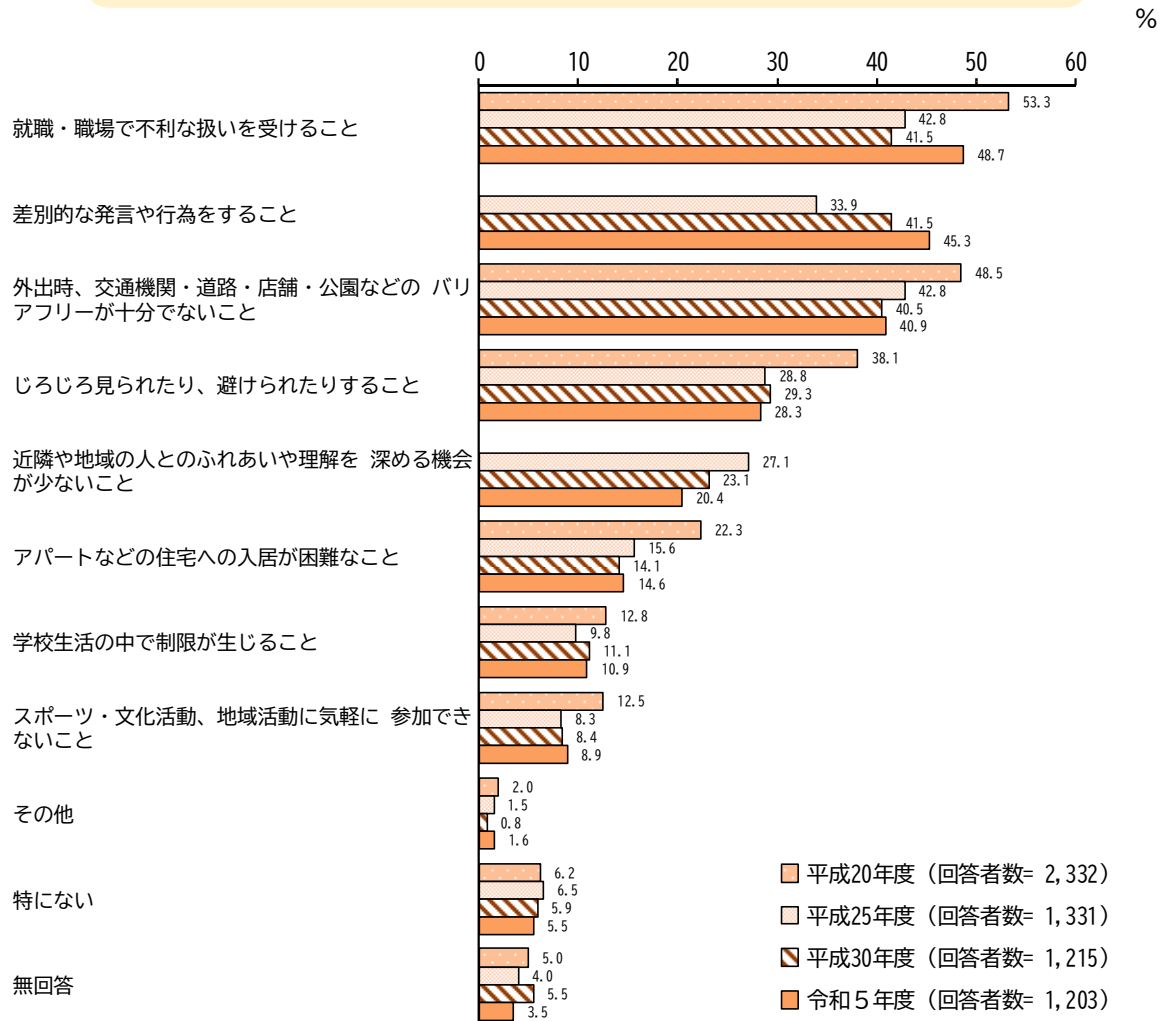
国は、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)を施行し、行政機関等や民間事業者による障がい者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供等を明記しました。その後、令和3(2021)年5月に一部法改正され、令和6(2024)年4月から民間事業者による障がい者への合理的配慮を義務化するなど、引き続き、偏見や差別の解消に向けた法制度の整備を進めています。

本市が令和6(2024)年4月に策定した「厚木市障がい者福祉計画(第7期)」では、施策の方向の一つとして権利擁護の推進を掲げており、主な取組として、「権利擁護に関する相談窓口の充実」、「障がい者虐待の防止」、「成年後見制度の普及啓発」、「行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進」、「民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動」を定めています。

今後も、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がいのある人への偏見や差別が生じることのないよう、正しい理解と認識を深めていく必要があります。

障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被る場合があります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、障がい者の権利擁護を推進することが必要です。

【障がいのある人の人権で、あなたが人権上特に問題があると思うこと（経年比較）】



※「差別的な発言や行為をすること」、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」は、平成25年度から追加された選択肢

※「外出時、交通機関・道路・店舗・公園などのバリアフリーが十分でないこと」は、平成20年度では「外出時に交通機関・道路・店舗・公園などの利用が不便なこと」としていた

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 障がいや障がい者への理解を深めるため、ノーマライゼーション※²⁰理念の啓発活動を行うとともに、障がいのある人とない人との交流の促進を図ります。
- ・ 障がいのある人もない人も地域社会の一員として共生し、参加できる地域社会の推進を図ります。
- ・ 障がいのあるなしに関わらず、全てのこどもが同じ場所で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育の推進に努めます。

²⁰ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も互いに支え合い、誰もが社会の一員であるという捉え方や環境整備のこと。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 障がい者を理由とした人権侵害等の相談にきめ細かに対応するため、身近な相談体制の充実を図ります。

③ 障がいを理由とする差別の解消

- ・ 日常生活や社会生活、また、雇用における障がいを理由とした差別の解消及び合理的配慮の提供について啓発を図ります。
- ・ 障がい者が安心して行動できるように公共施設等でのバリアフリーの継続的な推進を図ります。

④ 障がい者虐待の防止

- ・ 高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを通じ、虐待防止に関する啓発を図ります。

⑤ 権利擁護制度の利用促進

- ・ 権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度の推進や虐待防止を通じて、自力で権利を行使することが難しい障がい者の権利擁護を図ります。

⑥ 福祉サービスの充実

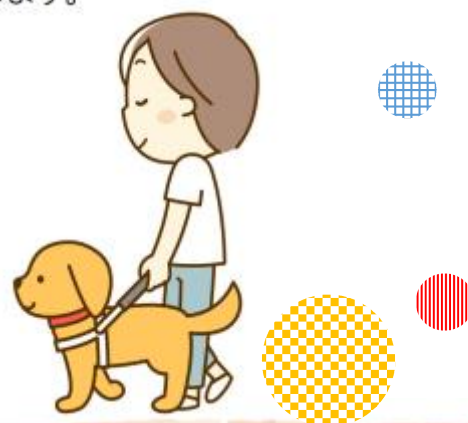
- ・ 障がい者が地域で暮らしていける環境整備を図るとともに、安心・安全な生活を支えるため、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

⑦ 就労支援の充実

- ・ 働きたい障がい者が心身の状態に合わせて働けるように就労の支援を図ります。

⑧ 市政への参加機会の確保

- ・ 市政に声を届けるのが難しい障がい者の意見・要望等を反映していくため、障がい者が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。



(5) 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り制度上の差別はなくなりましたが、生まれた場所（被差別部落）や、その地域の出身であることなどを理由として、一部の人々が、長い間、不当に差別されてきた人権問題です。

この問題解決に向け、国は、昭和40年（1965）年8月の同和対策審議会の答申を踏まえ、昭和44（1969）年7月に「同和対策事業特別措置法」を施行し、その後も一連の特別措置法に基づき、生活環境の改善や啓発活動など諸施策を実施してきました。

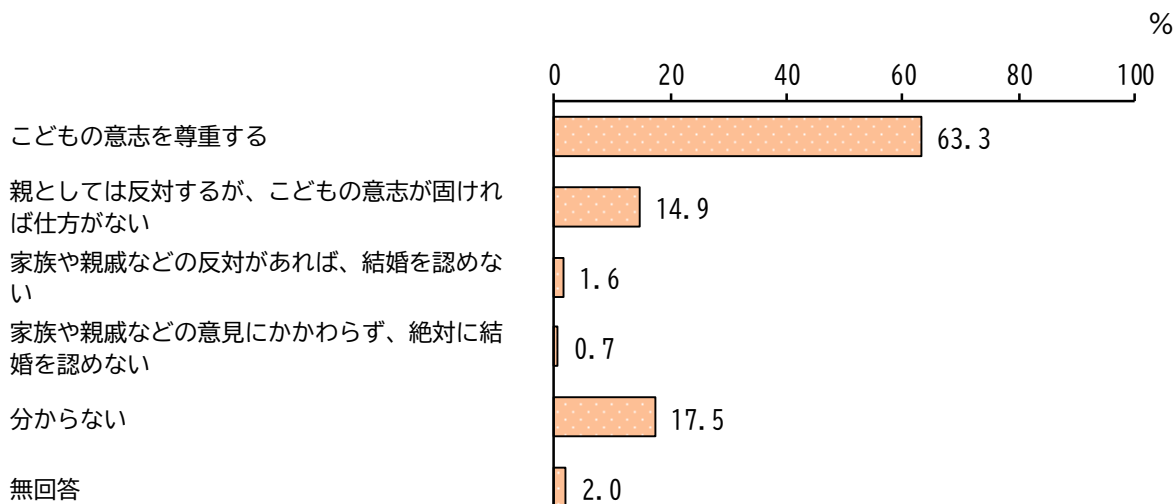
しかしながら、結婚に際しての身元調査として、戸籍等が不正取得されることや、SNS等を通じたインターネット上での差別書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地の情報、氏名等の掲載や動画の公開が繰り返し行われており、依然として、偏見や差別が解消されていないことがうかがえます。

このことは、市民意識調査の結果にも現れており、あなたのこどもが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であると分かった場合の対応について、「親としては反対するが、こどもの意志が固ければ仕方がない」の割合が14.9%、「家族や親戚などの反対があれば、結婚を認めない」が1.6%、「家族や親戚などの意見にかかわらず、絶対に結婚を認めない」が0.7%と、差別意識が存在していると考えられる割合が合計で17.2%となっています。

平成28（2016）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）には、現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が定められています。

本市においても、同法に基づき、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、引き続き、人権教育・啓発の推進とともに、相談・支援体制を充実させていくことが必要です。

【あなたのこどもが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であると分かった場合】



回答者数 = 733

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 同和問題に関する理解を深め、人権教育及び人権啓発を継続的に推進します。

② 人権相談体制の充実

- ・ 差別や嫌がらせ等に対し、人権侵害を受けた人の救済及び問題解決に向けて、人権擁護委員による人権相談、各種相談事業及び関係団体等と連携し、相談体制の充実を図ります。

③ 人権問題意識調査の実施

- ・ 市内の人権問題、市民の人権意識等を把握するため、市民意識調査を継続的に実施し、人権問題の解決・再発防止に向けて、取組等を推進します。

④ えせ同和行為の排除

- ・ えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。



(6) 外国につながる人※²¹

厚木市に住民登録している外国人の人数は、令和6（2024）年4月1日時点で9,527人と、人口に占める割合は4.26%となっております。10年前の平成26（2014）年4月1日時点では5,376人、人口に占める割合は2.39%であったことから、市内で生活をする外国人が大きく増えている状況です。

市内で生活する外国人は、文化や生活習慣の違いや、日本語能力の不足からコミュニケーションを十分とることができないなどの課題があり、行政サービス等の多言語化や、やさしい日本語の活用等によるきめ細かな情報提供、日本語能力を身につけるための支援体制の整備が必要です。

また、日本国籍であっても父母のいずれかが外国籍であるなど、外国につながる人々は、家庭内の言葉や生活習慣の面で日本の暮らしになじみが薄いなど、生活上の困難を抱えている場合もあるほか、名前や外見などを理由にからかわれたり、じろじろ見られたりするなどの差別や誹謗中傷にさらされます。このため、外国人と同様のきめ細かな取組や、差別の解消・防止に向けた取組が必要です。

近年では、特定の民族や国籍の人々への排斥を扇動する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長させる行為であり、決して許されることではありません。国は、平成28（2016）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を施行し、外国につながるのあることを理由とした不当な差別的言動の解消に向けて取組を推進していくことを定めましたが、ヘイトスピーチやインターネット上での悪質な書き込みが繰り返し行われており、差別を許さない人権教育・啓発の推進とともに、相談・支援体制を充実させていくことが必要です。

市民意識調査では、外国人の人権を守るために必要だと思うものについて、「外国人のための相談・支援体制を充実する」の割合が47.8%と最も高くなっており、「外国語による情報提供を充実する」が32.6%、「日本人との交流を促進する」が27.4%と続いています。

本市では、生活に必要な日本語の習得を目指す日本語教室の開催や、異文化交流会の開催など、コミュニケーション及びネットワークの形成を推進していくとともに、外国人相談や災害時における通訳ボランティア登録制度の実施など、相談・支援体制を強化しています。

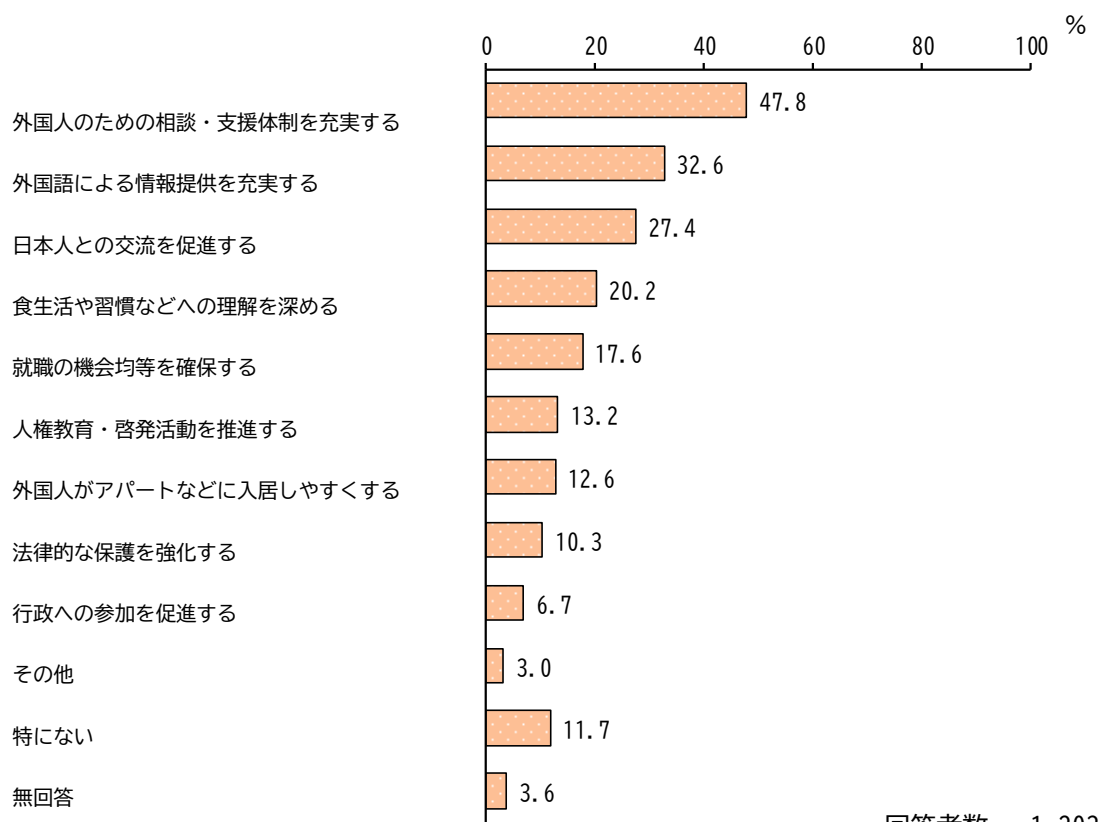
今後も、民族・国籍が異なる人々が互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らしていける取組を推進していくことが必要です。

また、外国につながるのある住民が安心して地域で暮らせるよう、情報提供や相談支援の充実、多文化共生社会の推進や、ダイバーシティ※²²の推進等、多様性を地域の活力にいかしていくことが必要です。

²¹外国につながるのある人：外国籍の市民及び国籍・民族・文化など様々な背景（例えば日本国籍であっても母語が日本語ではない等）を持った市民のこと。

²²ダイバーシティ：多様性。国籍や人種、性別や年齢、宗教、思想・価値観、障がいの有無等の側面で差別なく処遇すること、むしろ積極的に採用すること。

【地域で生活する外国人の人権を守るために必要だと思うもの】



回答者数 = 1,203

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 外国につながる人への偏見や差別の解消と相互尊重の促進に向けて、国民性や文化等の相互理解を図ります。
- ・ 誰もがダイバーシティの視点を持てるように啓発を図ります。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 外国につながる人の人権侵害や生活における多様な悩みに対応する相談・支援体制の整備の充実に努めます。
- ・ 言語による障壁をなくすため、多言語による情報提供及び相談体制の整備を図ります。

③ 相互理解の促進

- ・ 外国につながるのある人の日本語の習得や日本的慣習の理解に向けた支援体制の整備に努めます。
- ・ 差別的な言動等のヘイトスピーチ防止に関する周知・啓発の推進を図ります。
- ・ 学校や地域における多様な交流等を通じて、ダイバーシティの理解や相互コミュニケーションの促進を図ります。
- ・ 学校教育や地域活動等を通じて、様々な国や地域の文化等に関する理解向上を図ります。

④ 外国につながるのある人への生活支援

- ・ 地域で円滑に暮らしていくために必要となるルールやマナー（ゴミ出しの方法等）についての多言語ガイドブックの作成を行います。
- ・ 地域社会及び市政への参画等を促進します。
- ・ 速やかに学校生活に適應するための支援体制の整備に努めます。

⑤ 母語・母文化への配慮

- ・ 母語・母文化の違いに配慮した行政サービスを提供します。

⑥ 就労支援の充実

- ・ 就労を希望する外国につながるのある人の支援を図ります。

⑦ 市政への参加機会の確保

- ・ 市政に声を届けるのが難しい外国につながるのある人の意見・要望等を反映していくため、外国につながるのある人が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

⑧ ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進

- ・ 外国につながるのある人等への偏見や差別に基づく不当な言動を許さない社会環境づくりを推進するため、国・県等と連携して、正しい理解や認識を深めるための啓発活動や、ヘイトスピーチの解消に資する啓発活動を推進します。

(7) インターネットによる人権侵害

インターネットの利用は、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などを通じて気軽に情報を収集・発信できる反面、その匿名性から、他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載や差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっており、犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

また、障がい者、部落差別、外国につながる人、性的マイノリティ等に関する差別的な書き込み等も深刻化していることや、性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に掲載する、いわゆるリベンジポルノ^{※23}と呼ばれる行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害も発生しています。

国は、平成13（2001）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法^{※24}）が成立後、令和3（2021）年4月に改正、令和4（2022）年10月に施行しました。この改正で、情報開示に関する裁判手続きの創設や、開示情報範囲が見直されました。

平成26（2014）年11月には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法^{※25}）の施行により、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するための対策が進められています。

市民意識調査では、インターネット上で人権侵害していると思うものについて、「他人への誹謗（ひぼう）中傷や差別的な表現などの掲載」の割合が82.5%と最も高く、前回調査よりも12.4ポイント増加していることや、次に高い「個人のプライバシーに関する情報の無断掲載」についても61.3%と、前回調査よりも5.7ポイント高くなっていることから、誹謗中傷や差別的表現などの掲載、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載が深刻な社会問題となっています。

インターネットやSNS^{※26}の情報は、発信者の意図に関わらず、急速に拡散してしまうおそれがあるほか、サイト管理者を特定できず削除依頼ができない場合があるなど、一度公開された情報を完全に消去することは非常に困難です。

このような状況に対処するには、インターネット等を利用する一人一人の人権意識を高めていくことが重要であり、適切な利用等に関する教育や啓発に取り組んでいくことが必要です。

また、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用等に関する教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会を目指すことが必要です。

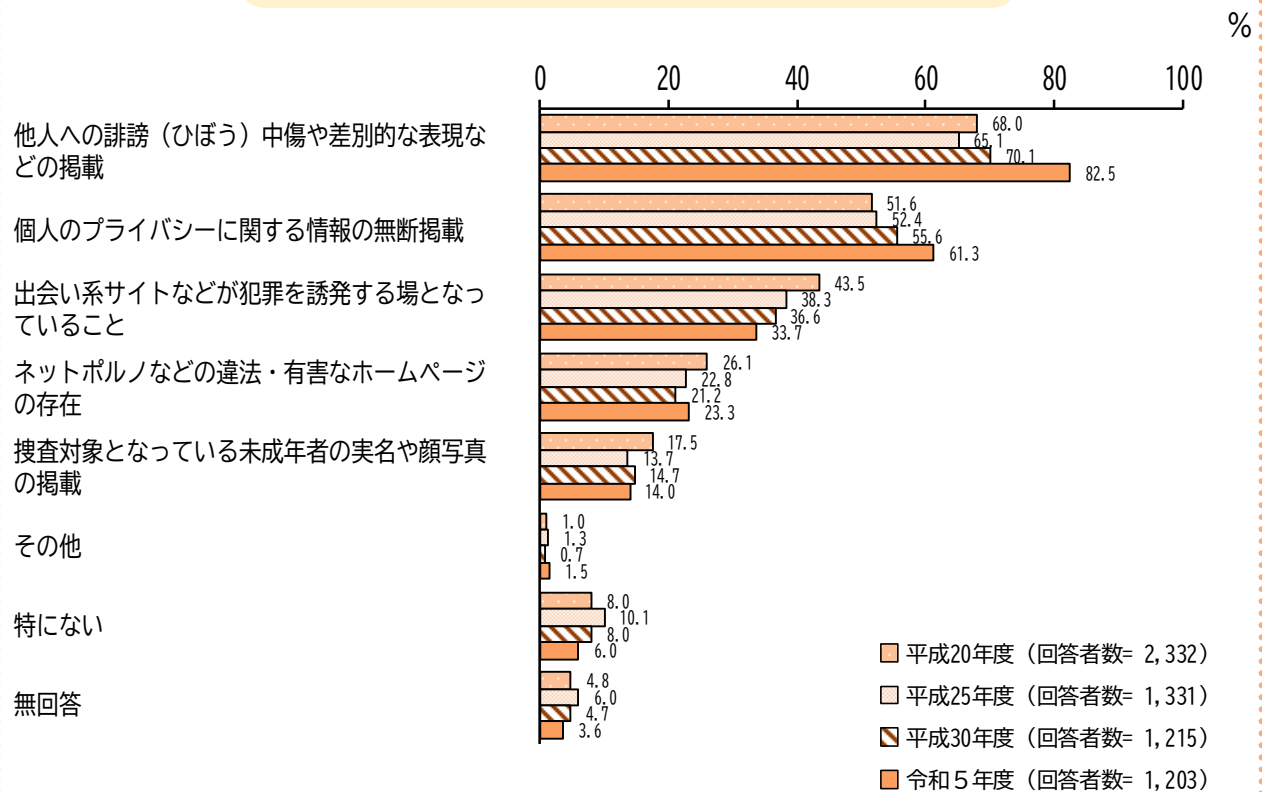
²³リベンジポルノ：個人の性的な画像を、撮影対象者の承諾を得ずに、インターネットを介して、不特定多数の第三者に提供する行為。

²⁴特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）：インターネットサービスにおいて法や権利に抵触する悪質な書き込みがあった場合に、そのサービスのプロバイダがその悪質な書き込みを削除できる権利や、管理責任を問われる範囲などを規定している法律。

²⁵私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）：プライベートで撮影された性的画像の被写体を第三者が特定できる方法で、不特定多数の人に提供することを防止する法律。違反した場合の罰則を規定している。

²⁶SNS：LINE、Facebook、X、Instagram等に代表される、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

【インターネット上で、人権侵害していると思うもの（経年比較）】



【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 差別的な書き込みや誹謗中傷、いじめ等の防止、個人情報漏えいやプライバシー侵害等の防止に向け、人権教育・啓発の中にインターネットの人権問題を位置付けて、インターネット利用におけるモラルの醸成を図ります。
- ・ 各学校において、情報の取扱いに関するモラルを指導するとともに、保護者に対して意識啓発を図り、児童・生徒が正しく安全なインターネット活用ができるようにすることでインターネットによる人権侵害の防止に努めます。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 差別的な書き込み等により、人権侵害を受けた人の救済や早期対応に向けて、関係機関との連携のもとに相談体制の充実及び窓口の周知を図ります。
- ・ 日常における児童・生徒の見守りや信頼関係の構築を通して、インターネット上で起こるいじめについて報告しやすい体制を整えるよう努めます。

③ 行政における個人情報保護の推進

- ・ 市が保有する個人情報の保護に万全を期すため、厚木市個人情報保護条例にのっとり個人情報保護対策を行うとともに、職員研修等により、個人情報流出・漏えいリスク等への対応を図ります。

④ 情報教育の推進

- ・ 学校や地域において情報教育を推進し、情報活用能力の育成を図るとともに、インターネット利用におけるモラル醸成やリスク対策の促進を図ります。



(8) 性的マイノリティ（性的少数者）

性的マイノリティ（性的少数者）とは、性的指向や性自認などの様々な性のあり方において少数派の立場にある人のことを言います。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言い、性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を言います。

性のあり方が多様であることは、少しずつ認知が進んできてはいるものの、いまだ十分とは言えません。性別は男性と女性だけ、恋愛を異性だけとする固定観念が社会に残る中、性のあり方の理解不足から生まれる偏見や差別をおそれ、周囲に伝えられずに悩みや生きづらさを抱えている人が多くいます。

国は、平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）を施行し、家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けられるようになりました。

また、令和5（2023）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）を施行し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を進めるなど、取組を進めています。

市民意識調査では、性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で特に問題があると思うものについて、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が54.4%、「差別的な言動をされること」が50.9%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が46.1%と突出して多く、依然として性的マイノリティは、少数派であるがために、社会生活に支障をきたしています。

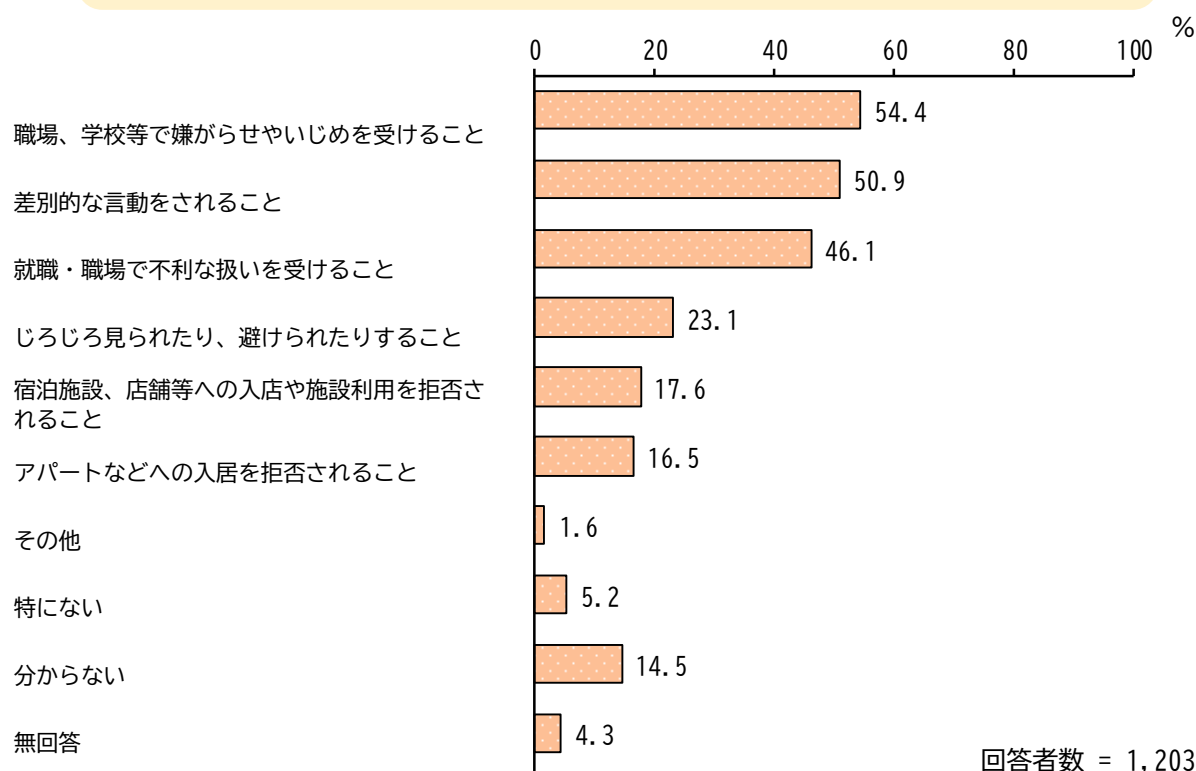
近年では、性的指向や性自認などを本人の同意なく第三者に伝える「アウティング」が問題となっています。いつ、だれに、どのように伝えるか、伝えないかは当事者が決めることであり、アウティングが人権侵害であることを理解する必要があります。

本市では、性的マイノリティなどの方を対象とした「パートナーシップ宣誓制度^{※27}」を令和4（2022）年4月1日から導入しました。

性のあり方は人それぞれ多様であること、その違いを認め合うことにより、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる多様性社会の実現を引き続き、推進することが必要です。

²⁷パートナーシップ宣誓制度：性的少数者に限らず、さまざまな事情で婚姻の届出をせず、あるいはできない事実婚の方が、お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するもの。

【性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で、あなたが人権上特に問題があると思うこと】



【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 性的マイノリティの正しい知識を得るため研修会等を開催します。
- ・ 性的マイノリティの人権を配慮するとともに、相互理解ができる環境づくりを図ります。
- ・ 各学校において、性的指向、性自認についての児童・生徒の正しい理解を促します。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 誰にも言えずに悩んでいる人が多い現状を踏まえ、気軽に相談できる環境づくり及び体制整備に努めます。
- ・ 性的マイノリティが生活していく中で、偏見や差別なく暮らしていけるような社会環境づくりに努めます。

③ 行政の性別等に関する配慮

- ・ 性的マイノリティの意見・要望等を行政に反映できるように多様性を認め合える環境整備に努めます。

④ 人権関係団体・NPO法人等との連携・協働

- ・ 性的マイノリティに関する理解向上に向けて、ノウハウ・実績を持つ団体・NPO等との連携・協働の推進を図ります。



(9) 犯罪被害者等^{※28}

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという、目に見える被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等（二次被害）の再被害にも苦しめられます。

国は、平成17（2005）年4月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、「犯罪被害者等基本法」を施行し、同年12月には「犯罪被害者等基本計画」を策定して犯罪被害者等の置かれている状況や配慮の重要性等について理解の促進を図りました。その後も、令和3（2021）年3月には、「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続への関与拡大への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を5つの重点課題として掲げ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、神奈川県は、平成21（2009）年4月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めるとともに、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」や、「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」（かならいん）の設置により、きめ細かな支援を実施しています。

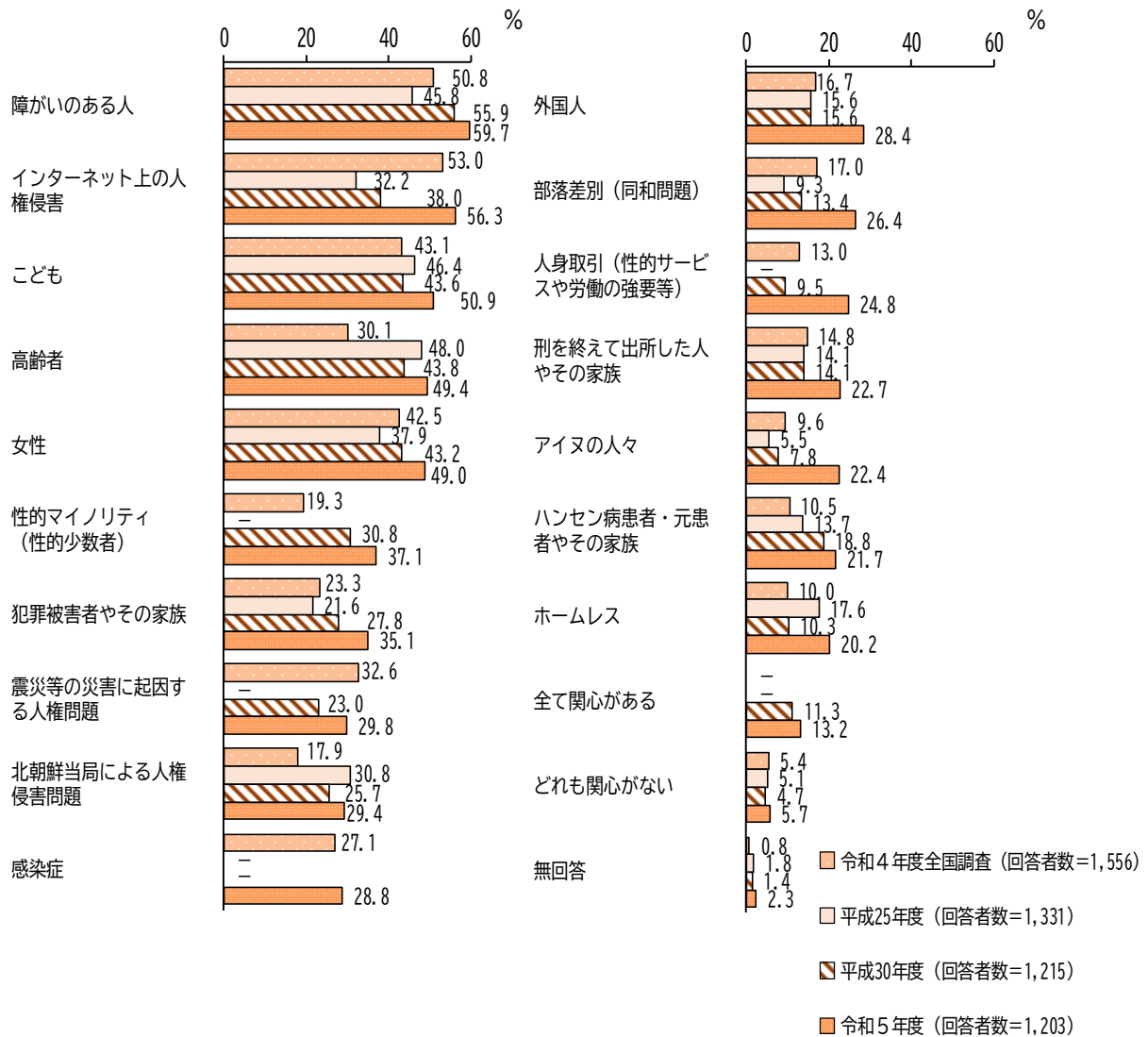
警察庁が令和5（2023）年度に実施した犯罪被害類型別調査では、犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、転居、休学・休職、中退・転校、辞職・転職、家族間不和、長期入院、別居・離婚等との回答比率が高く、生活や対人関係への影響がうかがえる結果がでており、過去30日間に身体上の問題を感じたとの回答、精神的な問題や悩みを感じたとの回答、重症精神障害相当の状態に達している比率、孤独感を感じている比率が高い上、直近、1年間で仕事や日常生活を行えなかったと感じた日数も多く、一般対象者よりも高い割合で精神的・身体的等の問題を抱えていることが明らかになっています。

市民意識調査では、関心のある人権について、「犯罪被害者やその家族」の割合が35.1%と、前回調査よりも7.3ポイント、前々回調査よりも13.5ポイント高まっています。

本市としても、社会的関心の高まりや、犯罪被害者等が直面している精神的・身体的等被害の重大性を考慮し、条例を制定することで、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進します。また、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を行い、再び安心して暮らすことができるよう、相談、情報提供等の体制整備や、日常生活等の支援を実施していきます。

²⁸犯罪被害者等：犯罪等により、被害を被った人及びその家族又は遺族のこと。

【関心のある人権（経年比較）】



- ※「障がいのある人」は、令和4年度全国調査では「障害者」としていた
- ※「インターネット上の人権侵害」は、令和4年度全国調査では「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」としていた
- ※「性的マイノリティ (性的少数者)」は、平成30年度から追加された選択肢で、平成30年度では「性自認 (14.7%)」と「性的指向 (16.1%)」に分かれていたため、合算した値を表記している。また、令和4年度全国調査では「LGBTQなどの性的マイノリティ」としていた
- ※「犯罪被害者やその家族」は、平成30年度以前では「犯罪被害者等」としていた
- ※「震災等の災害に起因する人権問題」は、平成30年度から追加された選択肢で、平成30年度以前では「東日本大震災に起因する人権問題」としていた。また、令和4年度全国調査では「風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害」としていた
- ※「北朝鮮当局による人権侵害問題」は、平成30年度以前では「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」、令和4年度全国調査では「北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族」としていた
- ※「感染症」は、令和5年度から追加された選択肢で、令和4年度全国調査では「HIVや肝炎などの感染者・医療従事者やその家族」としていた
- ※「人身取引 (性的サービスや労働の強要等)」は、平成30年度から追加された選択肢で、平成30年度では「人身取引 (トラフィッキング)」としていた。また、令和4年度全国調査では「性的サービスや労働の強要などの人身取引」としていた
- ※「刑を終えて出所した人やその家族」は、平成30年度以前では「刑を終えて出所した人」としていた
- ※「ハンセン病患者・元患者やその家族」は、平成30年度以前では「HIV感染者・ハンセン病患者等の病気による人権侵害」としていた
- ※「全て関心がある」は、平成30年度から追加された選択肢で、令和4年度全国調査では設けられていない
- ※「どれも関心がない」は、令和4年度全国調査では「特になし」としていた

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について啓発活動を行います。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行います。
- ・ 犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口の設置を行います。
- ・ 犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、経済的負担の軽減や、法律・心理相談の実施等、相談・支援制度を整備いたします。

③ 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援

- ・ 市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行います。

④ 人材の育成

- ・ 犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行います。

⑤ 人権関係団体・NPO法人等への支援

- ・ 犯罪被害者等の支援において人権関係団体・NPO法人等が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行います。



(10) 生活困窮者等

失業、病気、家庭問題など様々な要因で、生活が困窮し悩みを抱えている人がいます。

国の国民生活基礎調査によると、令和3（2021）年の日本の相対的貧困率は15.4%となり、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中でも高い数値となっています。相対的貧困率とは、その国の文化水準、生活水準を比較した場合に大多数よりも困窮した状態の割合で、人口の約6.5人に1人が困窮状態という計算となります。

生活が困窮している人の中には、ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊まりをするなど、住居がない状態に陥ったり、適切な支援につながらず、健康で文化的な最低限度の生活さえできない状態に追い込まれてしまう人もいます。

さらに、世帯の貧困がこどもの教育に影響し生活困窮の状態が次の世代に渡って連鎖すること、高齢者の貧困、男性より女性のほうが生活困窮に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども社会問題となっています。加えて、駅周辺・公園・河川敷等に住んでいるホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見や差別から、ホームレスに対して嫌がらせや暴力をふるう人権侵害や事件も発生しています。

国は、平成14（2002）年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行し、同法に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定することでホームレスに関する問題の解決を推進してきました。また、平成26（2014）年1月に、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」※²⁹（子どもの貧困対策推進法）を施行、平成27（2015）年4月には「生活困窮者自立支援法」を施行し、就労に関する施策や住宅の確保など生活困窮者を対象とした包括的な支援体制を充実してきました。

しかしながら、令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大した際には、多くの企業が休業や営業の制約を余儀なくされたことにより、労働者の一部が解雇されるなど人々の生活に大きな影響を与えました。特に非正規の雇用形態にある労働者はより大きな影響を受け、年齢や性別を問わず生活困窮者が増加しました。

本市では、生活困窮者に対し、専門の相談員による相談や、自立のための支援を実施しているほか、令和6（2024）年4月に策定した「厚木市地域福祉計画（第6期）」において、生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実を新たに掲げ、早期問題解決につなげる取組を推進しています。また、生理用品の確保が困難な状況にある方を対象に、公共施設女子トイレ内での生理用品の無償配布を実施しています。

市民意識調査では、関心のある人権について、「ホームレス」の割合が20.2%と、前回調査よりも9.9ポイント、前々回調査よりも2.6ポイント高まっており、生活が困窮することで、住居を失うおそれを身近に感じている人や、ホームレスに対する偏見が増えている可能性があります（40頁【関心のある人権】参照）。

本市としても、引き続き、生活困窮から生じる人権問題の解消に向けて、支援制度や相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、偏見や差別が生じないように教育啓発活動を推進していきます。

²⁹子どもの貧困対策の推進に関する法律：「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称等変更（令和6年9月施行）

【 主な施策の方向性 】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 生活困窮者等への偏見や差別をなくすため、生活困窮者等についての正しい理解を深めるための教育・啓発の推進を図ります。
- ・ 生活困窮者等や社会的な孤立など貧困問題について関心を高め、支援の輪が広がるよう社会意識の醸成に取り組みます。
- ・ 生活保護制度への理解が深まるよう情報発信に取り組みます。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 相談者の困りごとを包括的に受け止め、身近な窓口で相談しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な相談支援を実施します。
- ・ 地域住民からの相談を広く受け止め、本人やその家族に寄り添い、抱える課題のときほぐしや整理を行います。
- ・ 制度の狭間にある問題などに対しても包括的な相談支援に取り組み、問題の解決に至るまで伴走型の支援を行います。
- ・ 世代を超えて貧困が連鎖することがないように、教育と生活の安定、保護者の就労支援など、地域や社会全体で貧困対策について取り組みます。

③ ホームレスへの支援

- ・ ホームレスやホームレスとなるおそれのある方に対し、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じて聞き取りや相談を行うなど、安定した生活を営めるよう、本人の自己選択を基本にその自立を支援していきます。



(11) その他の様々な人権課題

これまで取り上げた10の分野別の重点課題のみならず、私たちの周りには様々な人権課題が存在しています。次の人権課題についても、必要に応じて、正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

① アイヌの人々

- ・令和元（2019）年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが示されました。アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在していることから、アイヌの人々の文化や歴史を理解し、誇りを尊重することが重要です。

② HIV感染者・ハンセン病患者等

- ・HIVやハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないよう、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。がん患者等についても、差別や職場等での不当な扱い等がないように、正しい知識と理解の普及に努めます。

③ 刑を終えて出所した人やその家族等

- ・刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。地域社会においては、保護司等のボランティアにより、更生支援や再犯防止等の更生保護活動が行われていますが、社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

④ 北朝鮮当局に拉致された被害者等

- ・拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべきとされています。本市ではこの問題が在日韓国・朝鮮人等の人々への差別につながらないように、啓発に努めるとともに、市民の関心と認識が深まるよう取り組んでいきます。

⑤ 人身取引（トラフィッキング）

- ・人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取等を目的とした事案が発生しています。国民においても社会的な監視の目を持つていくため、この課題への理解と関心を深めていくことが重要です。

⑥ 震災等の災害等に起因する人権課題

- ・ 震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。同様に、新型コロナウイルスのような感染症の世界的大流行が発生した際に、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別、誹謗中傷もまた深刻な人権問題を引き起こします。正しい情報に基づき冷静に判断し、偏見や差別が生じることをないように努めます。

⑦ その他の人権課題

人権課題は多種多様であり、次の人権課題についても社会経済の変化に伴って表面化した社会問題です。事前に予測して対応することは困難なため、必要に応じて、正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

・ 家族関係にまつわる人権課題

近年、ひとり親家庭など家族の形態が多様化している中、一人一人の人権を擁護することが求められています。

かつては、非嫡出子（いわゆる婚外子）は家族制度のもとで、嫡出子（結婚した夫婦のもとで生まれた子）と同等の権利が認められていませんでした。これに対し、嫡出子と非嫡出子の相続分を同等とする民法改正が平成25（2013）年に行われました。

また、配偶者も家族制度のもとで血縁者と同等の権利が認められていませんでした。これに対し、平成30（2018）年には、死亡した人の配偶者に対して配偶者居住権制度や特別寄与料制度を設ける民法改正も行われました。このような配偶者への措置を受けるには要件を満たす必要があり、人権上の課題が残る可能性もあります。

権利を享受するに当たって、旧来の権利者（血縁者）との間で利害関係が生じることから、不当ないやがらせ等を受けることもあり、新たな人権問題が生じる可能性も考えられます。非嫡出子においては、無戸籍児も問題となっています。DVやストーカー等被害をおそれる親がこどもの戸籍登録を避けることもあり、人権問題が複雑に連鎖するケースもあります。問題解決に向けて社会的関心の高揚と議論が必要です。

・ 学歴、職業等に関する人権課題

市民意識調査の結果にも現れているように、学歴や出身校、職業や雇用形態等に関する差別的な言動は、多くの人が経験する可能性のある身近な人権問題です。学歴や職業等に関する差別的な要素は、個人、地域、企業等の社会制度の中にもありますので、この課題に対する正しい知識と理解を深めていくことが重要です。

- ・公益通報^{※30}者、情報開示請求者等の特定の行為を行った人の人権課題

組織の法律違反行為等を通報する公益通報者（内部告発者）は、組織からのいやがらせや報復を受けやすく、時には、公益通報行為や組織のこととは関係のない、私生活に関する情報をもとにしたいやがらせや誹謗中傷を受けることもあり、重大な人権問題に発展するケースもみられます。「公益通報者保護法」が施行されていますが、人権問題はなくなったわけではありません。情報開示請求者に関しても、開示請求先に請求者の情報が伝わる事案が生じています。請求行為とは関係のない人格攻撃が社会的に生じたケースもありますので、不利益な取扱いから保護されるよう、支援していく必要があります。

- ・外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権課題

先天的（生まれつき）又は後天的（事故や病気）などの理由から、外見に特徴的な目立つ症状があることで偏見や差別を受けることがあってはなりません。誰もが自分らしく生きていくことのできる多様性が尊重された社会を実現することが重要です。



³⁰公益通報：内部告発。組織内部の人が、組織の法律違反行為等を所轄庁等に通報すること。

1 行政・市民・事業者・団体等の役割

本指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現“互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくれます”」に基づき、行政はもとより、市民、事業者・団体にも次のような役割が期待されています。

（１）行政の役割

- ・人権尊重社会の実現に向けて、市の事務事業や施設において率先的に人権を尊重した取組を推進します。
- ・人権尊重社会の実現に向けて、地域で教育・啓発を推進するとともに、市民・事業者等の取組を支援します。
- ・行政、市民、事業者・団体等の連携・協働により、人権尊重社会の実現を図れるよう、市の方向性を示すとともに、体制整備を図ります。
- ・具体的な人権問題が生じた場合には、市民、事業者・団体及び関係機関との連携のもと、問題解決に向けて取り組みます。

（２）市民に期待される役割

- ・人権について正しい知識を学びましょう。
- ・人権問題を自分も関わる身近な問題として受けとめましょう。
- ・身近なところで、人権問題に気付いたら、市等の公的な相談窓口に連絡しましょう。
- ・市の人権施策や事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。
- ・人権侵害を受けた場合は、一人で悩まないで、家族、友人等に相談するなど、適切な相談窓口相談しましょう。

（３）事業者・団体等に期待される役割

- ・地域社会の一員として人権に関する理解向上を図りましょう。
- ・職場や地域等身近なところから人権問題への理解を広げましょう。
- ・身近なところで、人権問題に気付いたら、市等の公的な相談窓口で連絡しましょう。
- ・市の人権施策や他の事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。

2 人権施策の推進体制

人権尊重のまちづくりにおいては、地域全体での取組が必要です。行政、市民、事業者等それぞれが本指針の基本理念に基づいて人権への理解を深め、行動や取組を実践していくように、庁内体制及び、市民・事業者等との連携・協働体制を整備します。

(1) 人権施策推進協議会

市民、事業者、福祉・人権等の各団体で組織する「人権施策推進協議会」を設置し、高度化、多様化・複雑化する本市の人権問題について、市民の立場から施策ニーズや施策の方向性等を協議します。また、庁内人権施策推進会議と並行して市民側の立場から、市内の人権問題等や本市の人権施策の全体的な方向性や本指針の内容等について点検・協議を行います。

(2) 人権施策推進会議

人権問題が高度化、多様化・複雑化しているため、専門的な対応と、総合的な対応の両方が求められます。そこで、総合的な対応に向けて庁内横断的な連携体制の充実を図ります。

この一環として、庁内横断的連携の中核的役割を担う「人権施策推進会議」を設置し、多様化・複雑化する人権問題に対して総合的な対応を図るとともに、市民意向調査等を踏まえて市内の人権問題等を把握し、本市の人権施策の全体的な方向性や本指針の内容等についても点検・協議を行います。

(3) 市民、事業者・団体等との連携・協働体制

人権問題の解決に向けては、日常生活の中で偏見や差別をなくし、互いに尊重しながら人権を意識していくことが重要となります。このため、行政だけではなく、地域全体で人権意識の向上に取り組んでいく必要があります。そこで、市民一人一人が、人権を日常生活の問題として、自ら考え、学び、行動できるようにしていくため、地域社会、団体、学校、事業者と連携・協働して、人権問題の周知、人権に関する教育・啓発を実施します。実施に当たっては、街頭でのイベント・キャンペーン、学校での授業や活動、地域での集会や学習会、職場での研修等、多様な機会や場面を有効に活用します。

多様な人権施策を行うには、行政機関だけではなく、市民・地域の団体・事業者等全ての方々の理解と協力が必要不可欠です。地域社会全体が人権尊重の意識を持つことにより、本指針の基本理念の実現が可能となります。

1 市民の皆さんへ

今、家庭、学校、企業、施設など社会の中で、様々な人権問題が起こっています。

令和2（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症では、患者や医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じ、私たちの日頃の生活の中で人権問題を改めて考えるきっかけともなりました。人権意識を持つということは、他人の特別な問題ではなく、自分自身の問題として人に寄り添って考えることにほかなりません。

市民一人一人が、日常生活の中で人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を大切にし、それぞれの個性を認め合いながら、お互いを思いやり、心豊かに暮らしていけるよう助け合いましょう。

2 地域の団体の皆さんへ

地域社会は、市民が日常の地域活動等を通じて様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な意味合いがあります。人権感覚は、地域社会における日常の交流の中で自然に会得されていくものです。

ライフサイクルにおいて、「こどもの時期」と「高齢期」は地域との結びつきが強く、少子高齢化が進む中、地域社会の果たす役割がより大きくなっています。

活動や交流を通して、地域の結びつきが強まり、疎外感を抱くことなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、自治会をはじめ、子ども会、青少年団体、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO等による多様な活動が活発に展開されやすい地域づくりに取り組みましょう。

3 事業者の皆さんへ

近年、女性、外国人等様々な労働者が社会で活躍していますが、非正規雇用も依然多い状況であり、賃金格差、雇用不安、職場での孤立等の課題も生じています。

また、正規・非正規に関わらず、長時間労働による心理的ストレスを感じている人も増加しています。様々な人が働く社会の中で、これまで以上にコミュニケーションを大切に、人権を尊重した働きやすい職場環境をつくるとともに、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指しましょう。





厚木市マスコットキャラクター

あゆぎ回^{ちん}くん

編集・発行

厚木市 市民交流部 市民協働推進課 令和7(2025)年3月発行

〒243-8511 厚木市中町3丁目 17 番 17 号

電話 046-225-2215 FAX 046-221-0275

e-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

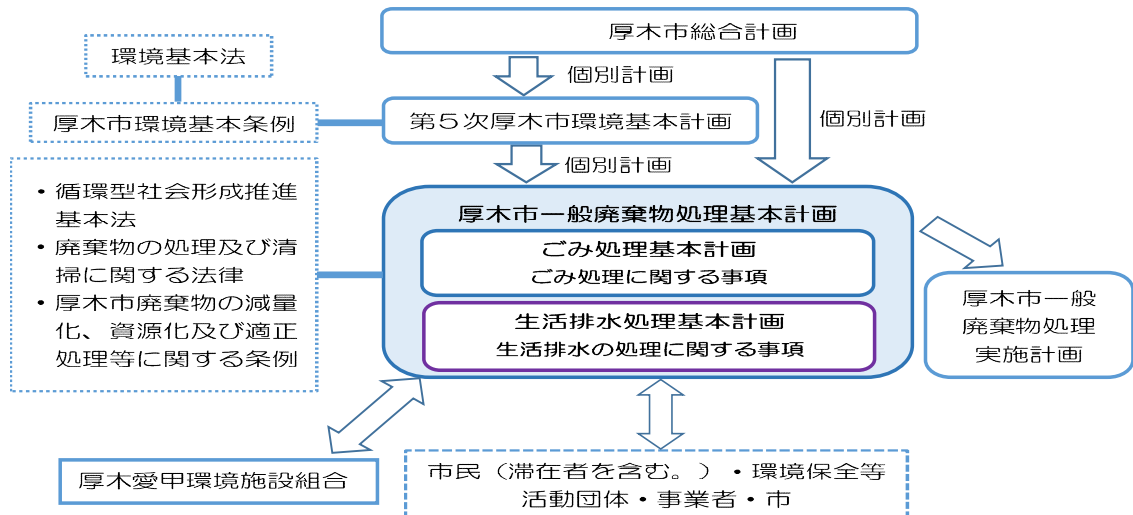
右のQRコードから多言語(ふりがな付きを含む)でも御覧いただけます。



厚木市一般廃棄物処理基本計画改定の概要

1 厚木市一般廃棄物※処理基本計画について

厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画で、ごみの減量、リサイクルの推進など、市域内における一般廃棄物の処理に関する基本的な考え方や目標、基本方針、施策などを定めた計画です。



一般廃棄物処理基本計画 計画期間：令和3年度～8年度

※一般廃棄物・・・産業廃棄物以外の廃棄物で、一般家庭から日常生活に伴って生じる家庭系ごみと、事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの、し尿や浄化槽汚泥などのことです。

2 基本目標と達成目標

基本目標

未来へつなげる循環型都市の実現 ～Go ごみニマム※シティあつぎ～

* 基本目標は計画期間中に実現すべき厚木市の姿です。

※ごみニマム・・・ごみとニマム(最小)を組み合わせた造語です。

達成目標

- ①減量化目標 家庭系ごみ 2002年度比 50%
事業系ごみ 2002年度比 50%
- ②資源化目標 家庭系ごみ 40%

* 達成目標は基本目標を実現するために具体的な数値を掲げて取り組むものです

3 達成目標の取組状況

(1) 家庭系ごみの年度ごとの目標値と実績（一人一日当たりの排出量）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ごみ量：目標値	410g	401g	392g	384g	383g
ごみ量：実績	412g	394g	－	－	－
減量化率：目標	46.5%	47.7%	48.9%	49.9%	50.1%
減量化率：実績	46.3%	48.6%	－	－	－

(2) 事業系ごみの年度ごとの目標値と実績

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ごみ量：目標値	16,797 t	15,976 t	15,191 t	14,171 t	13,858 t
ごみ量：実績	16,290 t	15,350 t	－	－	－
減量化率：目標	39.4%	42.4%	45.2%	48.9%	50.0%
減量化率：実績	41.2%	44.6%	－	－	－

(3) 家庭系ごみ資源化の年度ごとの目標値と実績

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
資源量：目標値	19,747 t	20,072 t	20,536 t	20,805 t	20,884 t
資源量：実績	17,337 t	16,468 t	－	－	－
資源化率：目標	37.0%	37.9%	38.9%	39.8%	40.0%
資源化率：実績	34.0%	33.7%	－	－	－

4 改定の考え方

計画に掲げた家庭系ごみ、事業系ごみの減量化及び家庭系ごみの資源化の令和8年度目標達成に向け順調に推移しています。しかしながら、令和5年5月に新型コロナの5類移行などによる社会活動の回帰により、令和6年においては、家庭系ごみ事業系ごみの排出量が微増傾向にあります。このため、令和8年度の目標を達成するには、更なるごみの減量化・資源化を推進することが求められること、また、令和7年12月の新ごみ中間処理施設※稼働を考慮し、計画の**施策体系の見直しを行うもの**です。**なお、今回の改定は計画の根幹をなす基本目標や達成目標について見直すものではなく、令和3年度から取り組んでいる目標を達成するための諸施策について、見直しを行います。**

※新ごみ中間処理施設…ごみの共同処理に向け、厚木市、愛川町、清川村で構成する一部事務組合「厚木愛甲環境施設組合」が設置するごみ焼却施設、粗大ごみ処理(破碎)施設です。

5 【改定の内容】施策体系の見直しのポイント

(1) 新ごみ中間処理施設の稼働について

ア 事業系一般廃棄物処理手数料について

計画の施策に事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを位置付けていますが、新ごみ中間処理施設稼働後は、厚木愛甲環境施設組合が手数料を徴収することになります。現在、条例制定を進めており、その中で手数料も定められることから、施策に位置付ける必要がなくなるものです。

イ 環境センターの跡地利用について

新ごみ中間処理施設の稼働に伴い、環境センターの工場棟については、その稼働が停止します。工場の停止に伴い、施設の解体や跡地の利用など今後の方向性等について施策に位置付ける必要があります。

(2) 廃棄物の自区内処理及び更なる資源化の推進

様々な法律（プラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律など）に的確に対応し、廃棄物の再生利用を促進して循環型社会の形成を目指していくためには、資源物を可能な限り市域内で再生することが望ましいと考えられます。また、資源物の再生利用に係る経費をできる限り軽減するためには、市域内に事業者が立地することが求められます。

廃棄物の資源化に取り組む新たな事業者の参入や市内既存企業の処理能力の向上を図ることとは、今後、市が展開する施策に重要となることから施策に位置付けて行く必要があります。

(3) 安定的な収集体制の強化

物流業界の運転手不足を招いている物流の2024年問題は、委託事業者にも影響を与えています。

現在、委託の継続性を図るとともに、直営における収集体制の確保は、重要な課題であるため、計画の施策に位置付ける必要があります。

(4) ごみ集積所維持管理の継続性

ごみ集積所は、自治会の皆様が中心となって維持管理を行っていただいています。現在、様々な取組が進められていますが、自治会の加入率が年々減少していることから、ごみ集積所の継続的な維持管理が課題となっています。

今後、自治会等が行う集積所の維持管理の負担軽減を図ることが重要になることから、施策に位置付ける必要があります。

(5) 目標達成に向けた指標の設定

計画の策定時には、計画の目標達成に向けた、取組指標を設定していませんでしたが、進捗状況や達成状況を判断する一つの手段として取組指標を設定し、点検・評価を行うとともに次期計画の策定にいかすものとします。

6 施策体系

別紙のとおり

施策体系

別紙

基本目標	基本方針	実施方針	具体的な施策・取組	目標達成に向けた指標
未来へつなげる循環型都市の実現	I 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による家庭系ごみの減量化・資源化	1 ごみの発生抑制の推進 2 生ごみの減量化・資源化 3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進 4 せん定枝の資源化の推進 5 新たな品目の資源化の推進	①ごみの組成分析の実施及び結果の見える化 ②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発 ③プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発 ④せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進 ⑤製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討など	1 生ごみ処理機の補助件数 2 せん定枝の収集量 3 製品プラスチックの収集量 4 雑がみの収集量
	II 事業系ごみの更なる減量化・資源化	1 事業系ごみの排出抑制 2 多量排出事業者への指導及び情報提供 3 食品ロスの削減 4 紙類の更なる資源化 5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導	①排出者責任の順守徹底 ②多量排出事業者への訪問による指導の徹底 ③食品ロス削減の取組の更なる推進 ④紙類の資源化手法の情報提供など	1 紙資源ステーションへの持ち込み数量 2 内容物検査の実施結果 3 生ごみ資源化事業の参加事業者数 4 事業用生ごみ処理機の補助件数
	III 安定的なごみ処理体制の確立	1 将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理 2 戸別収集を含めた収集方法の検討 3 家庭系ごみの量や質の変化に伴う排出環境と収集体制の維持	①安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築 ②将来の資源物中間処理の手法の検討 ③超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し ④もえるごみの戸別収集の段階的な拡大 ⑤ごみ処理に係る経費削減の徹底 など	1 戸別収集の実施状況
	IV 市民協働による計画の推進	1 環境教育及び環境学習の充実 2 不法投棄防止のための地域との協働 3 自治会連絡協議会などとの連携の強化	①新ごみ中間処理施設などを利用した環境学習の充実 ②地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施など	1 市立小中学校の食品ロス環境学習講座参加校数 2 新ごみ中間処理施設施設見学者数

厚木市一般廃棄物処理基本計画 (改定版)

令和7年3月

 厚木市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 対象区域及び廃棄物の範囲	4
第2章 ごみ処理基本計画	5
1 循環型社会形成に向けた現状と課題	6
（1）循環型社会形成に関連する国・県の動向、国際動向	6
（2）循環型社会形成に向けた本市の現状	8
（3）旧計画の目標達成状況	52
（4）ごみの減量化・資源化に向けた本市の現状と課題	54
（5）ごみ発生量及び処理量の見通し	64
（6）ごみ処理の課題	65
2 計画の基本的な考え方	68
（1）計画の基本的な考え方	68
（2）基本目標及び達成目標	69
（3）基本方針	73
3 計画の実現のための施策	75
（1）目標実現に向けた実施方針	75
（2）計画を進めるための具体的な施策の展開	75
基本方針Ⅰ 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化	78
基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる減量化・資源化	83
基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理体制の確立	88
基本方針Ⅳ 市民協働による計画の推進	91
（3）各主体の役割	94
4 計画の推進体制と進捗管理	96
（1）計画の効果的な推進に向けて	96
（2）計画の進捗管理	96
第3章 生活排水処理基本計画	98
1 生活排水処理の現状と課題	99
（1）生活排水処理の動向	99
（2）生活排水処理及び河川水質の現状	99
（3）生活排水処理の課題	107

2 計画の基本的な考え方.....	107
（1）策定の基本的な考え方.....	107
（2）将来予測.....	108
（3）基本目標及び達成目標.....	109
（4）基本方針.....	109
3 計画の実現のための施策.....	110
（1）具体的な施策.....	110
（2）施策の体系.....	112
4 計画の推進体制と進捗管理.....	113
（1）計画の効果的な推進に向けて.....	113
（2）計画の進捗管理.....	113
資料編.....	115

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国における、これまでの大量消費、大量生産、大量廃棄の大量消費社会では、資源の消費拡大によるごみの大量発生とその処理に伴う環境負荷の増大などを招いていました。こうした社会情勢から脱却するため、平成 12（2000）年度に「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進と廃棄物の適正処理を行うことにより、天然資源の消費抑制、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会の構築を目指してきました。

国際的にも、持続可能な世界を目指し、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連において採択されるなど、SDGs の掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。

本市においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条に基づき、平成 5（1993）年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、4 回にわたり見直しを行い、平成 21（2009）年度に現在の収集方法となるごみ減量化・資源化新システムを市内全域で開始し、ごみ減量化 30%、資源化 35%を目標とするミッション 35 に取り組み、平成 26（2014）年度に現在の厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」という。）を策定し、ごみ減量化 30%、資源化 40%を目標に取り組んできました。旧計画は、第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画であり、第 4 次厚木市環境基本計画と連携及び整合性を図りながら、「持続可能な循環型社会の実現」を基本目標として、ごみの減量化による温室効果ガス排出量の削減や、資源化による天然資源の有効利用に取り組み、循環型社会の実現を目指してきましたが、現時点では、目標年次である令和 2（2020）年度中の目標達成が難しい状況です。

こうした状況の中、これまでの取組を総括するとともに、現状を分析し、より一層のごみ減量化・資源化を進めるため、旧計画とは考え方を変え、具体的に本市という「まち」を「循環型都市」として発展させていくことを目指し、令和 3（2021）年度を始期とする新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、旧計画策定以降のごみ処理を取り巻く社会情勢などを踏まえ、一般廃棄物の処理について、現状の課題を抽出、分析するとともに、その課題の解決に向けて市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市が一体となって取り組み、循環型都市の実現を目指します。

生活排水処理については、平成 13（2001）年 4 月 1 日から原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されています。単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題であり、合併処理浄化槽による生活排水の適正な処理により豊かで快適な水環境及び生活環境を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年厚木市条例第 4 号）（以下「市条例」という。）第 8 条第 1 項に基づいて策定するものです。本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置し、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成します。

また、第 10 次厚木市総合計画及び第 5 次厚木市環境基本計画の基本理念や基本方針を具体化するための個別計画であるため、各計画と整合性を図ります。

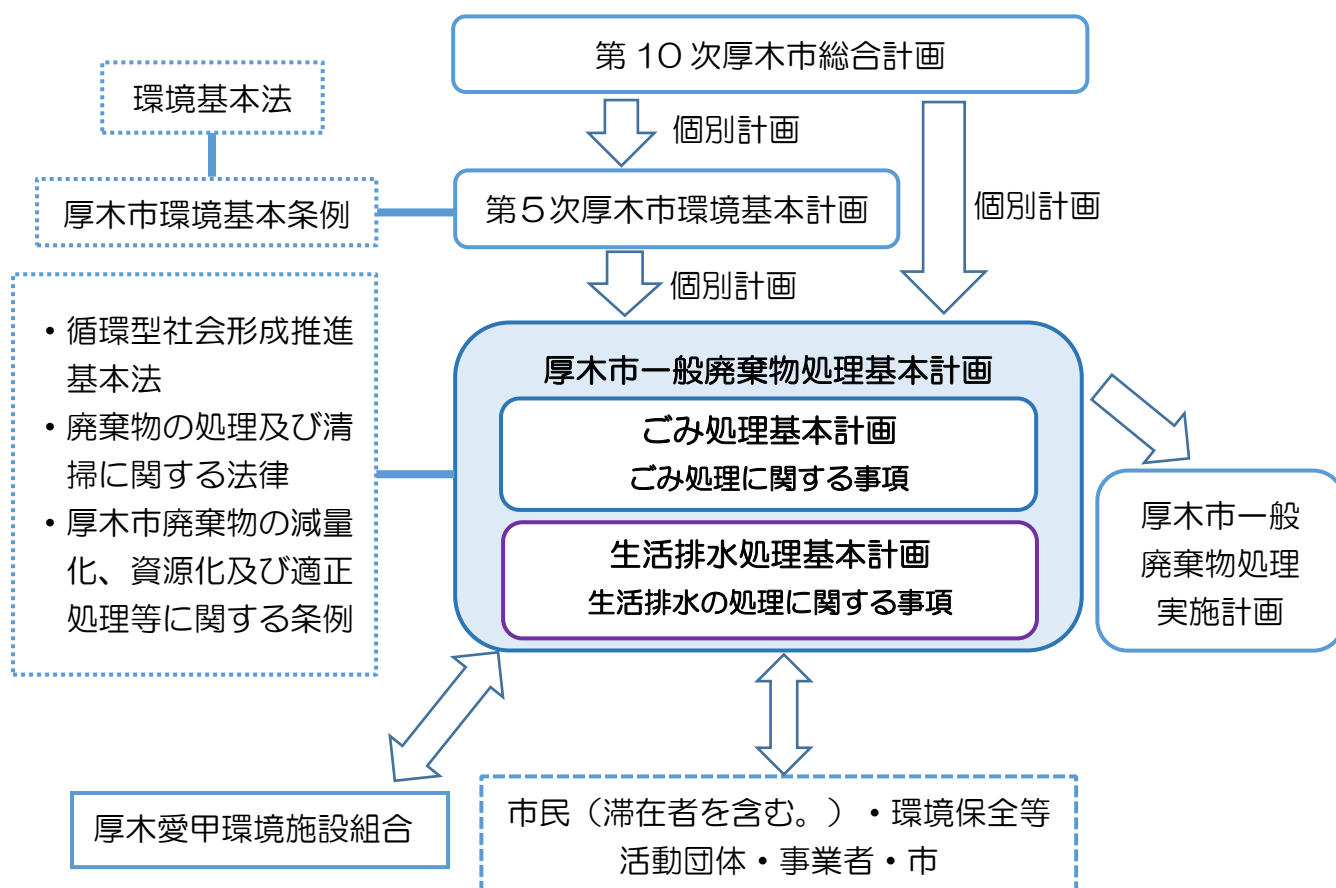


図 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画は、第10次厚木市総合計画の第1期基本計画及び第5次厚木市環境基本計画の計画期間と合わせるため、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間とします。

なお、制度改正など、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や、目標に向けた計画の進捗状況なども踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

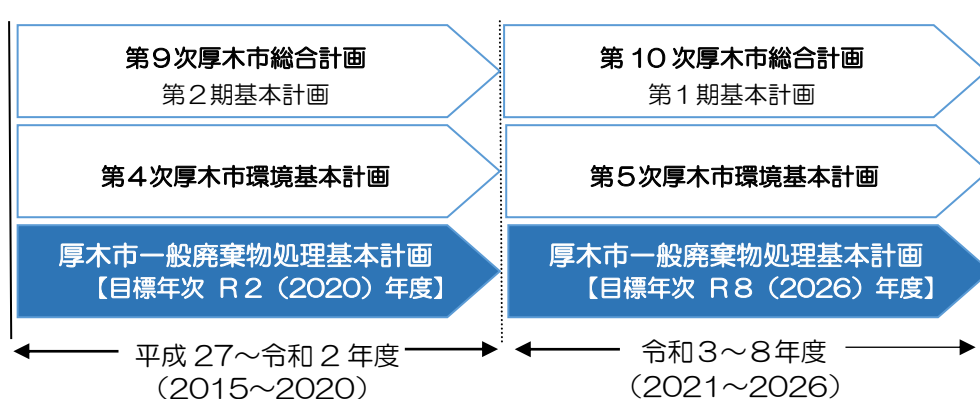


図 計画期間のイメージ

4 対象区域及び廃棄物の範囲

対象区域は本市の区域全域とし、廃棄物の範囲は次のとおりです。

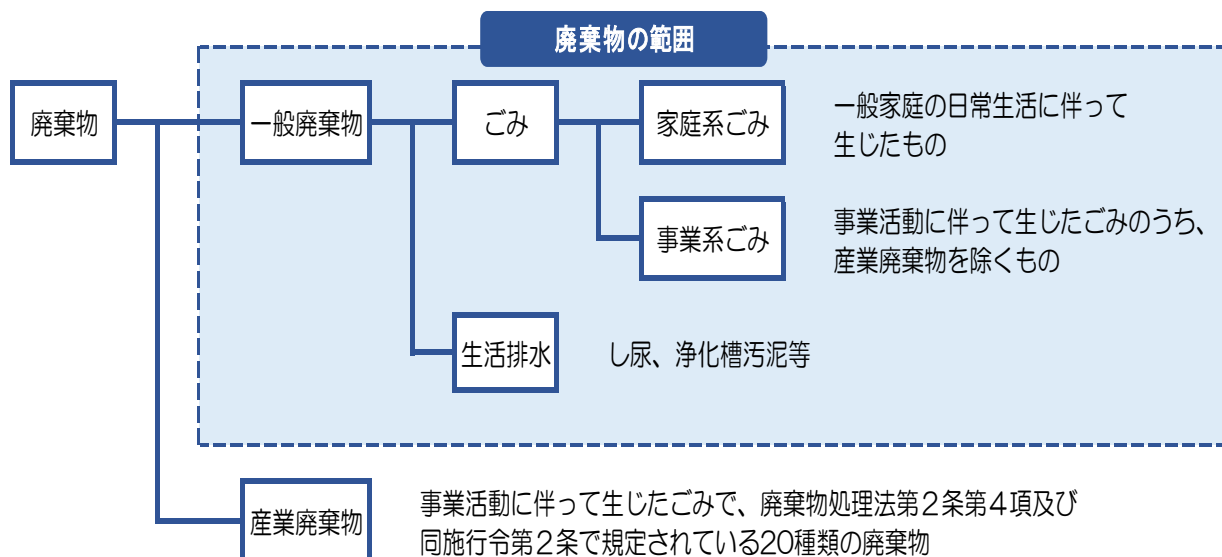


図 廃棄物の範囲

第 2 章 ごみ処理基本計画

1 循環型社会形成に向けた現状と課題

(1) 循環型社会形成に関連する国・県の動向、国際動向

循環型社会形成に関連する国・県の動向、国際動向について、次のとおり示します。



図 計画関係法令等

表 関係計画等の策定経過

年	月	関連する法、計画など
平成 12 年 (2000 年)	4 月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器リサイクル法)
平成 13 年 (2001 年)	1 月	循環型社会形成推進基本法
	4 月	特定家庭用機器再用品化法 (家電リサイクル法)
		資源有効利用促進法 (各種製品、パソコンなど)
		国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律 (グリーン購入法)
	5 月	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)
平成 15 年 (2003 年)	3 月	循環型社会形成推進基本計画
平成 17 年 (2005 年)	1 月	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)
平成 20 年 (2008 年)	3 月	第 2 次循環型社会形成推進基本計画
平成 25 年 (2013 年)	4 月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
	5 月	第 3 次循環型社会形成推進基本計画
平成 27 年 (2015 年)	3 月	厚木市一般廃棄物処理基本計画 (旧計画)
	9 月	持続可能な開発目標 (SDGs)
	12 月	パリ協定
平成 29 年 (2017 年)	3 月	神奈川県循環型社会づくり計画 (県)
平成 30 年 (2018 年)	6 月	第 4 次循環型社会形成推進基本計画
	9 月	かながわプラごみゼロ宣言 (県)
	12 月	かながわ SDGs 取組方針 (県)
令和元年 (2019 年)	5 月	プラスチック資源循環戦略
	6 月	大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意
	10 月	食品ロスの削減の推進に関する法律
令和 2 年 (2020 年)	3 月	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

(2) 循環型社会形成に向けた本市の現状

ア 本市の人口及び社会動態

(7) 人口・世帯数

令和元（2019）年 10 月 1 日現在の本市の人口は 224,677 人、世帯数は 100,377 世帯です。人口は、横ばいで推移しています。

また、世帯数は増加傾向で推移しているものの、1 世帯当たりの平均人数は平成 27（2015）年度以降減少傾向で推移しており、夫婦のみの世帯や単独世帯などの増加が進んでいることが分かります。

年齢別人口ピラミッドから、男女ともに 45～49 歳が最も多く、次に男性は 50～54 歳、女性は 70～74 歳が多くなっています。今後も高齢者が増加していくことが分かります。

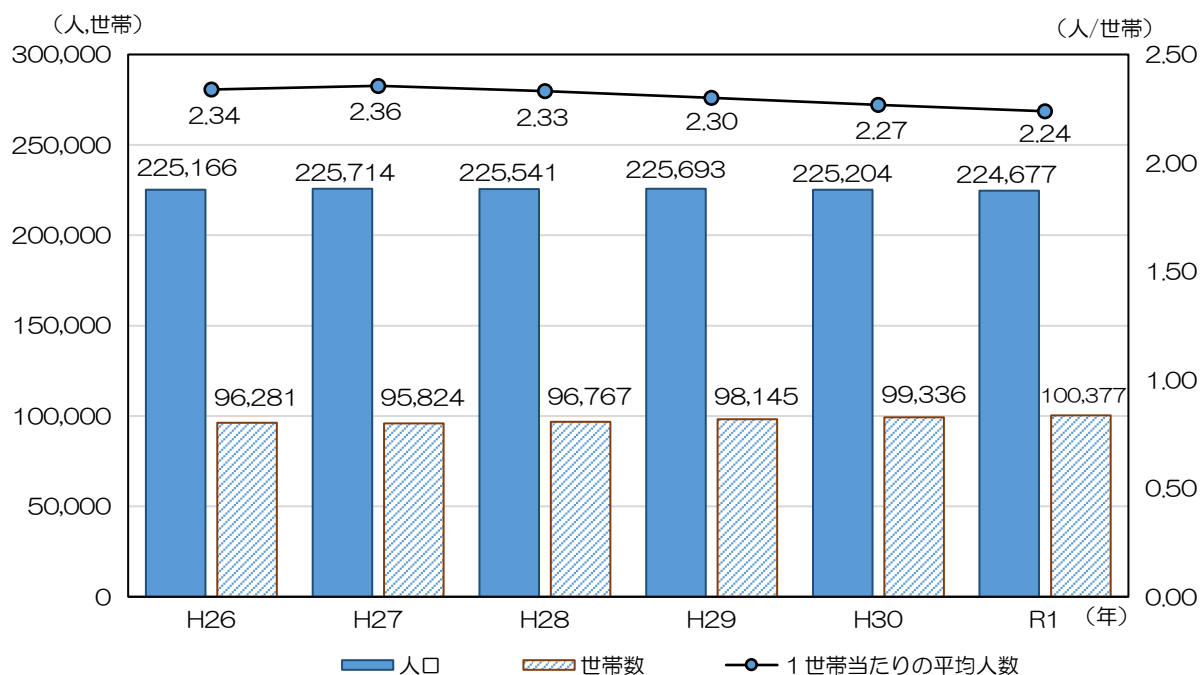


図 人口・世帯数の推移

【出典：国勢調査（統計局）、統計あつぎ（厚木市）】

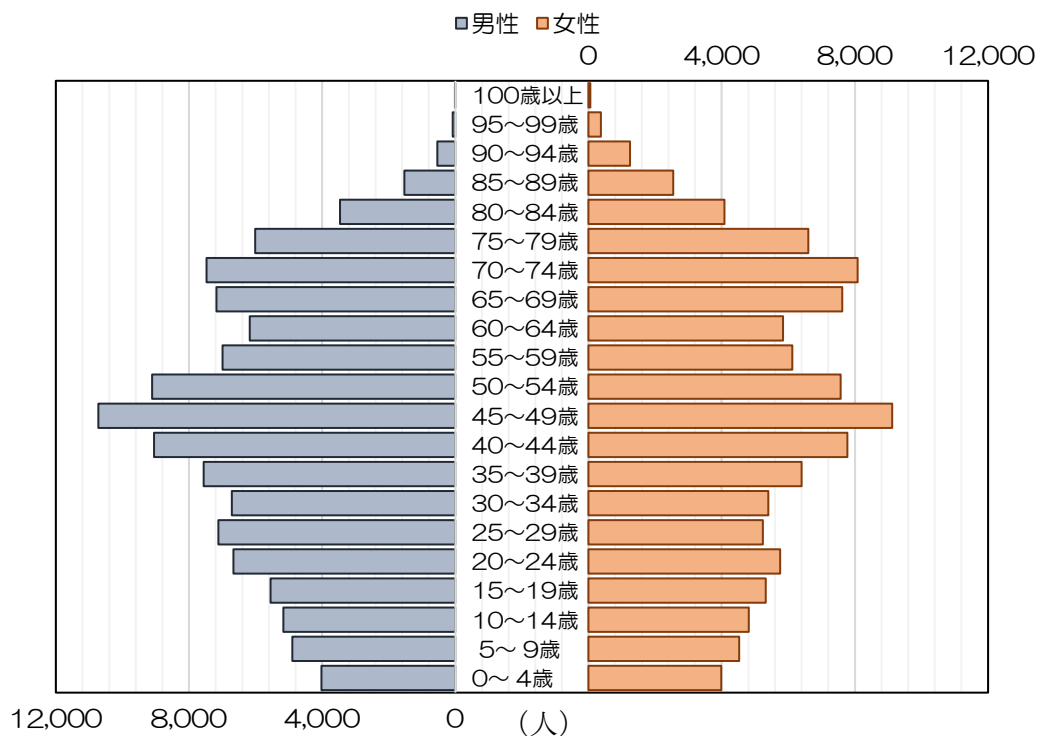


図 年齢別人口ピラミッド

【出典：統計あつぎ（厚木市）】

(イ) 産業

平成 28（2016）年の本市の従業者数は 147,906 人であり、平成 21（2009）年度と比べて増加しています。内訳をみると、第一次産業 191 人、第二次産業 28,317 人、第三次産業 119,398 人となっています。

本市と神奈川県全体の事業所数・従業者数と比較すると、第一次産業の事業所数、従業者数の割合が低くなっています。第二次産業は、事業所数の割合が高く、従業者数の割合が低くなっています。第三次産業は、業種により事業所数・従業者数の割合に違いがありますが、全体としてどちらも高くなっています。

平成 28（2016）年度における事業所数・従業者数は、卸売業、小売業がともに最も多く、事業所数は 23.3%を占め、従業者数についても、15.5%となっています。

本市の特徴としては、従業者数における学術研究、専門・技術サービス業が突出して多くなっています。

表 本市の産業大分類別事業所数・従業者数

産業大分類	事業所数 (単位：事業所)				従業者数 (単位：人)			
	2009年	2012年	2014年	2016年	2009年	2012年	2014年	2016年
	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
全産業(公務を除く)	10,083	9,498	9,796	9,602	144,697	141,511	143,635	147,906
農林漁業	24	20	19	19	271	264	264	191
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1	1	-	-	6	4
建設業	1,058	977	992	975	7,685	6,907	6,678	6,689
製造業	787	734	737	697	23,236	21,282	21,095	21,624
電気・ガス・熱供給・水道業	10	9	11	6	370	359	314	228
情報通信業	121	115	113	104	2,747	2,565	2,443	3,429
運輸業、郵便業	397	363	383	399	11,078	11,017	11,561	13,514
卸売業、小売業	2,403	2,236	2,289	2,236	29,259	22,610	22,716	22,903
金融業、保険業	129	128	130	119	2,134	2,115	2,182	2,154
不動産業、物品賃貸業	1,327	1,253	1,250	1,209	4,304	3,882	4,381	4,052
学術研究、専門・技術サービス業	433	395	415	419	17,287	21,913	22,089	21,283
宿泊業、飲食サービス業	1,210	1,110	1,159	1,100	12,230	11,729	12,474	11,831
生活関連サービス業、娯楽業	681	664	692	676	5,445	5,786	5,788	5,190
教育、学習支援業	316	303	332	311	3,123	3,466	3,530	3,516
医療、福祉	509	525	605	643	9,600	10,636	11,246	12,109
複合サービス事業	36	30	31	31	620	543	758	758
サービス業(他に分類されないもの)	642	636	637	657	15,308	16,437	16,110	18,431

【出典：総務省「経済センサス（各年）」 ※民間事業者のみ】

表 事業所数と従業者数の増減状況

産業大分類	増減数 (H21(2009)年→H28(2016)年)		増減率 (H21(2009)年→H28(2016)年)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業(公務を除く)	-481	3,209	-4.8%	2.2%
農林漁業	-5	-80	-20.8%	-29.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-83	-996	-7.8%	-13.0%
製造業	-90	-1,612	-11.4%	-6.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	-4	-142	-40.0%	-38.4%
情報通信業	-17	682	-14.0%	24.8%
運輸業、郵便業	2	2,436	0.5%	22.0%
卸売業、小売業	-167	-6,356	-6.9%	-21.7%
金融業、保険業	-10	20	-7.8%	0.9%
不動産業、物品賃貸業	-118	-252	-8.9%	-5.9%
学術研究、専門・技術サービス業	-14	3,996	-3.2%	23.1%
宿泊業、飲食サービス業	-110	-399	-9.1%	-3.3%
生活関連サービス業、娯楽業	-5	-255	-0.7%	-4.7%
教育、学習支援業	-5	393	-1.6%	12.6%
医療、福祉	134	2,509	26.3%	26.1%
複合サービス事業	-5	138	-13.9%	22.3%
サービス業(他に分類されないもの)	15	3,123	2.3%	20.4%

【出典：総務省「経済センサス（各年）」※民間事業者のみ】

表 厚木市の構成割合の比率（神奈川県を1.00）

及び事業所数・従業者数の県内シェア

産業大分類	神奈川県全体の 構成割合に対する比率 (H28(2016)年)		県内シェア (H28(2016)年)	
	事業所数	従業者数 (=特化係数)	事業所数	従業者数
全産業(公務を除く)	-	-	3.3%	4.3%
農林漁業	0.87	0.76	2.9%	3.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	1.20	0.41	4.0%	1.8%
建設業	1.05	0.79	3.5%	3.4%
製造業	1.15	1.14	3.8%	4.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	1.30	0.72	4.3%	3.1%
情報通信業	0.83	0.66	2.8%	2.8%
運輸業、郵便業	1.58	1.43	5.3%	6.1%
卸売業、小売業	1.01	0.79	3.4%	3.4%
金融業、保険業	0.94	0.75	3.1%	3.2%
不動産業、物品賃貸業	1.33	0.88	4.5%	3.8%
学術研究、専門・技術サービス業	0.98	2.99	3.3%	12.8%
宿泊業、飲食サービス業	0.86	0.77	2.9%	3.3%
生活関連サービス業、娯楽業	0.82	0.81	2.7%	3.5%
教育、学習支援業	0.83	0.62	2.8%	2.6%
医療、福祉	0.68	0.57	2.3%	2.4%
複合サービス事業	0.87	0.92	2.9%	3.9%
サービス業(他に分類されないもの)	1.24	1.50	4.1%	6.4%

【出典：総務省「経済センサス（平成28（2016）年）」】

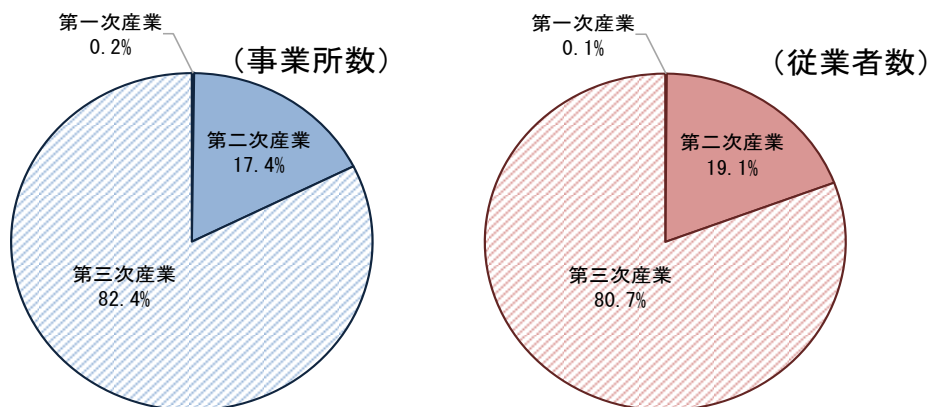


図 産業別事業所数・従業者数割合

また、産業（大分類別）から、人口1人当たりの事業所数を指数で求め、県内19市で比較をしたところ、「全産業（公務を除く）」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」及び「宿泊業、飲食サービス業」の分類で高いことが分かります。本市の1人1日当たりの事業系ごみの排出量は、県内19市のうち2番目に多くなっています。人口1人当たりの事業所数が高いことから、事業活動が活発に行われており、そのため事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

表 人口1人当たりの事業所数の比較（産業（大分類別））

	人口（人） （2016.10.1）	全産業（公務を除く）			人口（人） （2016.10.1）	卸売業、小売業	
		事業所数 （事業所）	人口1人当たり の事業所指数			事業所数 （事業所）	人口1人当たり の事業所指数
厚木市	225,541	9,602	0.04257	鎌倉市	172,337	2,022	0.01173
鎌倉市	172,337	7,226	0.04193	三浦市	44,651	486	0.01088
三浦市	44,651	1,824	0.04085	小田原市	193,313	2,099	0.01086
小田原市	193,313	7,763	0.04016	厚木市	225,541	2,236	0.00991
平塚市	258,126	9,365	0.03628	平塚市	258,126	2,244	0.00869
伊勢原市	101,787	3,608	0.03545	海老名市	130,581	1,091	0.00835
綾瀬市	84,427	2,910	0.03447	藤沢市	426,678	3,197	0.00749
海老名市	130,581	4,398	0.03368	伊勢原市	101,787	751	0.00738
南足柄市	42,873	1,398	0.03261	大和市	233,942	1,699	0.00726
大和市	233,942	7,479	0.03197	逗子市	60,556	439	0.00725
相模原市	721,552	22,480	0.03116	横浜市	3,731,293	26,784	0.00718
横浜市	3,731,293	114,930	0.03080	横須賀市	430,730	3,046	0.00707
藤沢市	426,678	13,027	0.03053	相模原市	721,552	4,828	0.00669
逗子市	60,556	1,810	0.02989	秦野市	166,668	1,048	0.00629
横須賀市	430,730	12,816	0.02975	茅ヶ崎市	240,046	1,452	0.00605
秦野市	166,668	4,609	0.02765	南足柄市	42,873	256	0.00597
川崎市	1,489,477	40,934	0.02748	川崎市	1,489,477	8,844	0.00594
茅ヶ崎市	240,046	6,446	0.02685	綾瀬市	84,427	474	0.00561
座間市	128,884	3,222	0.02500	座間市	128,884	670	0.00520

	人口（人） （2016.10.1）	不動産業，物品賃貸業			人口（人） （2016.10.1）	宿泊業，飲食サービス業	
		事業所数 （事業所）	人口1人当りの 事業所指数			事業所数 （事業所）	人口1人当りの 事業所指数
伊勢原市	101,787	590	0.00580	鎌倉市	172,337	1,292	0.00750
厚木市	225,541	1,209	0.00536	三浦市	44,651	322	0.00721
綾瀬市	84,427	426	0.00505	小田原市	193,313	1,037	0.00536
南足柄市	42,873	216	0.00504	厚木市	225,541	1,100	0.00488
鎌倉市	172,337	712	0.00413	平塚市	258,126	1,212	0.00470
大和市	233,942	849	0.00363	大和市	233,942	1,098	0.00469
海老名市	130,581	472	0.00361	横須賀市	430,730	1,996	0.00463
平塚市	258,126	932	0.00361	藤沢市	426,678	1,892	0.00443
逗子市	60,556	190	0.00314	海老名市	130,581	572	0.00438
茅ヶ崎市	240,046	680	0.00283	伊勢原市	101,787	441	0.00433
座間市	128,884	364	0.00282	川崎市	1,489,477	5,827	0.00391
横浜市	3,731,293	10,285	0.00276	横浜市	3,731,293	14,426	0.00387
藤沢市	426,678	1,163	0.00273	逗子市	60,556	226	0.00373
相模原市	721,552	1,871	0.00259	茅ヶ崎市	240,046	889	0.00370
川崎市	1,489,477	3,853	0.00259	相模原市	721,552	2,654	0.00368
小田原市	193,313	500	0.00259	秦野市	166,668	606	0.00364
三浦市	44,651	109	0.00244	南足柄市	42,873	141	0.00329
秦野市	166,668	389	0.00233	座間市	128,884	388	0.00301
横須賀市	430,730	996	0.00231	綾瀬市	84,427	222	0.00263

【出典：総務省「経済センサス（各年）」 ※民間事業者のみ】

さらに、産業（大分類別）から、人口1人当たりの従業者数を指数で求め、県内19市で比較をしたところ、「全産業（公務を除く）」、「卸売業，小売業」、「学術研究，専門・技術サービス業」の分類で、本市が最も高いことが分かります。人口1人当たりの事業所数と同様に人口1人当たりの従業者数も非常に高いことから、事業活動が活発に行われていることに加え、そこで働く従業者が多いことも、事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

表 人口1人当たりの従業者数の比較（産業（大分類別））

	人口（人） (2016.10.1)	全産業(公務を除く)			人口（人） (2016.10.1)	製造業	
		従業者数 (人)	人口1人当たり の従業者指数			従業者数 (人)	人口1人当たり の従業者指数
厚木市	225,541	147,906	0.65578	綾瀬市	84,427	13,410	0.15884
海老名市	130,581	58,600	0.44876	南足柄市	42,873	4,207	0.09813
小田原市	193,313	82,174	0.42508	厚木市	225,541	21,624	0.09588
綾瀬市	84,427	34,573	0.40950	平塚市	258,126	23,115	0.08955
伊勢原市	101,787	41,583	0.40853	秦野市	166,668	13,040	0.07824
平塚市	258,126	104,818	0.40607	伊勢原市	101,787	7,257	0.07130
鎌倉市	172,337	68,800	0.39922	海老名市	130,581	9,206	0.07050
横浜市	3,731,293	1,475,974	0.39557	座間市	128,884	8,158	0.06330
藤沢市	426,678	158,104	0.37055	藤沢市	426,678	25,199	0.05906
川崎市	1,489,477	543,812	0.36510	小田原市	193,313	11,262	0.05826
相模原市	721,552	248,832	0.34486	相模原市	721,552	41,477	0.05748
大和市	233,942	76,799	0.32828	大和市	233,942	11,324	0.04841
南足柄市	42,873	13,729	0.32022	川崎市	1,489,477	68,482	0.04598
秦野市	166,668	51,583	0.30950	鎌倉市	172,337	7,327	0.04252
三浦市	44,651	13,062	0.29254	横浜市	3,731,293	131,338	0.03520
座間市	128,884	36,833	0.28578	横須賀市	430,730	14,213	0.03300
横須賀市	430,730	120,811	0.28048	茅ヶ崎市	240,046	7,353	0.03063
茅ヶ崎市	240,046	55,805	0.23248	三浦市	44,651	675	0.01512
逗子市	60,556	12,981	0.21436	逗子市	60,556	174	0.00287

	人口（人） (2016.10.1)	卸売業、小売業			人口（人） (2016.10.1)	学術研究、専門・技術サービス業	
		従業者数 (人)	人口1人当たり の従業者指数			従業者数 (人)	人口1人当たり の従業者指数
厚木市	225,541	22,903	0.10155	厚木市	225,541	21,283	0.09436
海老名市	130,581	12,132	0.09291	海老名市	130,581	5,236	0.04010
小田原市	193,313	17,716	0.09164	鎌倉市	172,337	4,551	0.02641
平塚市	258,126	21,754	0.08428	川崎市	1,489,477	32,983	0.02214
伊勢原市	101,787	8,332	0.08186	横浜市	3,731,293	67,125	0.01799
鎌倉市	172,337	13,791	0.08002	藤沢市	426,678	7,450	0.01746
横浜市	3,731,293	294,029	0.07880	平塚市	258,126	3,276	0.01269
三浦市	44,651	3,418	0.07655	小田原市	193,313	2,400	0.01242
藤沢市	426,678	32,328	0.07577	横須賀市	430,730	5,200	0.01207
大和市	233,942	17,550	0.07502	相模原市	721,552	7,672	0.01063
相模原市	721,552	49,456	0.06854	南足柄市	42,873	366	0.00854
川崎市	1,489,477	100,393	0.06740	伊勢原市	101,787	835	0.00820
座間市	128,884	7,461	0.05789	綾瀬市	84,427	591	0.00700
横須賀市	430,730	24,862	0.05772	秦野市	166,668	1,127	0.00676
秦野市	166,668	9,574	0.05744	大和市	233,942	1,376	0.00588
綾瀬市	84,427	4,596	0.05444	逗子市	60,556	330	0.00545
逗子市	60,556	3,192	0.05271	座間市	128,884	638	0.00495
茅ヶ崎市	240,046	12,226	0.05093	茅ヶ崎市	240,046	1,075	0.00448
南足柄市	42,873	2,183	0.05092	三浦市	44,651	102	0.00228

【出典：総務省「経済センサス」】

(ウ) 昼夜間人口比率

本市の昼夜間人口比率※は 115.6%と高くなっています。これは全国的にも高く、県内 19 市で比較すると最も高くなっています。本市は、人口 1 人当たりの事業所数や従業者数が、県内他市と比べても多いことも昼夜間人口比率が高い要因と考えられます。昼間人口※が多いということは、市外から市内の事業所に勤務している人が多く、消費活動が増加することで事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

表 県内 19 市の昼夜間人口比率

	夜間人口 (常住人口) (人)	昼間人口 (人)	流出人口 (人)	流入人口 (人)	昼夜間人口 比率 (%)
厚木市	225,714	260,884	46,101	81,271	115.6
平塚市	258,227	256,896	53,299	51,968	99.5
小田原市	194,086	190,541	38,406	34,861	98.2
鎌倉市	173,019	167,753	50,617	45,351	97.0
綾瀬市	84,460	81,212	24,638	21,390	96.2
海老名市	130,190	123,289	41,106	34,205	94.7
伊勢原市	101,514	95,740	30,302	24,528	94.3
藤沢市	423,894	395,217	113,778	85,101	93.2
横浜市	3,724,844	3,416,060	727,015	418,231	91.7
横須賀市	406,586	370,704	72,618	36,736	91.2
川崎市	1,475,213	1,302,487	417,270	244,544	88.3
相模原市	720,780	636,218	165,545	80,983	88.3
秦野市	167,378	144,786	41,313	18,721	86.5
南足柄市	43,306	37,365	13,581	7,640	86.3
三浦市	45,289	38,200	11,399	4,310	84.3
大和市	232,922	196,370	73,781	37,229	84.3
座間市	128,737	107,720	42,979	21,962	83.7
逗子市	57,425	46,218	20,106	8,899	80.5
茅ヶ崎市	239,348	189,675	72,590	22,917	79.2

※横浜市、川崎市及び相模原市は市全体の比率

【出典：平成 27 年度国勢調査】

※昼夜間人口比率＝昼間人口/夜間人口×100

※昼間人口＝夜間人口-流出人口+流入人口

(I) 入込観光客数

本市に訪れた観光客の推計人数について、1泊以上宿泊した宿泊客数はほぼ横ばい傾向ですが、日帰り客数が減少傾向となっています。本市は、行事による観光客が多く、令和元（2019）年度の観光客消費額は神奈川県内で5番目（横浜市及び川崎市を除く。）となっています。

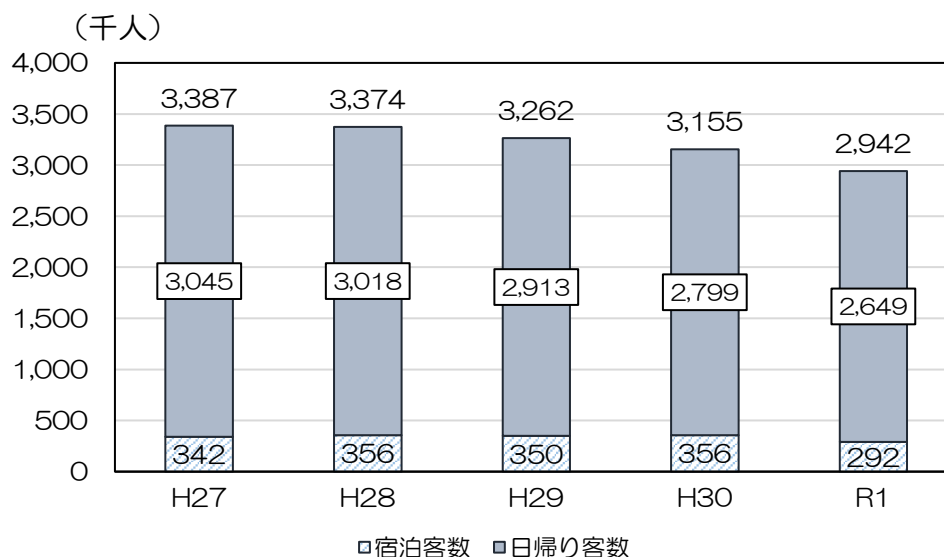


図 本市へ訪れた観光客数の推移

表 本市の主要観光地点・施設・行事

名称	調査区分	観光客数
東丹沢グリーンパーク	施設	9 千人
森林公園	施設	172 千人
広沢寺	施設	138 千人
飯山	地点	359 千人
七沢	地点	427 千人
相模川	地点	652 千人
あつぎ飯山桜まつり	行事	52 千人
神奈川グルメフェスタ	行事	187 千人
厚木市みどりのまつり	行事	60 千人
あつぎ鮎まつり	行事	710 千人
あつぎジャズナイト	行事	18 千人
あつぎ国際大道芸	行事	157 千人

【出典：令和元年神奈川県入込観光客調査結果】

表 神奈川県観光客（令和元（2019）年度）

市町村名	入込観光客（千人）			観光客消費額（千円）			
	延観光客数	宿泊客数	日帰り客数	観光客消費額計	観光客宿泊費	飲食費	その他消費額
横浜市	55,824	7,085	48,739	—	—	—	—
川崎市	20,164	1,017	19,147	—	—	—	—
藤沢市	19,300	581	18,718	93,495,609	4,325,952	40,512,119	48,657,538
鎌倉市	19,022	319	18,703	95,178,551	4,816,332	58,241,602	32,120,617
箱根町	18,960	4,297	14,663	79,352,193	57,684,637	14,704,458	6,963,098
相模原市	11,637	736	10,901	15,315,387	2,834,027	11,673,762	807,598
横須賀市	8,752	360	8,391	5,694,949	2,943,544	1,686,950	1,064,455
平塚市	7,343	83	7,260	2,199,914	580,993	1,534,921	84,000
小田原市	6,248	389	5,859	20,575,989	5,085,160	6,118,130	9,372,699
三浦市	6,140	602	5,538	13,115,183	5,263,460	5,229,291	2,622,432
秦野市	4,472	103	4,370	5,918,742	655,470	674,418	4,588,854
湯河原町	4,096	674	3,422	10,776,272	7,080,562	2,155,830	1,539,880
厚木市	2,942	292	2,649	17,336,911	2,641,942	8,554,095	6,140,874
茅ヶ崎市	2,574	78	2,496	4,575,183	393,123	2,983,261	1,198,799
寒川町	2,014	—	2,014	—	—	—	—
伊勢原市	1,985	192	1,793	2,539,943	1,268,684	637,847	633,412
清川村	1,587	9	1,578	243,035	27,127	30,073	185,835
山北町	1,498	51	1,447	575,288	348,340	44,631	182,317
大和市	1,350	91	1,259	—	—	—	—
愛川町	1,295	69	1,227	806,860	589,474	165,753	51,633
大磯町	980	157	822	2,148,118	1,406,392	560,081	181,645
南足柄市	974	82	893	22,112	20,764	1,180	168
逗子市	957	20	937	864,982	241,975	388,438	234,569
真鶴町	895	13	882	866,971	110,359	648,756	107,856
松田町	666	5	660	1,787,381	24,430	370,650	1,392,301
葉山町	655	25	630	4,822,889	237,287	2,620,344	1,965,258
二宮町	551	—	551	—	—	—	—
大井町	469	24	445	310,322	310,322	—	—
座間市	399	—	399	—	—	—	—
中井町	262	—	262	—	—	—	—
開成町	240	—	240	—	—	—	—
海老名市	227	—	227	—	—	—	—
綾瀬市	190	—	190	—	—	—	—

【出典：令和元年神奈川県入込観光客調査結果】

また、入込観光客数と観光客消費額から、観光客1人当たりの消費額及び飲食費を求めて県内他市（比較できない市は除く。）と比較すると、観光客1人当たりの消費額は、最も高いことが分かります。また、観光客1人当たりの飲食費も鎌倉市に次いで高いことが分かります。このことから、本市を訪れた観光客が、本市内で買物や飲食をする機会が多いと考えられます。その反面、市内で飲食をする機会が多くなることで、事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。県内19市で、事業系ごみの排出量が多い本市と鎌倉市の共通な傾向だと考えられます。

表 観光客 1 人当たりの消費額

	延観光客数 (千人)	観光客 消費額計 (千円)	観光客 1 人 当たりの 消費額 (円)
厚木市	2,942	17,336,911	5,893
鎌倉市	19,022	95,178,551	5,004
藤沢市	19,300	93,495,609	4,844
小田原市	6,248	20,575,989	3,293
三浦市	6,140	13,115,183	2,136
茅ヶ崎市	2,574	4,575,183	1,777
秦野市	4,472	5,918,742	1,324
相模原市	11,637	15,315,387	1,316
伊勢原市	1,985	2,539,943	1,280
逗子市	957	864,982	904
横須賀市	8,752	5,694,949	651
平塚市	7,343	2,199,914	300
南足柄市	974	22,112	23
横浜市	55,824	-	-
川崎市	20,164	-	-
大和市	1,350	-	-
座間市	399	-	-
海老名市	227	-	-
綾瀬市	190	-	-

表 観光客 1 人当たりの飲食費

	延観光客数 (千人)	飲食費 (千円)	観光客 1 人 当たりの 飲食費 (円)
鎌倉市	19,022	58,241,602	3,062
厚木市	2,942	8,554,095	2,908
藤沢市	19,300	40,512,119	2,099
茅ヶ崎市	2,574	2,983,261	1,159
相模原市	11,637	11,673,762	1,003
小田原市	6,248	6,118,130	979
三浦市	6,140	5,229,291	852
逗子市	957	388,438	406
伊勢原市	1,985	637,847	321
平塚市	7,343	1,534,921	209
横須賀市	8,752	1,686,950	193
秦野市	4,472	674,418	151
南足柄市	974	1,180	1
横浜市	55,824	-	-
川崎市	20,164	-	-
大和市	1,350	-	-
座間市	399	-	-
海老名市	227	-	-
綾瀬市	190	-	-

(オ) 土地利用の状況

令和元（2019）年 4 月における本市の地目別土地利用面積は、田が 5.6%、畑が 8.2%、宅地が 49.9%、山林が 27.6%、河川・水面・水路が 1.8%、荒地・海浜・河川敷が 6.9%となっています。

表 地目別土地利用面積

(ha/%)

計	田	畑	宅地	山林	河川・水面・水路	荒地・海浜・河川敷
9,384.0	529.0	767.5	4,682.3	2,586.7	171.9	646.6
100.0	5.6	8.2	49.9	27.6	1.8	6.9

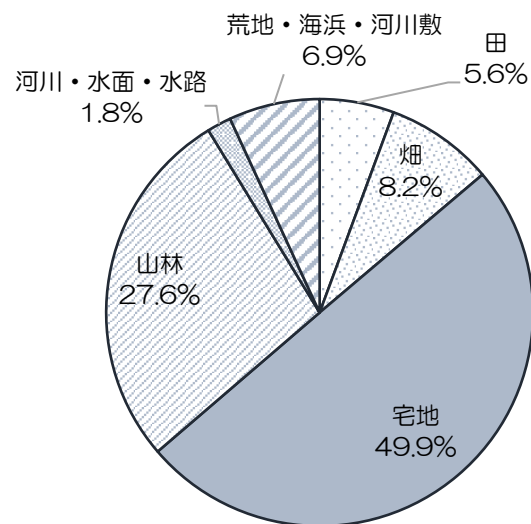


図 地目別土地利用割合

【出典：平成 30 年版 統計あつぎ（厚木市）】

イ 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップ

(7) 目的

本計画の策定に当たって、本市のごみの減量化・資源化の現状と課題を抽出し、超高齢社会に対応したごみの収集方法などを検討することなどを目的としました。

(イ) ワークショップの期間及び実施回数

平成28（2016）年8月から平成29（2017）年7月まで、全9回にわたりワークショップを実施しました。

(ウ) ワークショップからの提言

a ごみの出し方について

1人1人がごみを出すルールを守り、街をきれいにしようという自覚を持つことが重要である。

b 集積所の管理について

ごみ出しのルールを徹底するとともに、自治会加入の有無に関わらず、市民全員が責任を持って集積所の清掃や管理をすることが必要である。

c ごみの減量について

ごみの減量化については、無駄のないライフスタイルへの意識改革や、積極的にごみの減量化に取り組んでいる地区や個人への表彰制度等を検討し、更なる推進を図る必要がある。

また、社会動向に注視し、引き続きごみの有料化について検討していく必要がある。

d ごみの資源化について

ごみの資源化については、特に、紙類の分別について、更なる推進を図る必要がある。

e 望ましいごみの収集方法

戸別収集について、戸建て住宅では、ごみ集積所までごみを運搬する手間が省けることから、高齢者のごみ出しの負担を軽減することができる。また、自宅前（道路に面した敷地内）にごみを出すことから分別の意識を向上させることや、事業者によるごみ集積所への不法投棄を防ぐことができる。課題としては、集合住宅は敷地内に設置されたごみ集積所まで運搬する必要があることから、エレベータが設置されていない集合住宅については高齢者対策とならない。また、現在、ごみ集積所が敷地内に設置されていない集合住宅は、新たにごみ集積所を設置する必要がある。

有料化について、各世帯がごみの排出量により応分のごみ処理手数料を負担する方法であることから、公平な受益者負担を確保することができる。ごみを少なく排出すればごみ処理手数料を安く抑えられることができ

るため、ごみ減量の推進に効果がある。さらに、資源の収集を無料にするなどの工夫で、ごみの適正排出を推進する効果も期待できる。一方で、高齢者がごみ処理手数料を負担することに対する経済的な懸念がある。

以上のことから、超高齢社会に対応するごみの収集方法は、現行のステーション収集を維持しつつ、それが困難な世帯については「愛の一声ごみ収集事業」を拡充し、行政による支援を行っていくとともに、社会動向に注視し、新たな取組についても引き続き調査、研究を進める。具体策として、戸別収集の有効性を検証するため、モデル地区を定めて試行することが求められる。

ウ 市民・事業者の意識調査（アンケート）

（ア）目的

本計画の策定に当たって、市民や事業者の日頃のごみの減量化・資源化への取組やごみ処理に関する意見などを調査し、計画を推進する上での課題を見付け、循環型社会を実現するために必要な取組を検討する上での基礎資料とすることを目的としました。

（イ）アンケート調査

a 市民向けアンケート調査

- (a) 調査対象 厚木市に居住する20歳以上の男女 3,000人
- (b) 抽出方法 住民基本台帳データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和2（2020）年7月～8月
- (e) 回収数 1,122人（回収率37.4%）

b 事業者アンケート調査

- (a) 調査対象 厚木市内の300事業者
- (b) 抽出方法 排出事業者から無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和2（2020）年7月～8月
- (e) 回収数 113事業者（回収率37.7%）

（ロ）アンケート調査結果概要

アンケート調査結果を、全体、性別及び男女別に集計し、その結果を次のとおりまとめました。なお、無効・無回答は除いているため、合計数が合わない場合があります。

a 市民向けアンケート調査結果概要

(a) 3R（スリーアール）について

「あなたは、「3R（スリーアール）」という言葉や意味を知っていましたか。」の設問について、「言葉も意味も知っていた」と回答した割合が41.4%であったのに対し、「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」、「言葉も意味も知らなかった」と回答した割合の合計が55.6%と、2人に1人以上が3Rの意味を知らないと回答しています。

また、「言葉も意味も知っていた」と回答した割合が、男性の方が高く、年齢別では、20歳代の割合が高くなっています。一方で、60歳代以上になると、「言葉も意味も知らなかった」と回答した割合が高くなっています。このことから、60歳代以上を中心に、3Rについて周知・啓発を行う必要があります。

表 あなたは、「3R（スリーアール）」という言葉や意味を知っていましたか。

	回答数	言葉も意味も知っていた	言葉は知っていたが、意味は知らなかった	言葉も意味も知らなかった
全体	1,122	41.4%	21.3%	34.3%
性別				
男性	394	48.7%	21.1%	29.7%
女性	686	38.9%	22.4%	38.2%
答えたくない	7	28.6%	14.3%	57.1%
年齢別				
20歳代	90	70.0%	18.9%	11.1%
30歳代	113	38.1%	24.8%	36.3%
40歳代	159	47.8%	20.8%	31.4%
50歳代	203	48.8%	20.7%	30.0%
60歳代	221	34.4%	26.7%	38.5%
70歳以上	307	34.5%	19.5%	45.0%

コラム 3つのRと3つのキリ

ごみ減量・資源化を推進するため、3つのRと3つのキリを実践しましょう。

・3つのR

- 1 Reduce（リデュース：発生抑制）
- 2 Reuse（リユース：再使用）
- 3 Recycle（リサイクル：再生利用）

・3つのキリ

- 1 使いキリ
食材は、必要な量だけ購入し、使い切りましょう。
- 2 食べキリ
必要な量だけ作り、残さず食べましょう。
- 3 水キリ
生ごみを捨てる前に絞ってから捨てましょう。

ごみ減量・資源化のキーワードは3つのRと3つのキリ



(b) ごみ減量への関心について

「あなたは、ごみの減量について関心がありますか。」の設問について、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合の合計が91.2%となっています。年齢別で見ると、年齢が上がるにつれて、「非常に関心がある」の割合が増えているのが分かります。一方で、20歳代で「あまり関心がない」と回答した割合が26.7%と最も高くなっています。ごみの減量化の進捗状況を見える化するなど、特に若年層に対して、ごみの減量化に関心を持ってもらう必要があります。

表 あなたは、ごみの減量について関心がありますか。

	回答数	非常に関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	分からない
全体	1,122	21.7%	69.5%	6.4%	0	0
性別						
男性	394	28.7%	61.4%	6.6%	0	0
女性	686	18.7%	73.3%	6.6%	0	0
答えたくない	7	0.0%	85.7%	0.0%	0	0
年齢別						
20歳代	90	4.4%	61.1%	26.7%	0	0
30歳代	113	11.5%	71.7%	14.2%	0	0
40歳代	159	18.9%	74.2%	4.4%	0	0
50歳代	203	19.7%	74.4%	4.9%	0	0
60歳代	221	19.5%	76.9%	2.7%	0	0
70歳代以上	307	36.5%	59.0%	2.6%	0	0

(c) 「もえるごみ」という呼称の見直しについて

「ごみの排出抑制のため、現在の「もえるごみ」という呼称の見直しを検討しています。どの名称が適当だと思いますか。」の設問について、「もやせるごみ」と回答した割合が46.0%と最も高くなっています。性別、年齢別に見ても、大きな違いはありません。一方で、「違いが分からない」や「呼称を変える理由が分からない」などの意見もあることから、呼称の見直しを行う場合には、十分な検討と説明をする必要があります。

表 どの名称が適当だと思いますか。

	回答数	もやせるごみ	もせるごみ	もやすごみ	もえるごみ	その他
全体	1,122	46.0%	3.5%	12.4%	30.0%	3.7%
性別						
男性	394	44.9%	4.8%	15.0%	28.7%	3.8%
女性	686	47.2%	2.9%	11.5%	30.5%	3.5%
答えたくない	7	42.9%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%
年齢別						
20歳代	90	44.4%	1.1%	12.2%	33.3%	6.7%
30歳代	113	50.4%	1.8%	7.1%	34.5%	3.5%
40歳代	159	47.2%	1.3%	12.6%	34.6%	2.5%
50歳代	203	46.8%	2.5%	14.3%	29.1%	3.0%
60歳代	221	45.2%	3.2%	13.6%	27.6%	4.1%
70歳代以上	307	45.3%	7.2%	13.4%	27.0%	3.3%

(d) 生ごみの減量について

「あなたは、生ごみの水分を減らすために工夫していることがありますか。」の設問について、「三角コーナーで水を切っている」と回答した割合が63.3%と最も高くなっています。年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれて、「三角コーナーで水を切っている」と「手でしぼっている」の割合が高くなっています。一方で、年齢が低くなるにつれて、「工夫していることはない」の割合が高くなっていることから、特に、20歳代、30歳代に対して、水キリの徹底や生ごみ処理機の活用など生ごみの水分を減らす方法などについて、周知・啓発を行う必要があります。

表 あなたは、生ごみの水分を減らすために工夫していることがありますか。

	回答数	三角コーナーで水を切っている	手でしぼっている	風に当てるなど自然乾燥させている	生ごみ処理機などを使っている	工夫していることはない	その他
全体	1,122	63.3%	34.5%	4.3%	3.5%	12.3%	7.9%
性別							
男性	394	61.9%	28.7%	5.3%	5.3%	16.5%	8.6%
女性	686	64.7%	38.0%	3.6%	2.2%	9.8%	7.9%
答えたくない	7	57.1%	28.6%	28.6%	0.0%	28.6%	0.0%
年齢別							
20歳代	90	44.4%	17.8%	2.2%	4.4%	35.6%	3.3%
30歳代	113	54.0%	29.2%	5.3%	0.0%	23.0%	7.1%
40歳代	159	55.3%	35.8%	3.1%	1.9%	17.6%	5.7%
50歳代	203	63.1%	31.5%	5.9%	1.0%	9.9%	8.4%
60歳代	221	69.2%	37.6%	2.7%	4.1%	8.1%	10.0%
70歳代以上	307	73.3%	40.7%	5.5%	6.5%	3.3%	9.4%

コラム 家庭用生ごみ処理機の購入費補助について

生ごみの減量化を推進することを目的に、家庭用生ごみ処理機の購入費の補助を行っています。対象は、市内に住民登録を有し、居住中の方で、市内居住地などに設置して適切に維持管理できる方です。1世帯につき2台まで、本体価格の80%（上限2万円まで）の補助を行っています。申請方法などの詳細は、市のホームページを確認するか、環境センターへお問い合わせください。

(e) ごみの資源化について

「あなたは、ごみの資源化について関心がありますか。」の設問について、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合の合計は 88.4%で、多くの人のごみの資源化に関心があることが分かります。年齢別に見ると、「あまり関心がない」と回答した割合が 20 歳代で 22.2%、30 歳代で 15.9%となっていることから、若年層に向けて、ごみの資源化の重要性について周知・啓発を行う必要があります。

表 あなたは、ごみの資源化について関心がありますか。

	回答数	非常に関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	分からない
全体	1,122	19.1%	69.3%	6.1%	0.4%	3.8%
性別						
男性	394	26.1%	62.7%	6.6%	0.5%	3.6%
女性	686	15.3%	73.5%	5.5%	0.3%	3.9%
答えたくない	7	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%	28.6%
年齢別						
20歳代	90	4.4%	62.2%	22.2%	2.2%	8.9%
30歳代	113	15.9%	63.7%	15.9%	0.9%	3.5%
40歳代	159	17.6%	75.5%	3.1%	0.6%	3.1%
50歳代	203	20.2%	71.9%	4.4%	0.0%	3.0%
60歳代	221	14.9%	78.3%	1.8%	0.0%	3.2%
70歳代以上	307	27.7%	62.9%	2.6%	0.0%	4.2%

(f) 資源の分別について

「あなたは、ごみの分別区分についてどのように感じていますか。」の設問について、「分別区分は今のままでよい」と回答した割合が 62.6%と最も高くなっています。「ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい」と回答した割合が 24.4%となっており、男性は、32.2%となっています。一方で、「ごみの分別区分が多すぎるので区分を減らしたほうがよい」と回答した割合が 20 歳代で 10.0%、30 歳代で 14.2%と他の年代と比較すると高くなっています。

また、「あなたは、資源の分別について、迷うことがありますか。」の設問について、「大いにある」、「たまにある」と回答した割合の合計が 82.6%となっています。年齢別に見ると、30 歳代で「大いにある」と回答した割合が 19.5%と高くなっています。一方で、70 歳代では、「ほとんどない」と回答した割合が 25.1%と高くなっています。

資源の分別については、現在でも迷う人の割合が多いことから、新たな資源化品目を検討する場合には、分別区分と分別方法のバランスを考慮することが重要になります。

表 あなたは、ごみの分別区分についてどのように感じていますか。

	回答数	ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい	ごみの分別区分が多すぎるので、区分を減らしたほうがよい	分別区分は今のままでよい	その他
全体	1,122	24.4%	6.1%	62.6%	2.0%
性別					
男性	394	32.2%	8.1%	54.1%	1.3%
女性	686	20.3%	4.8%	68.1%	2.5%
答えたくない	7	14.3%	14.3%	71.4%	0.0%
年齢別					
20歳代	90	18.9%	10.0%	68.9%	1.1%
30歳代	113	22.1%	14.2%	59.3%	3.5%
40歳代	159	20.8%	8.8%	64.8%	5.0%
50歳代	203	30.0%	3.9%	61.1%	1.5%
60歳代	221	24.4%	4.5%	62.9%	0.9%
70歳代以上	307	25.4%	3.3%	62.9%	1.3%

表 あなたは、資源の分別について、迷うことがありますか。

	回答数	大いにある	たまにある	ほとんどない
全体	1,122	11.7%	70.9%	14.5%
性別				
男性	394	11.7%	71.6%	15.0%
女性	686	10.6%	72.6%	13.8%
答えたくない	7	42.9%	42.9%	14.3%
年齢別				
20歳代	90	13.3%	73.3%	11.1%
30歳代	113	19.5%	74.3%	5.3%
40歳代	159	16.4%	72.3%	10.1%
50歳代	203	12.3%	75.4%	10.8%
60歳代	221	7.7%	76.0%	12.7%
70歳代以上	307	7.2%	64.2%	25.1%

コラム 資源とごみの正しい出し方（家庭用ガイドブック）について

全地区の収集日程や品目ごとの資源とごみの出し方（五十音順）など、ごみ出しのための情報を豊富に掲載しています。多言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）にも対応しています。



(g) ごみ処理費用の負担の在り方について

「今後、ごみの減量化・資源化を推進するために家庭系ごみの有料化を検討することについて、あなたはどのように思われますか。」の設問について、「ごみ排出量が削減され、資源化が促進され、ごみ排出量の多い人が相応の経費負担をする仕組みであれば導入してもよい」と回答した割合が36.1%と最も高くなっています。年齢別では、30歳代と70歳代以上が40%を超えています。一方で、「必要はない」、「分からない」と回答した割合がそれぞれ20%を超えています。年齢別に見ると、「必要はない」と回答した20歳代の割合が36.7%と高くなっています。

有料化の検討に当たっては、市民の金銭的負担に対する配慮や、不法投棄増加への不安など多くの課題を考慮するとともに、導入するには十分な説明をする必要があります。

表 家庭系ごみの有料化を検討することについて、あなたはどのように思われますか。

	回答数	有効な手段なの ですぐにでも導 入した方がよい	ごみ排出量が削減され、資源化が促進され、ごみ排出量の多い人が相応の経費負担をする仕組みであれば導入してもよい	必要はない	分からない	その他
全体	1,122	4.2%	36.1%	22.0%	22.7%	9.8%
性別						
男性	394	5.1%	41.9%	23.4%	17.5%	7.4%
女性	686	3.9%	33.5%	20.8%	25.4%	11.1%
答えたくない	7	0.0%	28.6%	28.6%	28.6%	14.3%
年齢別						
20歳代	90	4.4%	25.6%	36.7%	22.2%	8.9%
30歳代	113	3.5%	41.6%	22.1%	15.0%	15.9%
40歳代	159	4.4%	35.2%	22.0%	25.2%	11.3%
50歳代	203	3.9%	34.5%	22.2%	23.2%	11.3%
60歳代	221	5.0%	33.0%	24.0%	23.1%	9.5%
70歳代以上	307	4.2%	42.3%	15.3%	23.5%	6.2%

(h) 食品ロスについて

「あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。」の設問について、「聞いたことがあり、言葉の意味を知っている」と回答した割合が 88.9%と最も高くなっています。年齢別で見ると、「聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない」、「聞いたことがない」と回答した 20 歳代の割合がそれぞれ 10%以上となっていて、他の年代と比較すると高くなっています。

食品ロスは、今後も、ごみ減量化の大きな課題となることから、引き続き、食品ロスの削減に向けた取組を行う必要があります。

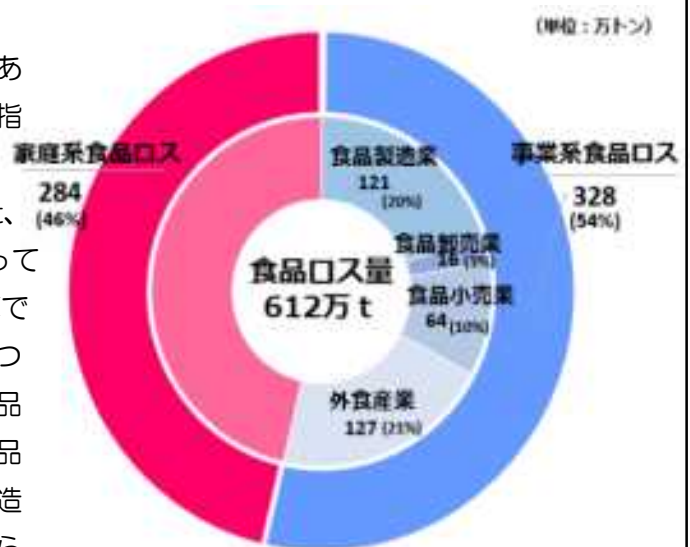
表 あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。

	回答数	聞いたことがあり、言葉の意味を知っている	聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない	聞いたことがない
全体	1,122	88.9%	4.8%	1.9%
性別				
男性	394	89.6%	4.8%	2.0%
女性	686	89.5%	4.8%	1.7%
答えたくない	7	85.7%	14.3%	0.0%
年齢別				
20歳代	90	77.8%	11.1%	10.0%
30歳代	113	98.2%	1.8%	0.0%
40歳代	159	94.3%	3.1%	1.9%
50歳代	203	92.1%	4.4%	2.0%
60歳代	221	90.5%	2.7%	0.9%
70歳代以上	307	85.0%	6.8%	0.7%

コラム 食品ロスとは？

食品ロスとは、本来、食べられるものであるにも関わらず、捨てられるもののことを指します。

日本での食品廃棄物量は年間 2,550 万 t、その内、食品ロス量は年間 612 万 t となっています。この量は、日本人 1 人当たり換算で約 48 kg です。食品ロスの排出は大きく二つに分類され、各家庭から発生する家庭系食品ロスと事業活動に伴って発生する事業系食品ロスがあります。事業系食品ロスは食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出され、年間 328 万トン発生しています（平成 29 年度推計値）。



【出典：農林水産省】

また、食品ロスの削減に向けて、「3010（さんまるいちまる）運動」（以下、「3010 運動」という。）の取組を推進していますが、「あなたは、「3010 運動」を知っていますか。」の設問について、「知らない」と回答した割合が 75.9%と最も高く、性別、年齢問わず認知度が低くなっています。今後も、「3010 運動」の認知度を上げるために、周知・啓発を続けていく必要があります。

表 あなたは、「3010 運動」を知っていますか。

	回答数	知っていて実践したことがある	知っているが実践したことはない	知らない
全体	1,122	8.3%	11.1%	75.9%
性別				
男性	394	11.4%	9.6%	74.6%
女性	686	6.6%	12.4%	76.5%
答えたくない	7	28.6%	0.0%	71.4%
年齢別				
20歳代	90	2.2%	6.7%	87.8%
30歳代	113	8.8%	11.5%	79.6%
40歳代	159	9.4%	11.9%	77.4%
50歳代	203	6.4%	12.8%	78.8%
60歳代	221	7.7%	10.4%	75.1%
70歳代以上	307	11.7%	12.1%	68.1%

コラム 「3010 運動」を実践しよう

会食などの席で食べ残しを減らすため、最初の 30 分と最後の 10 分は、自席で食事を楽しむ「3010 運動」を推進しています。飲食店での食品ロスの約 60%は「食べ残し」です。「3010 運動」に参加し、食品ロスを減らしましょう。



(i) ごみ出しの負担について

「あなたは、ごみ集積所でのごみ出しについて、どの程度負担を感じていますか。」の設問について、「雨の日や暑い日のごみ出し」を、「大いに負担を感じている」、「多少の負担を感じている」と回答した割合の合計が 34.3%となっています。年齢別に見ると、30 歳代が 39.8%、40 歳代の割合が 42.7%と高くなっていることから、子育て世代が負担に感じていることが考えられます。また、「ごみの分別」を、「大いに負担を感じている」、「多少の負担を感じている」と回答した割合の合計が 26.1%となっています。年齢別に見ると、20 歳代が 40.0%、30 歳代が 38.0%となっていることから、若年層がごみの分別

に負担を感じていることが分かります。「収集日が限られている」を、「大いに負担を感じている」、「多少の負担を感じている」と回答した割合の合計が29.2%となっています。年齢別に見ると、20歳代が48.9%、30歳代が41.6%となっていることから、こちらも若年層で収集日が限られていることに負担を感じていることが分かります。

表 ごみ出しの負担について（雨の日や暑い日のごみ出し）

	回答数	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない
全体	1,122	6.8%	27.5%	58.6%	0.4%
性別					
男性	394	5.8%	23.9%	62.7%	0.5%
女性	686	7.1%	29.9%	56.6%	0.4%
答えたくない	7	42.9%	14.3%	28.6%	0.0%
年齢別					
20歳代	90	8.9%	28.9%	55.6%	3.3%
30歳代	113	6.2%	33.6%	57.5%	0.9%
40歳代	159	11.3%	31.4%	55.3%	0.0%
50歳代	203	8.9%	31.0%	56.2%	0.0%
60歳代	221	3.6%	22.6%	64.7%	0.5%
70歳代以上	307	5.2%	24.8%	58.0%	0.0%

表 ごみ出しの負担について（ごみの分別）

	回答数	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない
全体	1,122	3.2%	22.9%	65.8%	0.7%
性別					
男性	394	3.3%	22.8%	65.5%	0.5%
女性	686	2.9%	22.9%	66.9%	0.7%
答えたくない	7	14.3%	28.6%	28.6%	14.3%
年齢別					
20歳代	90	4.4%	35.6%	53.3%	3.3%
30歳代	113	10.6%	27.4%	58.4%	1.8%
40歳代	159	5.0%	25.2%	66.7%	0.6%
50歳代	203	2.0%	24.1%	69.0%	0.0%
60歳代	221	3.2%	18.1%	68.3%	0.5%
70歳代以上	307	0.0%	18.6%	68.7%	0.3%

表 ごみ出しの負担について（収集日が限られている）

	回答数	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない
全体	1,122	5.8%	23.4%	57.7%	0.8%
性別					
男性	394	6.3%	20.6%	59.9%	0.8%
女性	686	5.0%	24.9%	57.3%	0.7%
答えたくない	7	42.9%	14.3%	14.3%	14.3%
年齢別					
20歳代	90	18.9%	30.0%	40.0%	4.4%
30歳代	113	9.7%	31.9%	49.6%	0.9%
40歳代	159	9.4%	29.6%	57.9%	0.6%
50歳代	203	5.4%	31.5%	56.2%	0.5%
60歳代	221	3.6%	18.6%	61.1%	0.5%
70歳代以上	307	0.3%	12.7%	64.8%	0.3%

(j) 戸別収集について

「あなたは、戸別収集についてどう思いますか。」の設問について、「どちらともいえない」と回答した割合が51.1%と最も高くなっています。年齢別に見ると、「反対である」と回答した割合が、30歳代で27.4%、40歳代で25.2%、50歳代で20.2%と20%を超えています。戸別収集は、各世帯が排出したごみに責任を持ち、ごみ出しへの意識が高まることで減量効果が期待できます。一方で、収集するための車や人員の増加、収集車両からの二酸化炭素や収集コストの増加などのデメリットも考えられます。

表 あなたは、戸別収集についてどう思いますか。

	回答数	賛成である	反対である	どちらともいえない	その他
全体	1,122	17.8%	20.8%	51.1%	2.8%
性別					
男性	394	19.5%	20.3%	50.3%	2.3%
女性	686	17.1%	20.7%	52.5%	3.2%
答えたくない	7	42.9%	0.0%	57.1%	0.0%
年齢別					
20歳代	90	15.6%	13.3%	65.6%	3.3%
30歳代	113	19.5%	27.4%	47.8%	3.5%
40歳代	159	20.1%	25.2%	47.8%	2.5%
50歳代	203	18.2%	20.2%	56.7%	2.5%
60歳代	221	14.9%	19.0%	52.0%	4.1%
70歳代以上	307	19.5%	19.2%	46.9%	2.0%

(k) ごみの減量化・資源化に関する情報収集

「ごみの減量化・資源化に関する情報をどこから得ていますか。」の設問について、「広報あつぎ」と回答した割合が58.6%と最も高くなっています。年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれて、広報あつぎや自治会の回覧など紙媒体から情報を得ていることが分かります。このことから、情報の提供について、紙媒体での周知が効果的と考えられるため、広報あつぎや公民館だよりでの周知や、ごみ集積所への貼り紙などを積極的に活用する必要があります。また、「あなたは、「ごみサク」を知っていますか。」の設問について、「知らない」と回答した割合が79%、「あなたは、メールマガジン「あしたは何ごみの日？」を知っていますか。」の設問について、「知らない」と回答した割合が、86.5%となっています。

「ごみサク」や「あしたは何ごみの日？」の認知度が低いことから、引き続き、周知・啓発を行うとともに、紙媒体に限らず幅広く情報提供を行う必要があります。

表 あなたは、ごみの減量化・資源化に関する情報をどこから得ていますか。

	回答数	厚木市のホームページ	広報あつぎ	自治会の回覧	新聞やタウン誌の記事	集積所の提示
全体	1,122	19.3%	58.6%	30.9%	14.2%	22.1%
性別						
男性	394	21.3%	59.1%	31.0%	13.2%	20.6%
女性	686	18.4%	58.9%	31.5%	14.6%	23.0%
答えたくない	7	14.3%	71.4%	42.9%	14.3%	28.6%
年齢別						
20歳代	90	27.8%	27.8%	12.2%	7.8%	24.4%
30歳代	113	30.1%	40.7%	21.2%	11.5%	21.2%
40歳代	159	24.5%	54.7%	23.9%	16.4%	23.9%
50歳代	203	23.6%	60.1%	29.6%	12.8%	27.1%
60歳代	221	13.6%	67.4%	38.0%	14.9%	18.6%
70歳代以上	307	11.4%	70.0%	40.7%	15.6%	20.5%

表 あなたは、「ごみサク」知っていますか。

	回答数	知っていて利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない
全体	1,122	6.1%	8.6%	79.0%
性別				
男性	394	5.8%	9.1%	78.4%
女性	686	6.0%	8.0%	80.3%
答えたくない	7	14.3%	0.0%	85.7%
年齢別				
20歳代	90	5.6%	4.4%	86.7%
30歳代	113	10.6%	5.3%	83.2%
40歳代	159	6.9%	8.8%	82.4%
50歳代	203	8.4%	7.4%	81.8%
60歳代	221	4.1%	10.0%	76.0%
70歳代以上	307	3.6%	10.4%	75.6%

コラム 「ごみサク」を活用しよう

資源とごみの分別など、日々のごみ出しに役立つ情報をパソコンやスマートフォンから簡単に検索できる、資源とごみの分別辞典「ごみサク」があります。「ごみサク」では、資源とごみの出し方を調べられるだけでなく、粗大ごみの場合、そのまま電子申請サイトにアクセスし、申し込むことができます。気軽に検索できる「ごみサク」を活用し、ごみの減量化・資源化を推進しましょう。

表 あなたは、メールマガジン「あしたは何ごみの日？」を知っていますか。

	回答数	知っていて利用 したことがある	知っているが利 用したことはな い	知らない
全体	1,122	2.0%	5.3%	86.5%
性別				
男性	394	2.5%	7.9%	82.7%
女性	686	1.3%	3.8%	89.5%
答えたくない	7	0.0%	0.0%	100.0%
年齢別				
20歳代	90	2.2%	1.1%	93.3%
30歳代	113	0.9%	3.5%	94.7%
40歳代	159	1.3%	5.0%	91.8%
50歳代	203	0.5%	5.9%	91.1%
60歳代	221	1.8%	6.3%	81.9%
70歳代以上	307	2.9%	6.2%	80.8%

コラム メールマガジン「あしたは何ごみの日？」について

ごみの出し忘れを防止するため、メールマガジン「あしたは何ごみの日？」を配信しています。登録すると、前日夜 19 時に翌日の収集日程が送信されてくるほか、分別のアドバイスなどごみ出しに関する情報を受け取ることができます。随時、登録できますので是非ご利用ください。

b 事業者向けアンケート調査結果概要

(a) 排出者責任について

「貴事業所では、事業者の排出者責任について、知っていますか。」の設問について、「法律の規定を含め、十分に認識している」と回答した割合が 61.9%となっています。また、「法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている」と回答した割合が 35.4%となり、排出者に責任があると考えている事業所は 97.3%となっています。

また、事業活動で生じた廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。「事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の違いを知っていますか。」の設問について、「知っている」と回答した割合が 56.6%、「ある程度知っている」と回答した割合が 38.1%となっています。さらに、事業活動で生じた廃棄物に対して、自らが処理するという排出者責任があり、市内の許可業者に委託しても排出元に排出者責任は残ります。「この事業者の排出者責任について、知っていますか。」の設問について、「知っていた」と回答した割合が 72.6%となっています。排出者責任の考え方は理解していても、不適正

排出を行う事業所もあることから、引き続き、事業系ごみの発生抑制及び適正排出の徹底について、周知・啓発を行う必要があります。

(b) ごみの処理について

「貴事業所で発生するごみの処理はどのようにしていますか。」の設問について、「一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している」と回答した割合が、77.0%となっています。続いて、「産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している」と回答した割合が38.1%となっています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物で処理が違うことについて、引き続き、周知・啓発を行う必要があります。

(c) ごみの減量化・資源化の取組について

「貴事業所では、ごみの減量化・資源化にどの程度取り組んでいますか。」の設問について、「ある程度取り組んでいる」と回答した割合が64.6%となっています。ごみの減量化・資源化に取り組む理由について、「環境に良いため」と回答した割合が67.0%となっています。一方で、ごみの減量化・資源化に取り組んでいない理由について、「分別などにさかれる手間や労力が多いため」、「減量化・資源化を行うほどのごみ量がないため」と回答した割合がどちらも40.0%となっています。

(d) 事業所で発生するごみについて

「貴事業所で発生するごみのうち、排出量が多いものは何ですか。」の設問について、「段ボール」と回答した割合が70.8%となっています。次に「生ごみ」、「プラスチック類」の順となっています。

また、「貴事業所では、今後、ごみを更に減量化・資源化することは可能ですか。」の設問について、「分からない」と回答した割合が32.7%と最も多く、「条件付きで可能だと思う」と回答した割合が31.9%、「可能だと思う」と回答した割合が22.1%となっています。

「条件付きで可能だと思う」の回答の条件としては、「コスト増につながらないこと」と回答した割合が41.7%、「手間が掛からないこと」と回答した割合が38.9%となっています。事業系ごみの分別や資源化の徹底を図るなど、減量化に向けた取組を行う必要があります。

(e) 事業系一般廃棄物処理手数料について

「厚木市の事業系一般廃棄物処理手数料についてどのように感じていますか。」の設問について、「分からない」と回答した割合が38.1%で、続いて、「適正である」と回答した割合が36.3%となっています。また、「今後、ごみの減量化・資源化を推進するために、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを検討することについて、貴事業所はどうか

れますか。」の設問について、「ごみ排出量が削減され、資源化が促進され、ごみ排出量の多い人が相応の経費負担をする仕組みであれば見直してもよい」と回答した割合が43.4%と最も多くなっています。手数料を見直すことで、ごみを排出する当事者としての意識を持ち、自ら発生抑制に取り組み、ごみの減量化につながることもあることから、今後も適正な手数料について検討する必要があります。

エ 本市のごみ処理体制

(7) 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、もえるごみ、粗大ごみ、不燃資源物（もえないごみ：金物類・ガラス類）、資源の4分別体制で収集を行っています。

もえるごみは週2回、不燃資源物（もえないごみ）は金物類・ガラス類をそれぞれ週1回、いずれもごみ集積所で収集しています。

粗大ごみについては、電話又はインターネット予約による戸別収集（有料）及び厚木市環境センター（以下「環境センター」という。）への直接持込み（有料）となっています。

収集したもえるごみは、環境センターのごみ焼却処理施設で焼却処理をします。

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別をします。その中で、自転車・羽毛布団は、破碎・選別をせずに、再商品化等事業者に売却しています。破碎・選別の後、可燃物は、ごみ焼却処理施設で焼却処理、鉄類・非鉄類は、再商品化等事業者に引き渡されます。

資源については、紙類、布類、缶類、びん類、ペットボトル、廃食用油、プラスチック製容器包装、乾電池をそれぞれ週1回ごみ集積所で収集しています。

資源のうち、紙類、布類、プラスチック製容器包装は、再商品化等事業者に売却又は引渡しを行い、缶類、びん類、ペットボトルについては、厚木市資源化センター（以下「資源化センター」という。）で選別・圧縮処理などを行った後、再商品化等事業者に売却して資源化を図っています。

せん定枝は、電話予約による戸別収集（無料）、環境センターへの直接持込み（無料）又は一部の地域で集積所収集（無料）により回収し、堆肥として資源化しています。

小型家電は、市内20箇所に設置した回収ボックスで回収しています。併せて、不燃資源物の中で集積所収集でも回収を行っています。

インクカートリッジは、プリンターメーカー4社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結し、市内7か所に設置した回収ボックスで回収しています。

環境センターのごみ焼却処理施設から出る焼却残渣^{さんさ}などの最終処分については、市内に最終処分場がないため、委託により県外で処分しています。

(イ) 事業系ごみ

飲食店、店舗、事務所、病院などから排出される事業活動に伴って生じたごみは、廃棄物処理法により事業者自らの責任で処理することになっていきます。事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。事業者は、一般廃棄物に限り、一般廃棄物処理業許可業者に委託をする、又は、環境センターに直接持ち込むことで処理をすることができます。事業系ごみのうち、特別管理一般廃棄物や産業廃棄物は、環境センターでは処理をすることができないため、事業者が専門業者に委託をして処理をすることになります。

本市のごみ処理に係る処理フローは、次のとおりです。

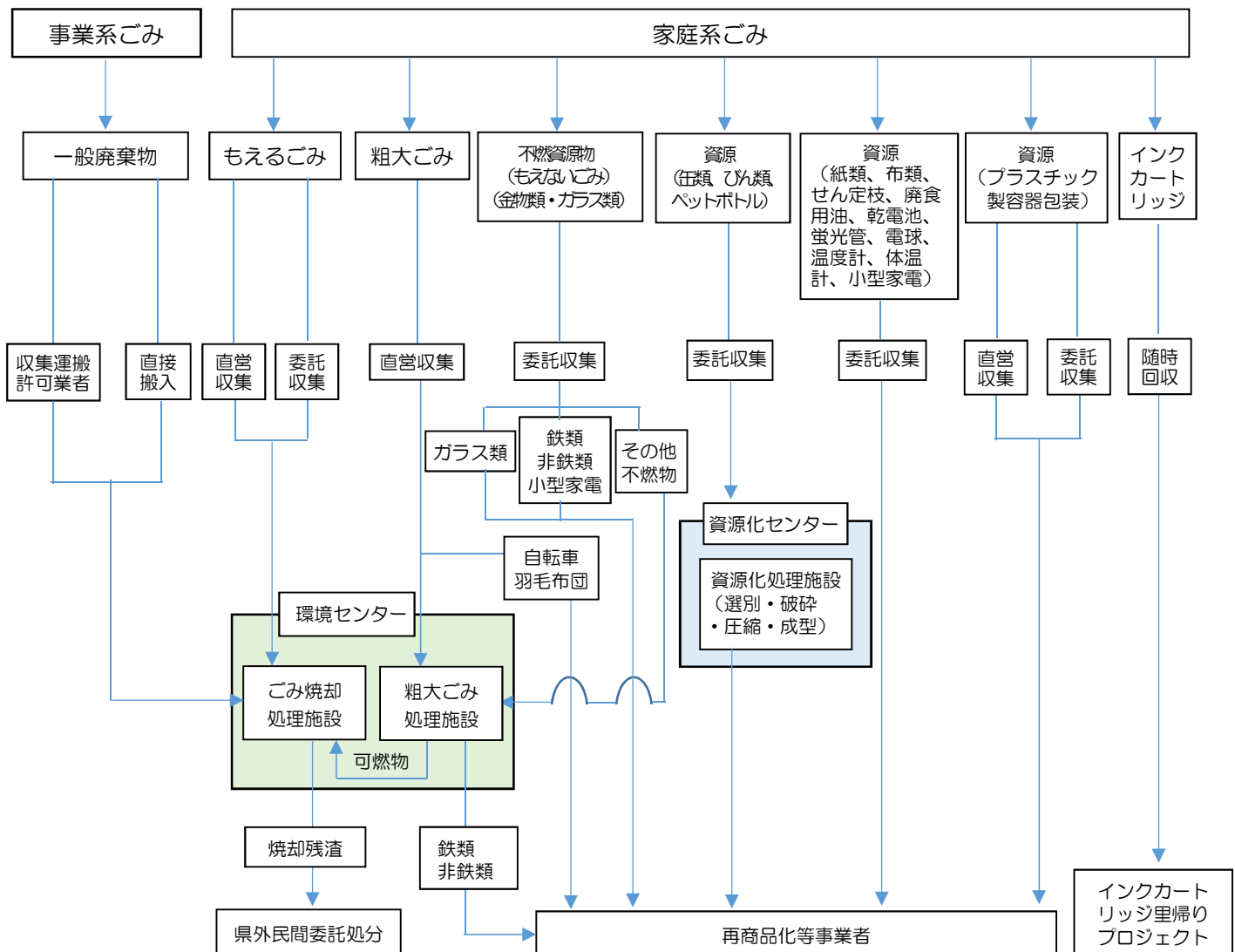


図 本市のごみ処理体系

オ 収集・運搬

本市の収集・運搬体制については、次のとおりです。

(7) 家庭系ごみ

区 分		容 器	収集 回数	収集主体	収集場所
もえるごみ		透明・半透明 の袋	2回/週	直営 （一部委託）	ごみ集積所 一部戸別
粗大ごみ		—	電話申込 から1週 間程度	直営（有料）	戸別（有料）
資源	紙 類 【新聞、雑誌類、段ボール、 紙パック、雑がみ、 シュレッダー紙】	ひも ・雑がみは紙袋 ・シュレッダー紙は透明・ 半透明の袋	1回/週	委託	ごみ集積所
	布 類	透明・半透明 の袋			
	缶 類				
	びん類				
	ペットボトル				
	不燃資源物（もえないごみ） 【金物類、ガラス類】				
	廃食用油	ペットボトル			
	乾電池	透明・半透明 の袋			
	蛍光管・電球	購入時のケー ス他は透明・ 半透明の袋			
	温度計・体温計	透明・半透明 の袋			
	プラスチック製容器包装				
	せん定枝等	ひも・透明・ 半透明の袋	随時	委託 （一部直営）	戸別収集 一部集積所
	小型家電	—	2回/月		回収ボックス （20か所） 一部集積所
	インクカートリッジ	—	随時	—	回収ボックス （7か所）

(イ) 事業系ごみ

区 分		処理方法
一般廃棄物	もえるごみ (食べ残しや調理残渣などの生ごみやリサイクルできない汚れた紙など)	許可業者による事業所別収集又は排出者自らの運搬
	資源化可能な古紙 【新聞、雑誌、段ボール、OA古紙(コピー用紙、コンピュータ用紙など)、雑がみ(メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、空き箱など)】	

(ウ) 市が収集・運搬しないごみ(市条例第25条関連)

- a 有害性物質を含む物
- b 著しく悪臭を発する物
- c 危険性のある物
- d 容積又は重量の著しく大きい物
- e その他、市の行う処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

カ 中間処理

本市の中間処理体制は、次のとおりです。

(ア) 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力
環境センター	厚木市金田 1641-1	327t/24h(109t×3 炉)

(イ) 破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力
環境センター	厚木市金田 1641-1	50t/5h

(ウ) 資源化処理施設

施設名	所在地	処理能力
資源化センター	厚木市上古沢 1013	缶類 11.3t/5h
		びん類 14.0t/5h
		ペットボトル 3.5t/5h

(イ) 一般廃棄物処分業者の処理施設

施設名	所在地	処理能力	
(株)セイワ	厚木市金田 952-1	焼却	6.88t/8h
中央カンセー(株)	厚木市上依知 2861-1	選別・圧縮 溶融	4.00t/8h 0.64t/8h
(有)大成産業	厚木市三田 2468	破砕	15.20t/8h
(株)ヒロコーポレーション	厚木市三田 3082-1	破砕	3.36t/8h
	厚木市下荻野 871	破砕	4.32t/8h
ベストトレーディング(株)	厚木市金田 1141-3	選別・洗浄・脱水	2.40t/8h
(有)長澤商事	厚木市金田 996	破砕	63t/7.45h
大森産業(株)	厚木市上依知 2935-2	破砕	500 t /5h
江戸屋養豚場(古性 忠一)	厚木市上依知 87	加熱	0.10 t /1h

キ 最終処分

本市の最終処分体制は、次のとおりです。

区 分	処理方法	実施主体
焼却 ^{さんさ} 残渣（焼却灰）	埋立	委託

環境センター



ク ごみの排出量の推移

(7) ごみ排出量の推移

本市のごみ総排出量※については、平成 26（2014）年度は 76,566 t であり、平成 27（2015）年度に微増したのち、減少傾向で推移しています。平成 30（2018）年度は、73,782 t であり、平成 26（2014）年度と比較すると 3.6%減少しています。

家庭系ごみの排出量については、平成 30（2018）年度は 54,459 t であり、平成 26（2014）年度と比較すると 2.4%減少しています。

事業系ごみの排出量については、平成 30（2018）年度は 19,323 t であり、平成 26（2014）年度と比較すると 6.9%減少しています。

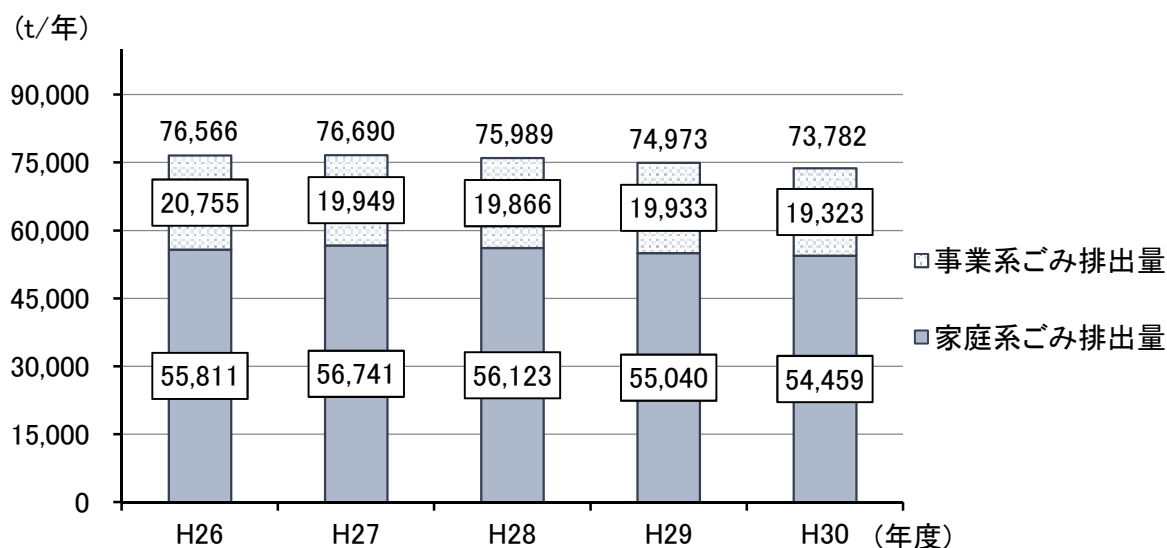


図 ごみ排出量の推移

(イ) 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

平成 26（2014）年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（原単位※）については 932 g でしたが、平成 30（2018）年度には 898 g と 3.6% 減少し、34 g のごみが減量されています。

このうち家庭系ごみについては、平成 26（2014）年度には 679 g でしたが、平成 30（2018）年度には 663 g と 2.4% 減少し、16 g のごみが減量されています。事業系ごみについては、平成 26（2014）年度には 253 g でしたが、平成 30（2018）年度には 235 g と 7.1% 減少し、18 g のごみが減量されています。

※ごみ総排出量とは、家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源を合わせたもの

※原単位とは、市民 1 人 1 日当たりの排出量のこと。総排出量（g）÷年間日数÷人口

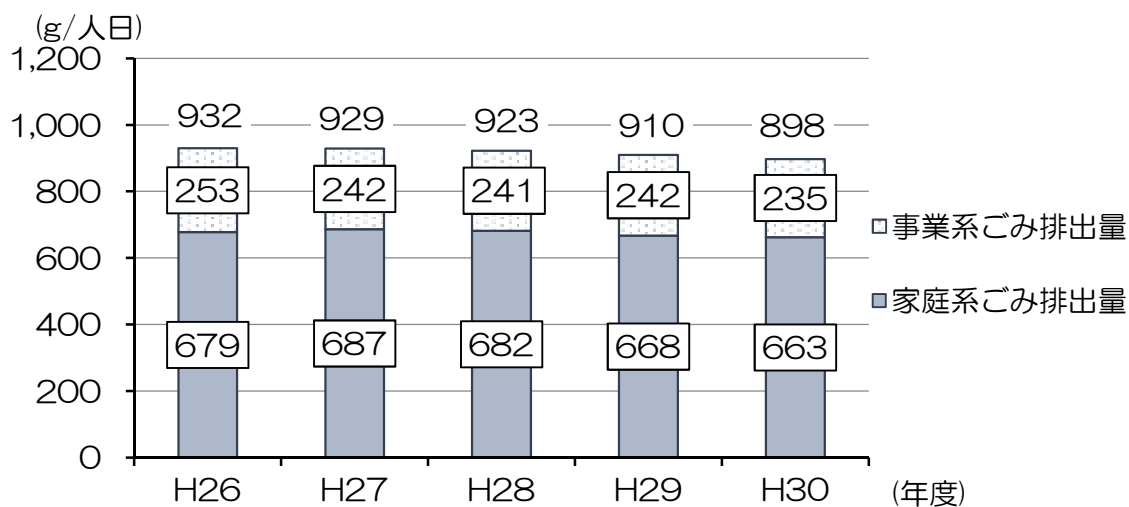


図 市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量の推移

ケ 中間処理量の推移

(7) ごみ焼却処理量

本市のごみ焼却処理量は、平成 27（2015）年度以降、微減で推移しています。

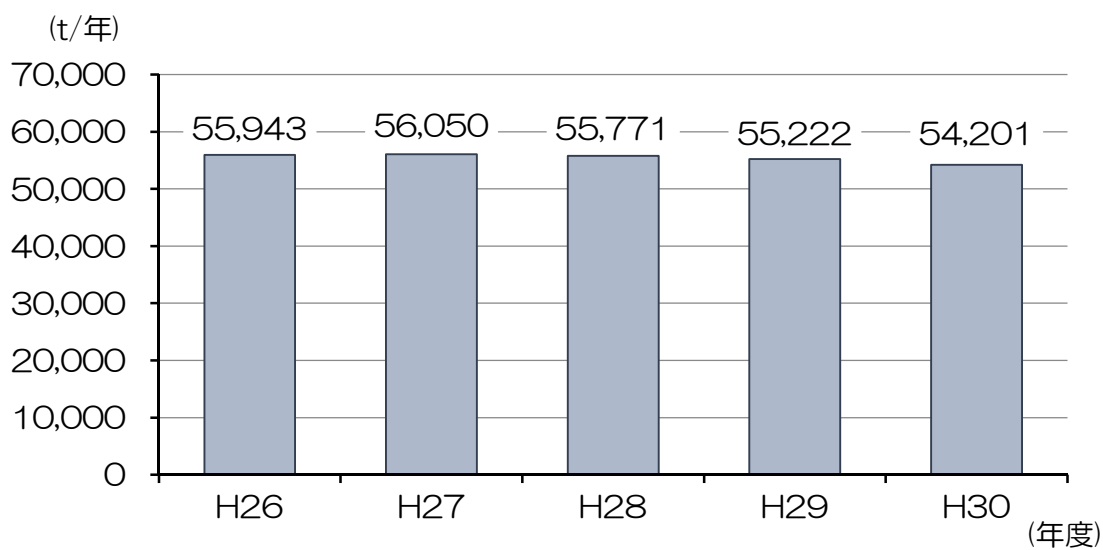


図 ごみ焼却処理量の推移

(イ) 破碎選別処理量

本市の粗大ごみの破碎選別処理量は、平成 29（2017）年度以降、微増傾向で推移をしています。

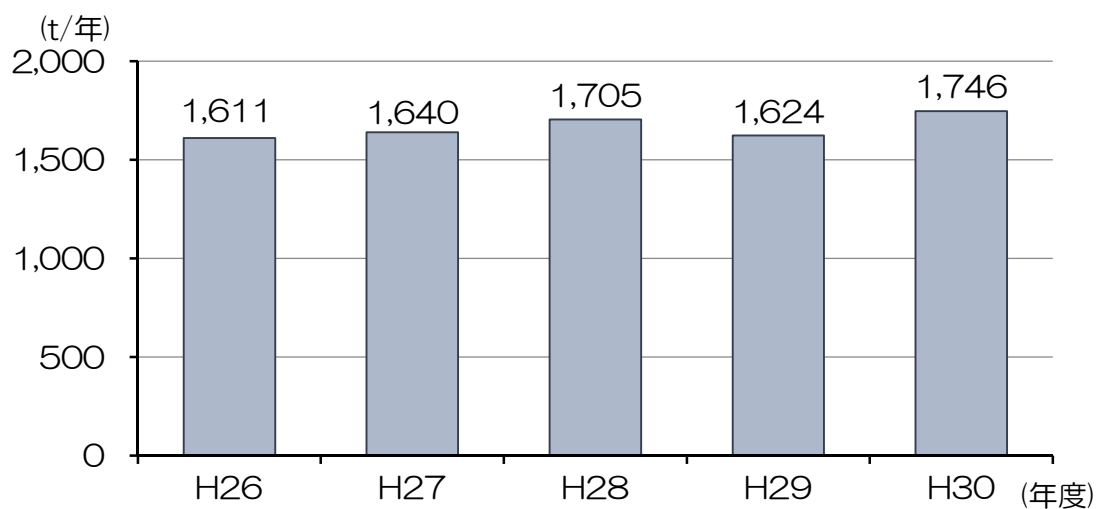


図 破碎選別処理量の推移

コ 最終処分量の推移

本市の最終処分量は、平成 27（2015）年度から減少傾向で推移しています。

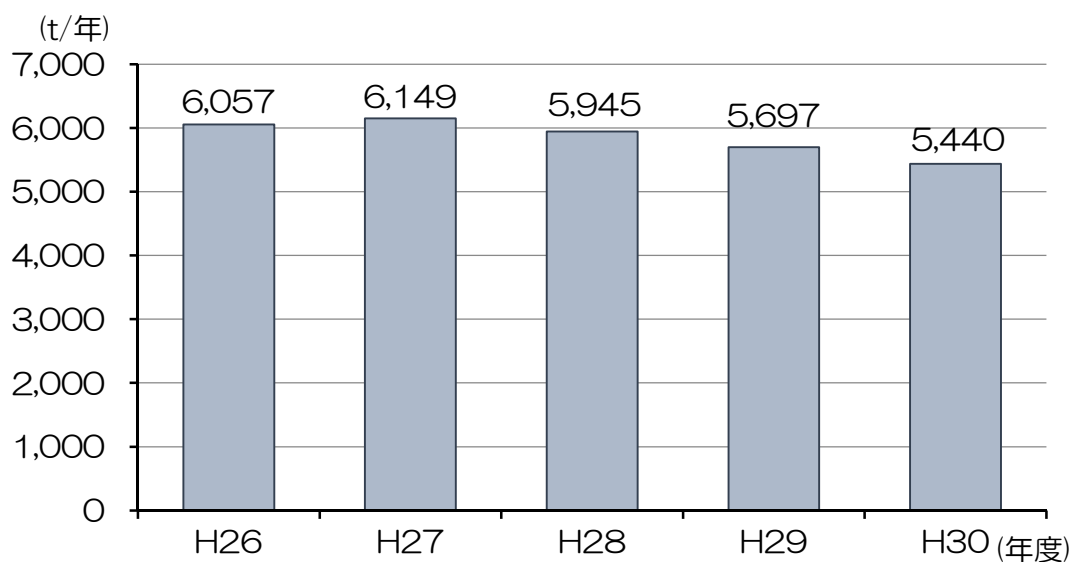


図 最終処分量の推移

サ 総資源化量及び資源化率の推移

総資源化量及び資源化率ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

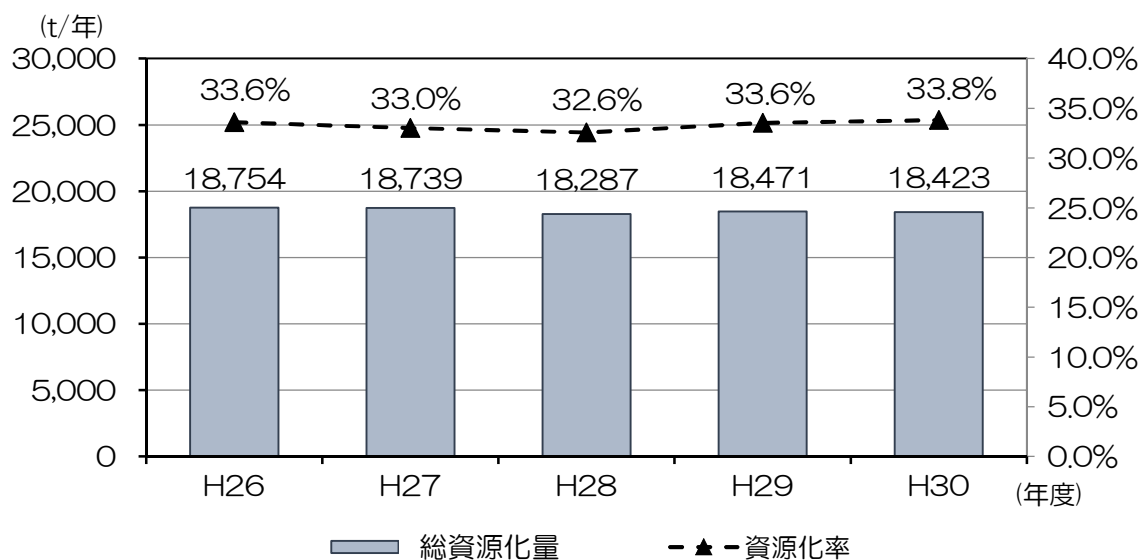


図 総資源化量及び資源化率の推移

(7) 紙類の資源化量の推移

紙類は、平成 26（2014）年度以降、減少傾向で推移しています。

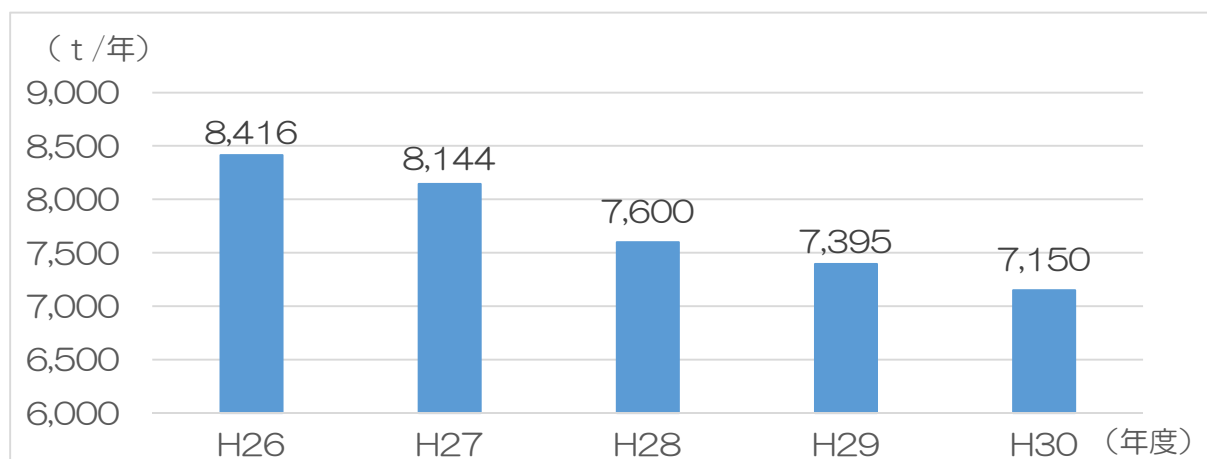


図 紙類の資源化量の推移

(イ) びん・ガラス類の資源化量の推移

びん・ガラス類は、平成 27（2015）年度以降、減少傾向で推移しています。

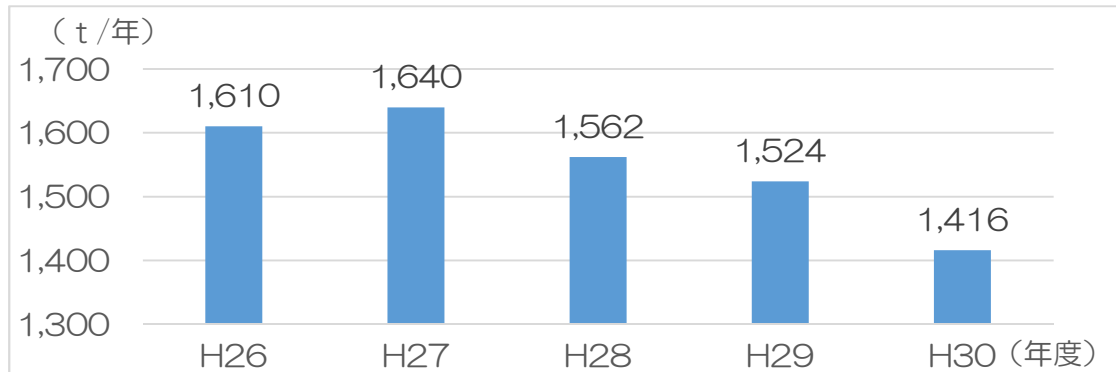


図 びん・ガラス類の資源化量の推移

(ロ) 缶等の金属類の資源化量の推移

缶等の金属類は、平成 27（2015）年度以降、増加傾向で推移しています。

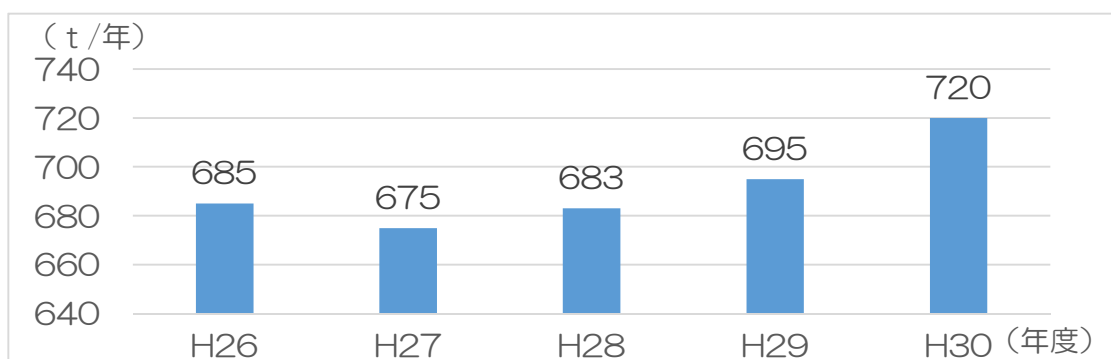


図 缶等の金属類の資源化量の推移

(ハ) プラスチック製容器包装の資源化量の推移

プラスチック製容器包装は、平成 26（2014）年度以降、減少傾向で推移しています。

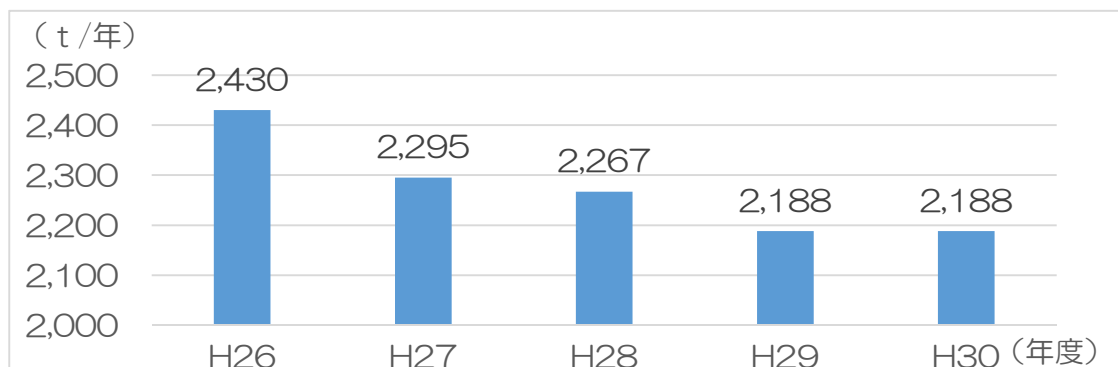


図 プラスチック製容器包装の資源化量の推移

(オ) ペットボトルの資源化量の推移

ペットボトルは、平成 28（2016）年度以降、増加傾向で推移しています。

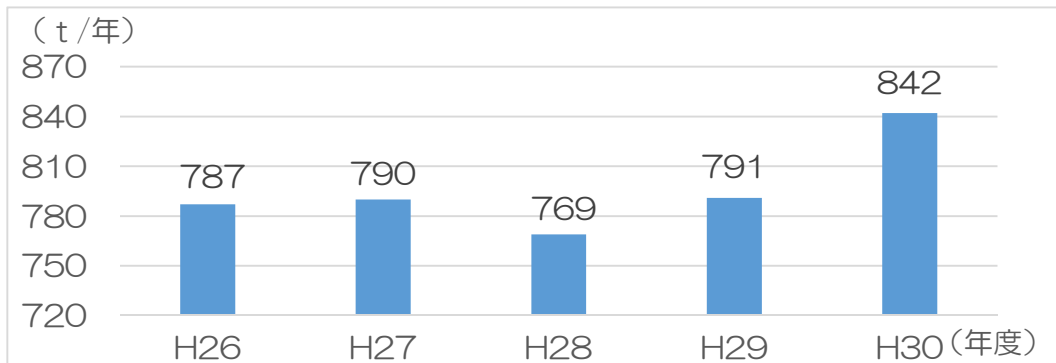


図 ペットボトルの資源化量の推移

(カ) 布類の資源化量の推移

布類は、平成 29（2017）年度以降、減少傾向で推移しています。

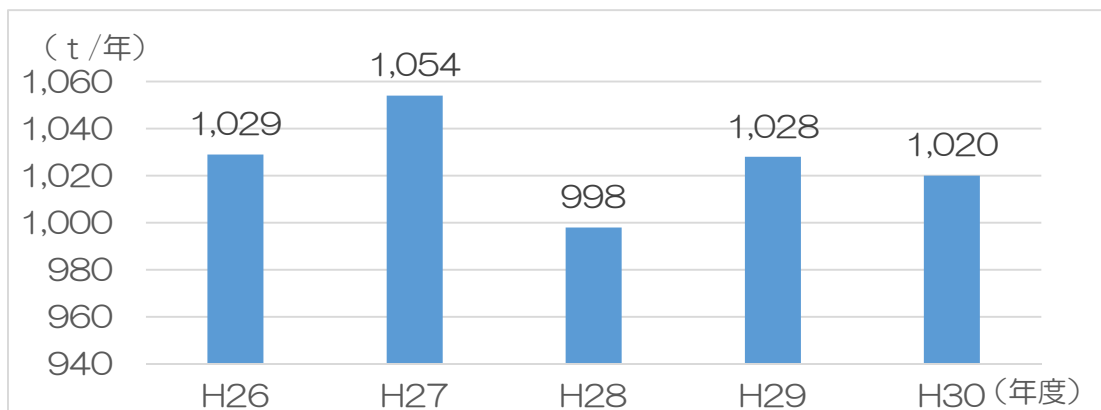


図 布類の資源化量の推移

コラム ペットボトルの出し方について

ペットボトルについては、中身を空にして、中を水で流してから、キャップとラベルを外して集積所に出してください。外したキャップとラベルは、プラスチック製容器包装として出してください。なお、異物が取り除けない、汚れがひどい、マジックなど塗料が付いている、切れているペットボトルは、資源として回収できないため、もえるごみとして出してください。



(キ) せん定枝の資源化量の推移

せん定枝は、平成 26（2018）年度以降、増加傾向で推移しています。

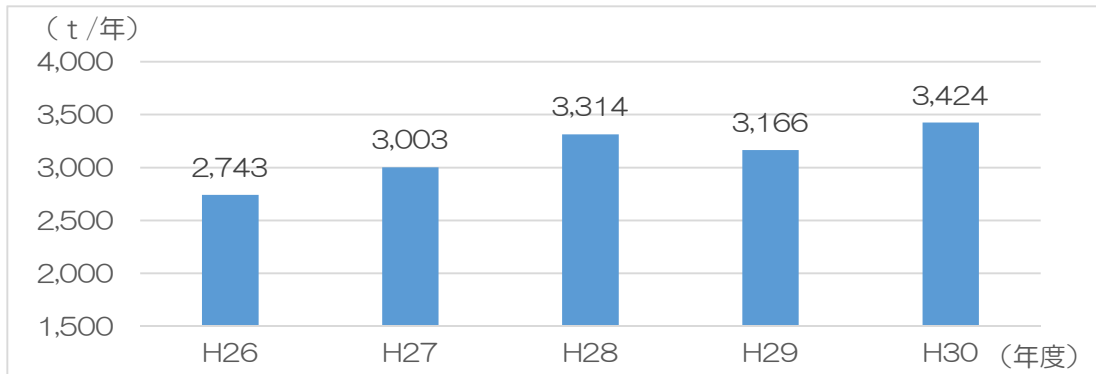


図 せん定枝の資源化量の推移

コラム せん定枝等を資源化した「堆肥」を無料配布

せん定枝等を資源化した「堆肥」を環境センター駐車場の一部スペースで無料配布しています。
詳細は、市ホームページを確認してください。



(ク) 廃食用油の資源化量の推移

廃食用油は、平成 26（2018）年度以降、増加傾向で推移しています。

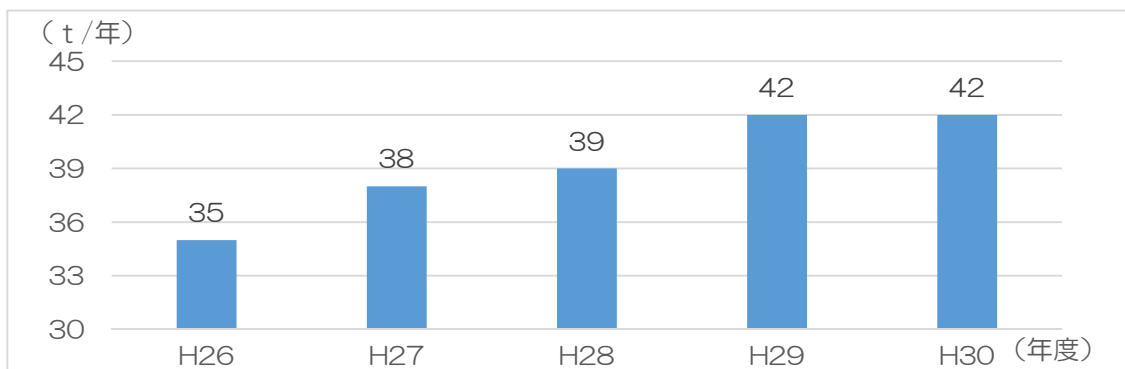


図 廃食用油の資源化量の推移

コラム 廃食用油の資源化について

廃食用油を資源化していることについて、「知らない」と回答した割合が 38.7%となっています。年齢別に見ると、20 歳代が 71.1%、30 歳代が 67.3%と高くなっています。

	回答数	知っている	知らない
全体	1,122	58.6%	38.7%
性別			
男性	394	56.6%	41.4%
女性	686	60.2%	37.2%
どちらでもない	7	71.4%	28.6%
年齢別			
20歳代	90	26.7%	71.1%
30歳代	113	31.9%	67.3%
40歳代	159	56.0%	43.4%
50歳代	203	58.6%	41.4%
60歳代	221	71.9%	24.9%
70歳代以上	307	71.3%	23.5%

シ ごみ質

環境センターに搬入されたもえるごみ（ごみピット内の家庭系及び事業系ごみ）の乾燥重量比では、紙類が最も多く、次いでビニール樹脂類、台所から排出される^{ちゅうかい}厨芥類、木竹わらの順となっています（平成28（2016）年から令和2（2020）年の過去5年間の平均値）。

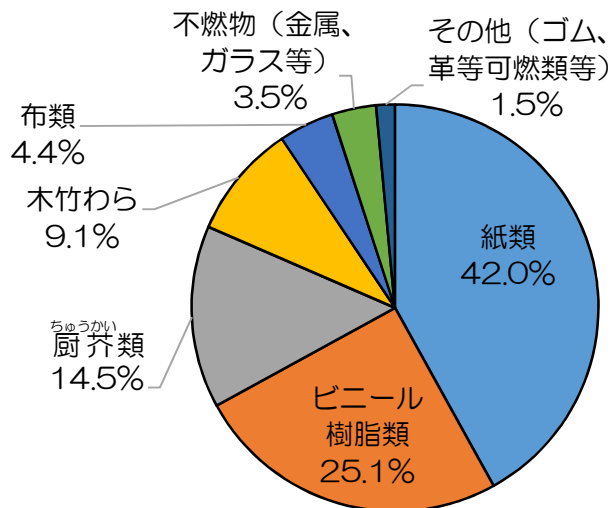


図 ごみ組成の割合（乾ベース）

また、家庭系ごみの中で、令和元（2019）年5月から3地区で実施している戸別収集モデル地区で収集したもえるごみの^{ちゅうかい}厨芥類（湿ベース）では、^{ちゅうかい}厨芥類が最も多く、次いで紙類、プラスチック類、木竹類、未開封食品の順となっています。

これは湿ベースであることから、^{ちゅうかい}厨芥類の水分が大きく影響していると考えられます。

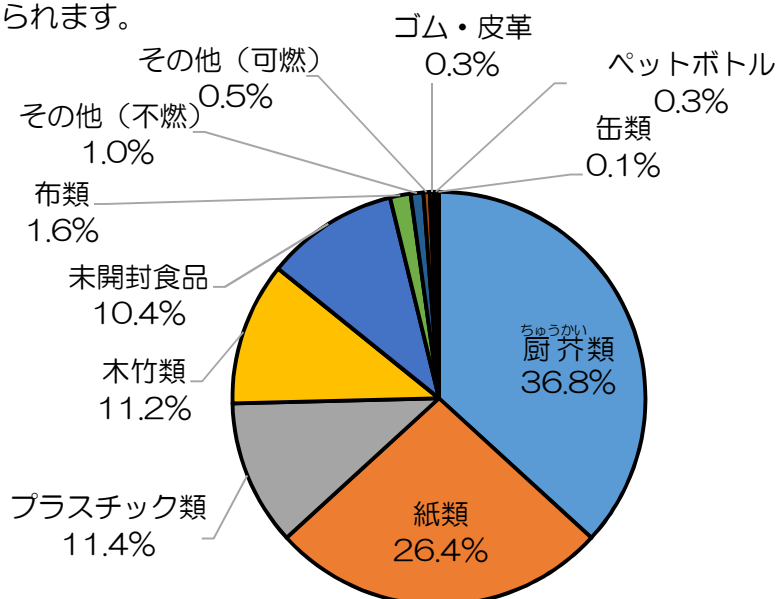


図 ごみ組成の割合（湿ベース）

ス ごみ処理経費の推移

1年間のごみ処理経費（ごみの処理費及び維持管理費）は、約31億円で推移しており、市民1人当たりでは年間約14,000円の経費が掛かっています。

表 ごみ処理経費の推移

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
建設改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	322,056	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	
	(建設改良費組合分担金)		0	0	0	0	0	
	小計		0	0	0	0	322,056	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	133,896	129,663	121,970	139,593	139,847	
		技能職	収集運搬	779,749	794,184	724,197	688,536	631,000
			中間処理	165,401	170,182	167,709	155,103	161,975
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	196,938	188,174	199,653	186,574	181,688	
		中間処理費	723,036	747,455	714,142	868,623	887,904	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		15,109	0	22,777	16,187	17,628	
	委託費	収集運搬費	667,695	667,480	659,348	721,449	742,245	
		中間処理費	246,383	267,684	267,091	174,053	182,003	
		最終処分費	196,173	199,188	192,631	184,496	174,813	
		その他	5,062	3,909	4,068	4,774	3,976	
	(組合分担金)		0	0	0	0	0	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
	小計		3,129,442	3,167,919	3,073,586	3,139,388	3,123,079	
その他		47,839	50,275	50,460	45,646	51,464		
合計		3,177,281	3,218,194	3,124,046	3,185,034	3,496,599		
人口(人)		225,166	225,714	225,541	225,693	225,204		
一人当たりの処理経費(円/人)		13,898	14,035	13,628	13,910	13,868		
総排出量(t/年)		76,566	76,690	75,989	74,973	73,782		
1t当たりの処理経費(千円/t)		40,872	41,308	40,448	41,874	42,328		

【出典：一般廃棄物処理実態調査結果（各年）】

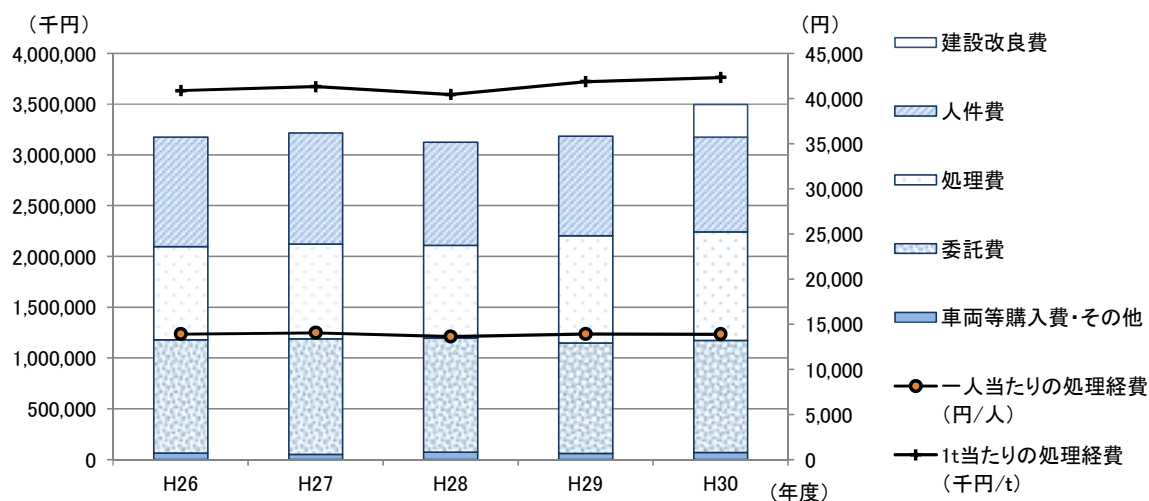


図 ごみ処理経費の推移

セ 県内 19 市におけるごみ排出量の比較

県内 19 市におけるごみ総排出量・排出原単位、家庭系ごみ排出量・排出原単位、事業系ごみ排出量・排出原単位を比較すると、ごみ総排出量の排出原単位では、県内で 5 番目に多い 898g ですが、家庭系ごみの排出原単位では県内で少ない方から 10 番目となる 663g である一方、事業系ごみの排出原単位では、県内で 2 番目に多い 235g となっています。家庭系ごみについては、市民のごみ減量化・資源化に対する意識の向上により県内では平均的な排出量となっていますが、事業系ごみについては、本市の産業構造の特徴もあり、県内では突出して多い排出量となっています。

表 県内 19 市のごみ総排出量※と原単位

	人口（人）	ごみ総排出量 （t）	ごみ総排出量 排出原単位 （g/日・人）
座間市	129,425	34,688	734
大和市	235,846	67,035	779
綾瀬市	84,229	24,061	783
茅ヶ崎市	242,003	69,301	785
海老名市	132,641	38,531	796
川崎市	1,516,483	446,477	807
秦野市	165,393	49,169	814
逗子市	60,125	18,215	830
伊勢原市	102,470	31,077	831
横浜市	3,740,172	1,136,500	833
相模原市	723,012	228,298	865
藤沢市	431,286	136,204	865
平塚市	258,004	81,989	871
南足柄市	42,311	13,802	894
厚木市	225,204	73,782	898
横須賀市	397,618	130,538	899
鎌倉市	172,306	58,623	932
三浦市	43,163	15,177	963
小田原市	191,181	69,219	992

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

※ごみ総排出量とは、家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源を合わせたもの
年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量の合計

表 県内 19 市の家庭系ごみ排出量と原単位

	人口（人）	家庭系ごみ排出量 （t）	家庭系ごみの 排出原単位 （g/日・人）
大和市	235,846	49,324	573
川崎市	1,516,483	338,539	612
横浜市	3,740,172	835,447	612
座間市	129,425	29,271	620
海老名市	132,641	30,022	620
綾瀬市	84,229	19,358	630
藤沢市	431,286	100,272	637
相模原市	723,012	171,429	650
平塚市	258,004	61,928	658
厚木市	225,204	54,459	663
茅ヶ崎市	242,003	58,866	666
鎌倉市	172,306	41,962	667
秦野市	165,393	40,439	670
伊勢原市	102,470	25,547	683
横須賀市	397,618	102,381	705
逗子市	60,125	15,990	729
三浦市	43,163	11,702	743
小田原市	191,181	53,881	772
南足柄市	42,311	12,195	790

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

表 県内 19 市の家庭系ごみから資源を除いた排出量と原単位

	人口（人）	家庭系ごみから資源を除いた排出量 （t）	排出原単位 （g/日・人）
鎌倉市	172,306	21,817	347
逗子市	60,125	8,715	397
三浦市	43,163	6,450	409
横浜市	3,740,172	560,089	410
大和市	235,846	36,190	420
海老名市	132,641	20,737	428
藤沢市	431,286	69,406	441
厚木市	225,204	36,633	446
座間市	129,425	21,304	451
川崎市	1,516,483	249,925	452
横須賀市	397,618	67,634	466
綾瀬市	84,229	14,357	467
平塚市	258,004	46,200	491
相模原市	723,012	132,296	501
秦野市	165,393	30,795	510
茅ヶ崎市	242,003	45,343	513
伊勢原市	102,470	20,827	557
小田原市	191,181	39,775	570
南足柄市	42,311	8,909	577

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

表 県内 19 市の事業系ごみ排出量と原単位

	人口（人）	事業系ごみ排出量 （t）	事業系ごみの 排出原単位 （g/日・人）
逗子市	60,125	2,225	101
南足柄市	42,311	1,607	104
座間市	129,425	5,417	115
茅ヶ崎市	242,003	10,435	118
秦野市	165,393	8,730	145
伊勢原市	102,470	5,530	148
綾瀬市	84,229	4,703	153
海老名市	132,641	8,509	176
横須賀市	397,618	28,157	194
川崎市	1,516,483	107,938	195
大和市	235,846	17,711	206
平塚市	258,004	20,061	213
相模原市	723,012	56,869	215
小田原市	191,181	15,338	220
横浜市	3,740,172	301,053	221
三浦市	43,163	3,475	221
藤沢市	431,286	35,932	228
厚木市	225,204	19,323	235
鎌倉市	172,306	16,661	265

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

(3) 旧計画の目標達成状況

ア 数値目標の達成状況

旧計画は、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間としており、令和 2（2020）年度末の達成目標を次のとおり設定していました。

達成目標	減量化目標	家庭系ごみ	30%（平成 14（2002）年度比）
		事業系ごみ	30%（平成 14（2002）年度比）
	資源化目標	家庭系ごみ	40%

目標の達成に向けて、様々な施策を展開してきましたが、家庭系ごみについて、減量化目標・資源化目標ともに、目標値を達成することが難しい状況です。

本市の家庭系ごみの排出原単位は、基準年度である平成 14（2002）年度は 912 g で、旧計画の目標値は 632 g です。しかし、令和元（2019）年度は 663 g（速報値）であることから、目標値に及びませんでした。減量化率は、目標値 30% に対して、令和元（2019）年度は 27.3%（速報値）であることから、こちらも目標値に及びませんでした。

総資源量は、基準年度である平成 14（2002）年度は 11,685 t で、旧計画の目標値は 21,416 t です。しかし、令和元（2019）年度は 18,714 t（速報値）であることから、目標値に及びませんでした。資源化率は、目標値 40% に対して、令和元（2019）年度は 34.3%（速報値）であることから、こちらも目標値に及びませんでした。

事業系ごみ排出量は、基準年度である平成 14（2002）年度は 27,717 t で、旧計画の目標値は 19,400 t です。令和元（2019）年度は 19,376 t（速報値）であることから、目標値を達成しています。減量化率は、目標値 30% に対して、令和元（2019）年度は 30.1%（速報値）であることから、こちらも目標値を達成しています。

旧計画の達成状況は、次の表のとおりです。6年間の計画期間において、様々な施策に取り組んできましたが、事業系ごみ排出量と最終処分量を除いて、令和元（2019）年度時点の達成状況は、達成率 100%に届いていません。そのため、更なるごみの減量化・資源化の取組をする必要があります。

表 旧計画の達成状況

	基準値	実績値						R1 時点の 達成 状況	目標値
	H14	H26	H27	H28	H29	H30	R1※	達成率 (%)	R2
1 ごみ総排出量 (t/年)	101,278	76,566	76,690	75,989	74,973	73,782	73,867	98.1	72,436
排出原単位 (g/人・日)	1,255	932	929	923	910	898	898	96.1	863
2 家庭系ごみ 排出量 (t/年)	73,561	55,811	56,741	56,123	55,040	54,459	54,491	97.3	53,036
排出原単位 (g/人・日)	912	679	687	682	668	663	663	95.3	632
原単位の 減量化率 (%)	—	25.5	24.5	25.2	26.8	27.3	27.3	88.9	30.0
3 事業系ごみ 排出量 (t/年)	27,717	20,755	19,949	19,866	19,933	19,323	19,376	100.1	19,400
排出原単位 (g/人・日)	343	253	242	241	242	235	235	98.3	231
排出量の 減量化率 (%)	—	25.1	28.0	28.3	28.1	30.3	30.1	100.3	30.0
4 総資源量 (t/年)	11,685	18,754	18,739	18,287	18,471	18,423	18,714	87.4	21,416
資源化率 (%)	15.9	33.6	33.0	32.6	33.6	33.8	34.3	85.0	40.0
5 ごみ焼却量 (t/年)	88,683	55,943	56,050	55,771	55,222	54,201	53,998	95.9	51,774
6 最終処分量 (t/年)	10,798	6,057	6,149	5,945	5,697	5,440	5,633	104.8	5,902

※R1は、計画策定時点の速報値

(4) ごみの減量化・資源化に向けた本市の現状と課題

ア 国・県の目標と本市の現状

(7) 国の目標値

国が平成 30（2018）年 6 月に策定した第 4 次循環型社会形成推進基本計画においては、第 3 次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組などを、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の七つの方向性を示しています。この方向性に基づき、具体的な取組として家庭系食品ロス半減に向けた国民運動やライフサイクル全体での徹底的な資源循環を挙げています。取組の進展に関する指標と目標値は、次のとおり定められています。

表 国の目標値（抜粋）

取組指標	目標値（令和 7（2025）年度）
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850g/人・日
家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	約 440g/人・日

(イ) 県の目標値

神奈川県が平成 29（2017）年 3 月に策定した神奈川県循環型社会づくり計画においては、「廃棄物ゼロ社会」を目指して、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を三つの施策の柱として設定し、非常災害時を含め、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組んでいくとしています。

表 県の目標値（抜粋）

取組指標	目標値（令和 3（2021）年度）
生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	664g/人・日
再生利用率	31%に増加

(ウ) 厚木市の現状

a 減量化目標

(a) 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出原単位の減量化率は、令和元（2019）年度が27.3%（速報値）となり、平成 27（2015）年度以降、上昇傾向です。しかし、家庭系ごみに含まれる資源量が減少することにより、家庭系ごみ排出量が減少し減量化率が上昇している傾向があり、ごみそのものの排出抑制やごみから資源への転換による減量という本来の目的を達成するための減量が十分にできていません。また、焼却量についても、旧計画における最終目標値の 51,774 t は、未達成の状況です。

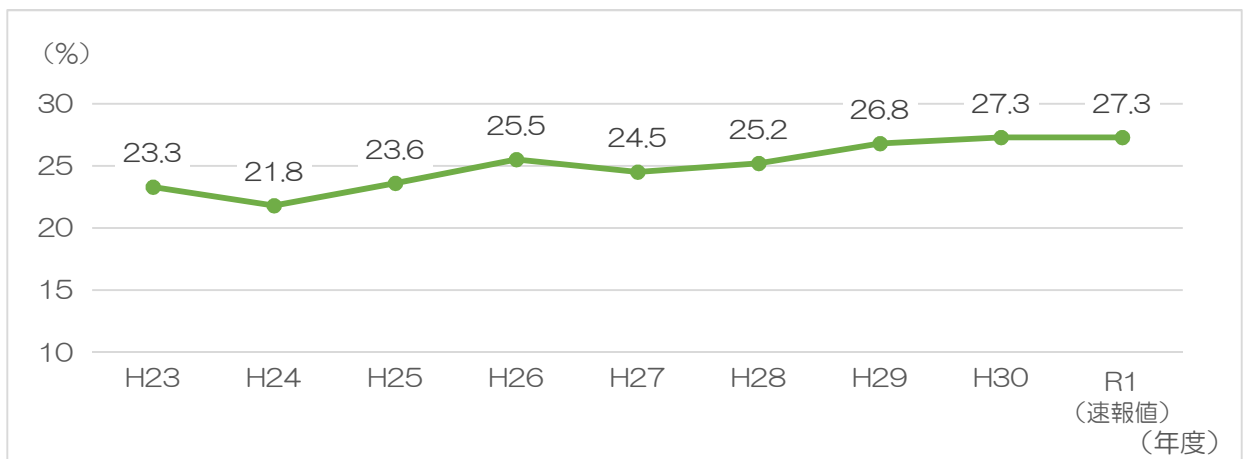


図 家庭系ごみの排出原単位の減量化率の推移

(b) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の減量化率は、令和 2（2020）年度末の減量化目標である 30%を既に達成していますが、平成 30（2018）年度の実績において、市民 1 人 1 日当たりの排出原単位は、県内 19 市で 2 番目に多くなっています。複数の大規模事業所がゼロ・ウェイスト※を達成する一方で、依然として大規模小売店舗や医療福祉施設などの多量排出事業者が多い状況です。

また、本市においては、通勤や通学により夜間と比較し昼間人口が多いこと、人口 1 人当たりの事業所数や従業者数が多くなっていること、イベントなどに参加するため来訪する人々による観光客消費額が多いことなどの特徴があることから、市民 1 人 1 日当たりの排出量が多いと考えられます。

こうしたことから、事業所や従業者だけに限らず、店舗を利用する滞在者に向けた取組を行う必要があります。

※ゼロ・ウェイストとは、ごみをゼロにすることを目標に無駄な浪費をなくして、できるだけ廃棄物を減らしていくという考え方や活動のこと

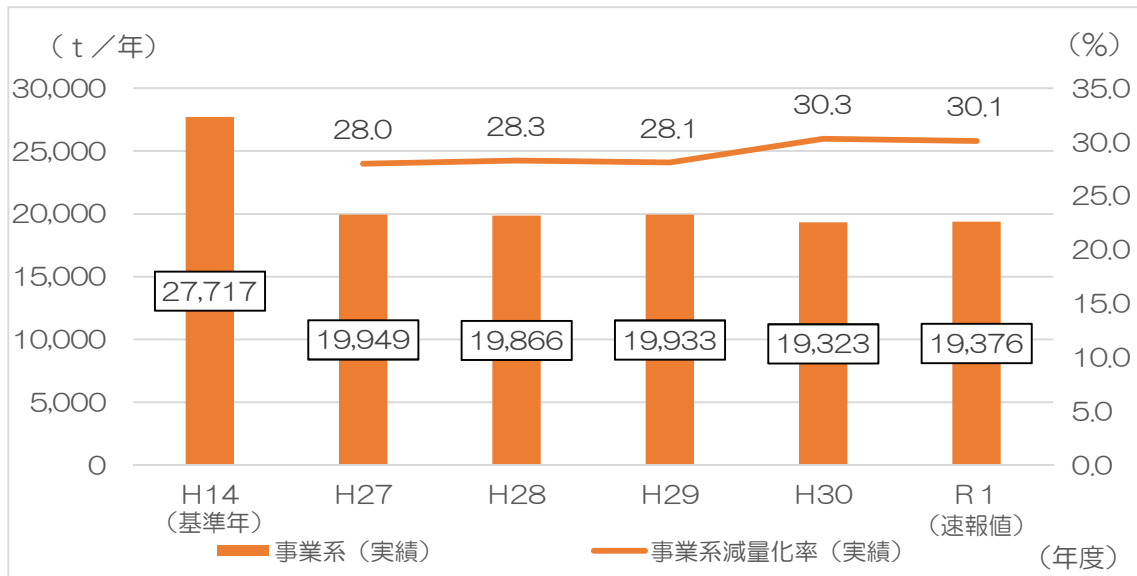


図 事業系ごみの実績値及び減量化率の推移

b 資源化目標

資源化目標については、平成 21（2009）年度から資源化率 35%を目標とするミッション 35 に取り組んできました。平成 27（2015）年度からは、資源化率 40%を目標として取り組んできましたが、平成 24（2012）年度をピークに減少傾向が続き、平成 28（2016）年度以降は、微増となっています。令和元（2019）年度は 34.3%（速報値）となり、目標値の 40%からは大きく乖離（^{かいり}）しています。

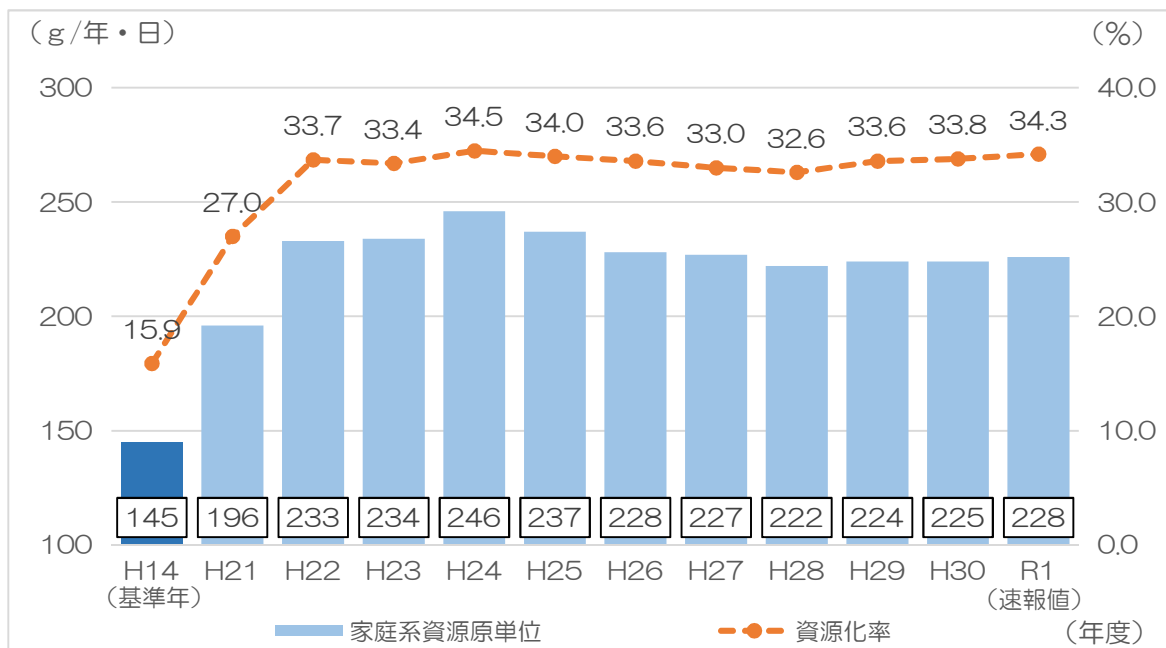


図 家庭系資源原単位及び資源化率の推移

イ 他の自治体との比較

(7) 類似自治体との比較結果

一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、人口規模や産業構造が類似している都市を抽出したものを示します。本データは、環境省平成30（2018）年度廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

なお、類似市町村の抽出は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠しています。国内の特例市との比較となっていますが、それぞれの自治体が置かれている地域性や人口規模などにより一律に比較することはできませんが、傾向の分析を行うこととします。

表 類似自治体との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF※・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均(100)	931	19.4	7.3	10,295	30,940
厚木市	898	25.0	7.4	15,220	47,486
指数値	103.7	128.9	98.3	67.6	65.2
指数の見方	指数が大きいほどご み排出量は少なくなる	指数が大きいほど資 源回収率は高くなる	指数が大きいほど最 終処分される割合は 小さくなる	指数が大きいほど1人 当たりの年間処理経 費は少なくなる	指数が大きいほど費 用対効果は高くなる

※指数値が、100 を上回っている項目が他自治体と比較して優位となります。

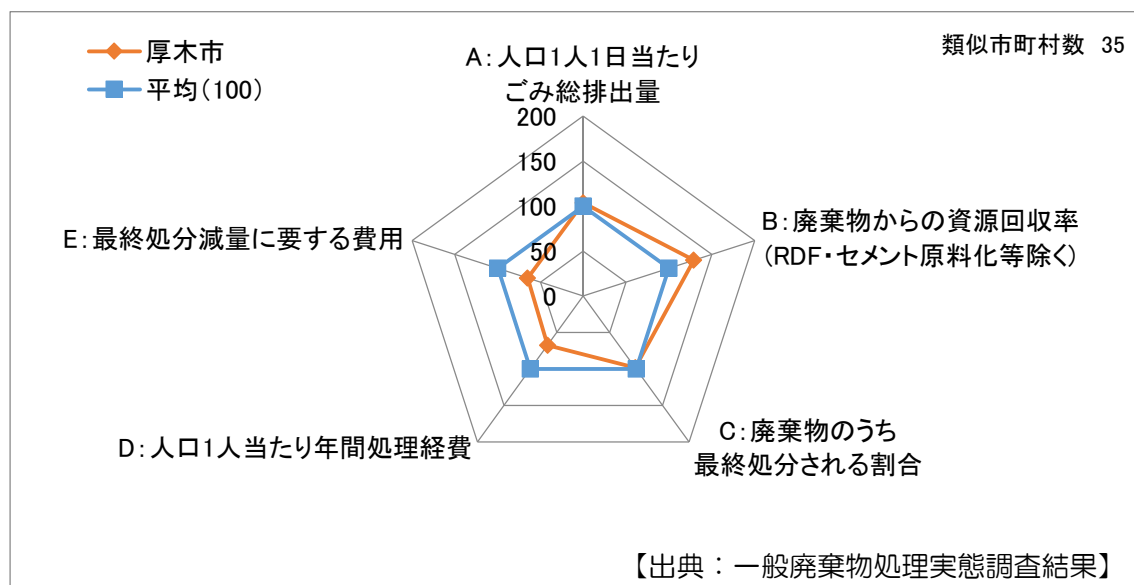


図 類似自治体との比較結果

※RDF（Refuse Derived Fuel）とは、家庭で捨てられるもえるごみを破碎、乾燥し接着剤・石灰などを加えて固形燃料にしたもの

表 類似市町村の一覧

市町村名	人口 (人)	人口1人1日当 りごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く。) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
山形県山形市	245,554	956	18.2%	6.4%	8,696	25,316
茨城県水戸市	272,438	1,154	18.5%	11.4%	12,443	28,013
茨城県つくば市	232,894	1,122	19.8%	11.0%	8,251	19,189
群馬県伊勢崎市	213,466	967	10.5%	10.0%	7,750	23,019
群馬県太田市	224,430	1,002	16.4%	5.0%	9,551	25,769
埼玉県熊谷市	197,856	1,123	10.2%	1.8%	9,568	22,785
埼玉県川口市	603,093	828	22.0%	3.6%	11,881	38,322
埼玉県所沢市	344,388	806	28.9%	3.3%	15,412	50,283
埼玉県春日部市	234,824	923	16.1%	4.5%	10,728	28,975
埼玉県草加市	248,519	812	19.4%	5.0%	7,409	23,488
神奈川県平塚市	258,004	871	25.3%	1.0%	10,183	31,086
神奈川県小田原市	191,739	989	22.3%	9.7%	11,822	31,754
神奈川県茅ヶ崎市	241,999	785	21.4%	9.7%	12,542	43,326
神奈川県厚木市	225,204	898	25.0%	7.4%	15,220	47,486
神奈川県大和市	237,142	774	24.8%	0.9%	13,374	47,093
新潟県長岡市	271,444	885	24.6%	9.6%	8,720	28,601
新潟県上越市	193,517	942	20.8%	4.6%	12,901	35,839
福井県福井市	264,316	1,009	17.9%	8.4%	8,458	21,923
山梨県甲府市	187,913	1,070	19.6%	3.7%	8,356	21,863
長野県松本市	239,695	1,015	13.1%	10.3%	7,360	18,736
静岡県沼津市	196,274	860	24.4%	0.1%	9,750	28,233
静岡県富士市	254,219	782	13.3%	9.8%	7,804	27,256
愛知県一宮市	385,709	856	15.6%	11.7%	7,790	24,219
愛知県春日井市	311,784	825	15.1%	9.4%	11,696	41,790
三重県四日市市	310,750	948	19.1%	2.5%	7,695	21,785
大阪府岸和田市	195,639	1,046	12.4%	11.8%	12,552	35,918
大阪府吹田市	371,753	859	14.3%	6.7%	12,683	41,673
大阪府茨木市	282,194	998	23.2%	6.1%	12,678	36,171
大阪府八尾市	267,103	816	14.8%	13.3%	11,785	44,145
大阪府寝屋川市	233,897	863	21.1%	13.1%	7,265	24,762
兵庫県明石市	302,486	946	11.5%	15.4%	8,118	25,792
兵庫県加古川市	265,897	862	19.2%	3.7%	9,969	31,752
兵庫県宝塚市	234,167	930	30.3%	10.6%	8,861	29,159
鳥取県鳥取市	188,508	999	24.4%	10.2%	8,922	26,438
島根県松江市	203,029	1,068	25.4%	2.9%	12,143	30,937

a 類似自治体との比較による主な相違点

(a) 1人1日当たりのごみ総排出量

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は898g/人・日となっており、類似自治体の1人1日当たりのごみ総排出量の平均値931g/人・日より排出量が少なくなっています。

(b) 再資源化率（RDF、セメント原料化等除く）

本市の再資源化率は25.0%となっており、類似団体の平均値19.4%よりも高くなっています。

(c) 最終処分率

本市の最終処分率は7.4%となっており、類似自治体の平均7.3%とほぼ同値です。

(d) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、15,220円で類似自治体の平均値10,295円よりも高くなっています。

(e) 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は、47,486円で類似自治体の平均値30,940円よりも高くなっています。

(イ) 東京都多摩地区との比較結果

東京都多摩地区（以下「多摩地区」という。）はごみ処理行政において先進的な地区であり、また、本市と近い場所に位置していることから、比較検討に有用であると考え、多摩地区の人口10万人以上の市と比較を行いました。

表 多摩地区との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原 料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均(100)	714	32.3	0.0	12,711	43,751
厚木市	898	25.0	7.4	15,220	47,486
指数値	79.5	77.5	0.0	83.5	92.1
指数の見方	指数が大きいほどご み排出量は少なくなる	指数が大きいほど資 源回収率は高くなる	指数が大きいほど最 終処分される割合は 小さくなる	指数が大きいほど1人 当たりの年間処理経 費は少なくなる	指数が大きいほど費 用対効果は高くなる

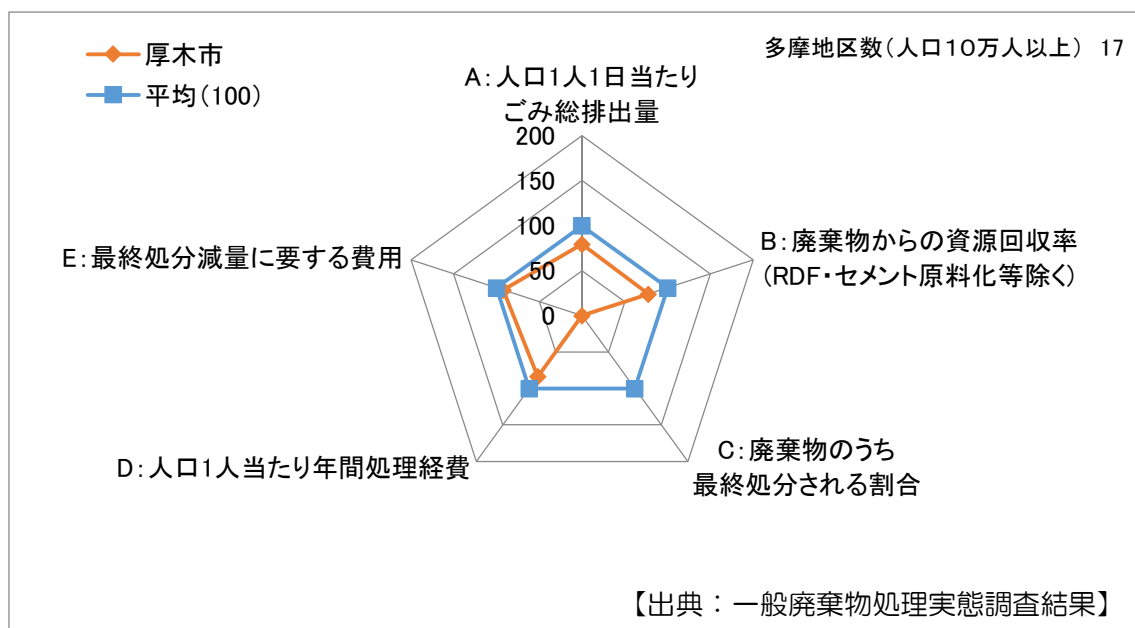


図 多摩地区との比較結果

表 多摩地区の一覧

市町村名	人口 (人)	人口1人1日当 りごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く。) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
東京都八王子市	562,522	765	26.1%	0.0%	12,635	38,475
東京都立川市	183,482	656	35.0%	0.0%	15,587	56,321
東京都武蔵野市	146,128	795	33.3%	0.0%	17,254	52,608
東京都三鷹市	187,351	691	31.9%	0.0%	8,840	35,034
東京都青梅市	134,316	817	28.9%	0.0%	14,045	47,071
東京都府中市	260,660	660	32.8%	0.0%	9,649	39,644
東京都昭島市	113,284	755	30.0%	0.0%	15,954	46,383
東京都調布市	234,867	702	36.0%	0.0%	10,060	39,274
東京都町田市	428,589	758	25.5%	0.0%	11,671	34,656
東京都小金井市	121,167	605	51.3%	0.1%	17,554	72,765
東京都小平市	193,191	756	26.1%	0.1%	11,264	40,877
東京都日野市	185,330	640	25.7%	0.0%	10,115	34,927
東京都東村山市	150,939	683	36.3%	0.0%	13,374	45,915
東京都国分寺市	123,489	680	37.9%	0.0%	17,509	60,775
東京都東久留米市	116,779	726	31.6%	0.0%	10,478	30,588
東京都多摩市	148,855	767	26.5%	0.0%	9,299	25,713
東京都西東京市	202,115	683	33.8%	0.0%	10,795	42,748

a 多摩地区（先進地区）との比較による主な相違点

(a) 1人1日当たりのごみ総排出量

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は898g/人・日となっており、多摩地区の1人1日当たりのごみ総排出量の平均値714g/人・日より排出量が多くなっています。

(b) 再資源化率（RDF、セメント原料化等除く）

本市の再資源化率は25.0%となっており、多摩地区の平均値32.3%よりも低くなっています。

(c) 最終処分率

本市の最終処分率は7.4%となっており、多摩地区の平均0.03%よりも高くなっています。

(d) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、15,220円で多摩地区の平均値12,711円よりも高くなっています。

(e) 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は、47,486円で多摩地区の平均値43,751円よりも高くなっています。

(ウ) 近隣市との比較結果

県内の近隣市と比較を行いました。近隣市は、人口に関係なく、本市と近接している市とします。

表 近隣市との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原 料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均(100)	812	28.5	2.2	13,183	42,101
厚木市	898	25.0	7.4	15,220	47,486
指数値	90.4	87.8	55.4	86.6	88.7
指数の見方	指数が大きいほどご み排出量は少なくなる	指数が大きいほど資 源回収率は高くなる	指数が大きいほど最 終処分される割合は 小さくなる	指数が大きいほど1人 当たりの年間処理経 費は少なくなる	指数が大きいほど費 用対効果は高くなる

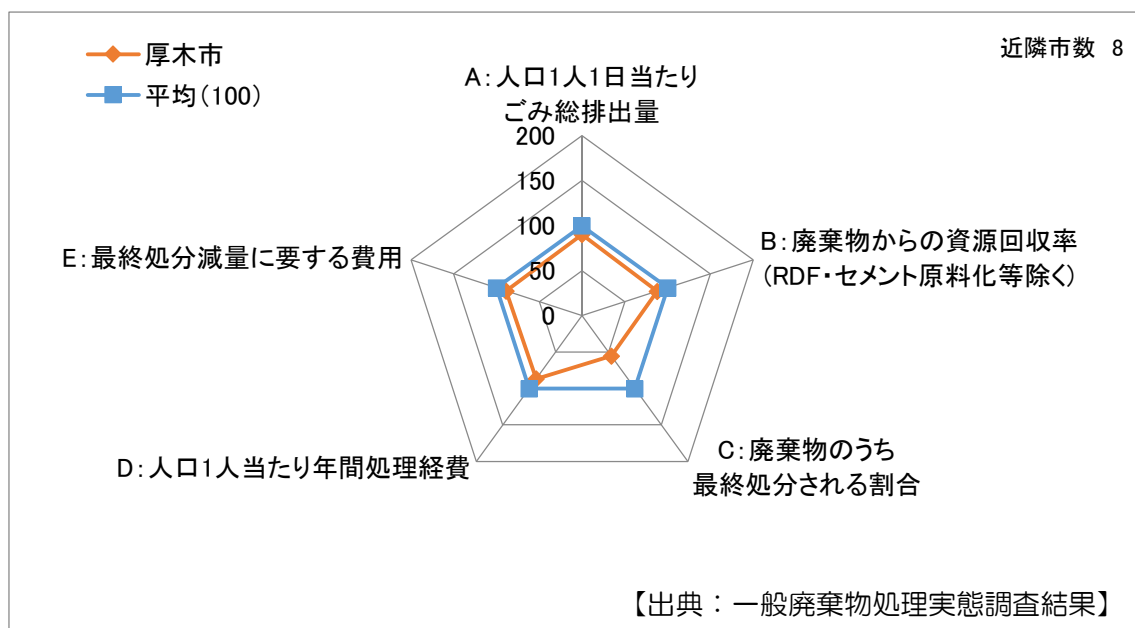


図 近隣市との比較結果

表 近隣市の一覧

市町村名	人口 (人)	人口1人1日当 りごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く。) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
神奈川県平塚市	258,004	871	25.3%	1.0%	10,183	31,086
神奈川県秦野市	165,393	805	22.0%	7.9%	12,064	37,213
神奈川県厚木市	225,204	898	25.0%	7.4%	15,220	47,486
神奈川県大和市	237,142	774	24.8%	0.9%	13,374	47,093
神奈川県伊勢原市	102,470	831	18.5%	8.2%	12,373	36,973
神奈川県海老名市	132,641	796	25.7%	0.2%	15,152	52,271
神奈川県座間市	130,477	728	29.3%	0.2%	10,485	39,526
神奈川県綾瀬市	84,229	783	26.1%	0.2%	9,288	32,506

a 近隣市との比較による主な相違点

(a) 1人1日当たりのごみ総排出量

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は898g/人・日となっており、近隣市の1人1日当たりのごみ総排出量の平均値812g/人・日より排出量が多くなっています。

(b) 再資源化率（RDF、セメント原料化等除く）

本市の再資源化率は25.0%となっており、近隣市の平均値28.5%よりも低くなっています。

(c) 最終処分率

本市の最終処分率は7.4%となっており、近隣市の平均2.2%よりも高くなっています。

(d) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、15,220円で近隣市の平均値13,183円よりも高くなっています。

(e) 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は、47,486円で近隣市の平均値42,101円よりも高くなっています。

(5) ごみ発生量及び処理量の見通し

各項目におけるごみ発生量及び本市の「人口ビジョン」による将来人口結果から、本市のごみ総排出量を現在の1人1日当たりのごみ量が続いたと仮定し、人口減に基づき将来予測を推計します。

いずれも微減傾向で推移していくものと予測されますが、令和7（2025）年12月に稼働予定の新たなごみ中間処理施設での本市における処理可能量と比較すると、減量が足りないことが分かります。

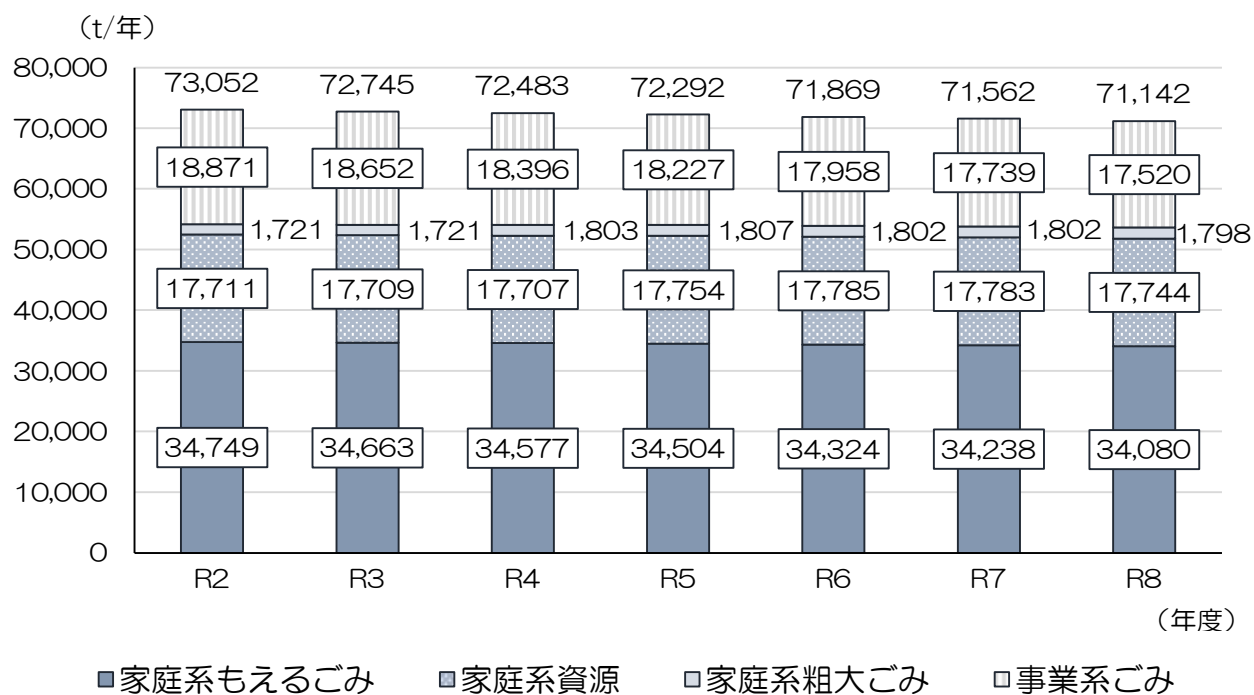


図 ごみ総排出量の将来予測

(6) ごみ処理の課題

ア ごみの減量

(7) ごみの発生・排出抑制

本市では、循環型社会を形成するために 3R を推進し、ごみの発生・排出抑制に係る取組を推進してきました。本市の平成 30（2018）年度の実績値 898 g/人・日は、類似市町村平均値 931 g/人・日を下回っています。

しかし、その他の項目において、類似市町村や先進地区、近隣市と比較した結果、ほとんどの項目において優位な結果は得られず、なお一層のごみの発生・排出抑制に係る取組を推進する必要があります。

a 家庭系ごみ

もえるごみの大半を占める生ごみについては、食品ロスの削減を始め、生ごみ処理機などを利用した家庭内処理による更なる減量及び資源化の推進が課題となります。

また、新たなごみ中間処理施設の整備目標との整合を図り、ごみの減量に向けた施策を展開する必要があります。

生ごみ削減のための水切りの啓発や、ごみの分別の徹底を呼び掛ける必要があります。

b 事業系ごみ

本市における事業系ごみ排出量は、本市の総排出量の約 25%を占めています。

事業系ごみ搬入時の内容物検査を強化するなどの対策により、不適正排出の根絶や分別の徹底を図るとともに、取組成功事例を教示するなど、事業者と協働して減量や資源化に取り組む必要があります。

また、生ごみなどの資源化が可能な品目を事業者に積極的に情報提供し、利用してもらうための施策を展開することが課題となります。

さらに、滞在者に対し、ごみの減量に取り組んでもらうため、事業所や店舗内に掲示をするなど、事業者と協力して呼び掛ける必要があります。

(イ) 食品ロスの削減

国は、食料を海外からの輸入に大きく依存していることや、一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を要していること、家計における食費が占める割合が消費支出の4分の1を占めていることなどから、食品ロスの削減を推進していく必要があるとしています。そのため、令和元

(2019)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、その取組方針として令和2(2020)年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、家庭系及び事業系食品ロスを令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で半減させる目標を設定しています。食品ロスは、SDGsでも、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」とされており、世界的な問題として、一人一人が当事者意識をもって取り組んでいく必要があります。

本市は昼間人口が多いため、昼食など食事の機会が多く、食品ロスを排出する機会が多いと考えられます。そのため、本市における家庭系及び事業系食品ロスの実態を把握し、方策を立てる必要があります。

そのため、本市においては、本計画内に食品ロスの削減に向けた取組を位置付け、強力的に推進することとします。

イ 資源化の促進

資源化品目については、紙類を中心に回収量が逡減しています。材料の軽量化、店頭回収の普及及び消費量の低下などの社会情勢を踏まえ、今後の想定回収量を把握する必要があります。

また、もえるごみへの混入率が高い、紙類（特に雑がみ）、プラスチック製容器包装及びせん定枝の分別を徹底するほか、新たな資源化品目の選定なども検討する必要があります。

ウ 中間処理

環境センターでの安全かつ安定した処理を継続するためには、分別などにより可能な限り処理量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図る必要があります。

また、本市は令和7(2025)年12月から新たなごみ中間処理施設で中間処理を行います。新たな施設でも安定した処理を行うためにも、ごみの排出量を減量する必要があります。

エ 最終処分量の削減

本市は、最終処分場を有していないため、焼却^{さんさ}残渣を県外の最終処分場で処分しています。

こうした現状を踏まえ、ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進しながら、最終処分量を更に削減することが課題となっています。

また、令和 7（2025）年 12 月に稼働予定の新たなごみ中間処理施設では、焼却^{さんさ}残渣の全量資源化を行い、最終処分量はゼロになる予定です。

表 新たなごみ中間処理施設の概要

	新たなごみ中間処理施設
焼却方式	ストーカ式焼却炉
焼却能力	226 t / 日
粗大ごみ処理量	12 t / 日
炉の数	2 炉
煙突の高さ	80m
焼却 ^{さんさ} 残渣	全量資源化

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本的な考え方

本計画は、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

ア 現状の詳細な分析と課題の整理

現状を分析することにより、ごみの減量や資源化に向けた課題を明確にします。

イ 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減の取組

法の趣旨にのっとり、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市が一体となった食品廃棄物の発生抑制を図ります。

ウ ごみ処理や資源化の明確な目標の設定

廃棄物を取り巻く社会情勢を踏まえ、排出量などの詳細な統計分析を行うとともに、将来の本市の廃棄物のあるべき姿を明確にし、適正な目標を設定します。

エ 家庭系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

ごみの減量（リデュース、リユース）を推進し、廃棄後はより多くの品目が資源化（リサイクル）される取組を、市民の利便性を保ちながら推進します。

オ 事業系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

排出事業者の自己処理に委ねるだけでなく、市と収集運搬許可業者を加えた三者で協働し、更なるごみの減量や資源化を推進します。

カ ごみ出しの負担軽減に向けたより良い収集方法の検討

超高齢社会への対応や、子育て世代などのごみ出しの負担軽減を図るため、現行の収集体制のメリット及びデメリットを精査し、より良い収集方法を検討します。

キ SDGs の達成を目指した取組

SDGs における次のターゲットに重点的に取り組みます。

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

(2) 基本目標及び達成目標

ア 基本目標

旧計画では、基本目標として「持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、循環型社会の形成を目指す取組を進めてきました。

第10次厚木市総合計画では、将来都市像「自分らしく輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」を掲げています。また、第5次厚木市環境基本計画では、望ましい環境像「環境に優しく、自然と共生するまち」を掲げています。

本計画は、第10次厚木市総合計画及び第5次環境基本計画の基本理念や基本方針を具体化するための個別計画であることから、各計画との整合性を図りながら、具体的に本市を「循環型都市」としていくために、「未来へつなげる循環型都市の実現～G o ごみニマム^{*}シティ あつぎ～」を基本目標として設定します。

基本目標

未来へつなげる循環型都市の実現
～G o ごみニマムシティ あつぎ～

※ごみニマムとは、「ごみ」と「ミニマム（最小）」を合わせた造語です。ごみゼロの目標は難しくても、ミニマム（最小）を目指していくことを表した言葉です。

イ 達成目標

達成目標

減量化目標 家庭系ごみ 50%（平成14（2002）年度比）

事業系ごみ 50%（平成14（2002）年度比）

資源化目標 家庭系ごみ 40%

～進め減量！！ G o G o（5050）大作戦～

旧計画では、家庭系ごみの減量化目標については、家庭から排出されるごみと資源の総量の減量を目指していました。本計画では、資源を除いた1人1日当たりのごみだけの量を減量化目標とします（図 達成目標の考え方を参照）。

本計画の基本目標「未来へつなげる循環型都市の実現」を達成するため、また、令和7（2025）年12月稼働に向けて整備が進められている新たなごみ中間処理施設の焼却能力（226 t /日、55,078 t /年）を確実に満たすために、達成目標を設定します。

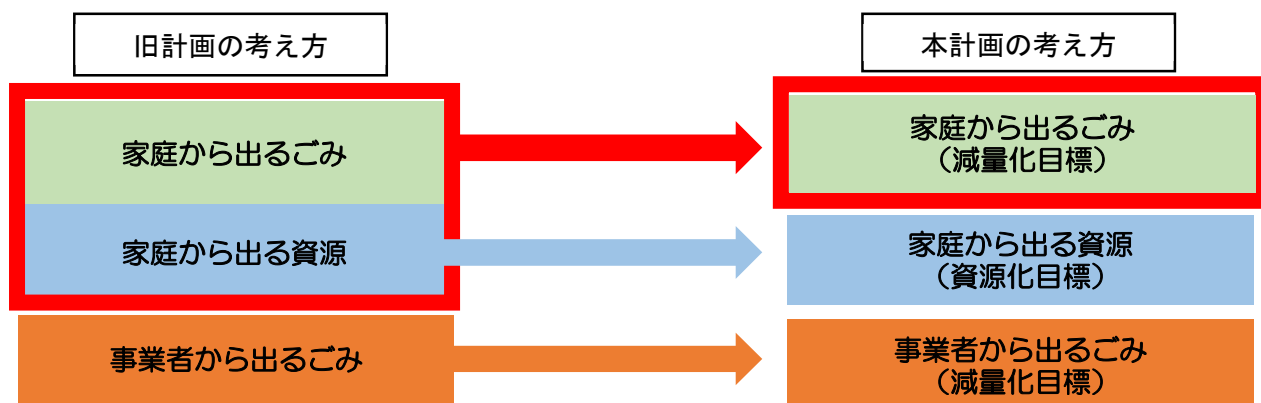


図 達成目標の考え方

家庭系ごみは、旧計画では家庭から排出されるごみと資源の総量を減量化目標の対象としていましたが、本計画においては、家庭から排出されるごみのみを減量化目標の対象とします。また事業系ごみは、旧計画と同様に事業者から排出されるごみの総排出量を減量化目標とします。家庭系ごみの資源化率は、旧計画の目標値が未達成であることから、本計画も同様の資源化率を目標とします。

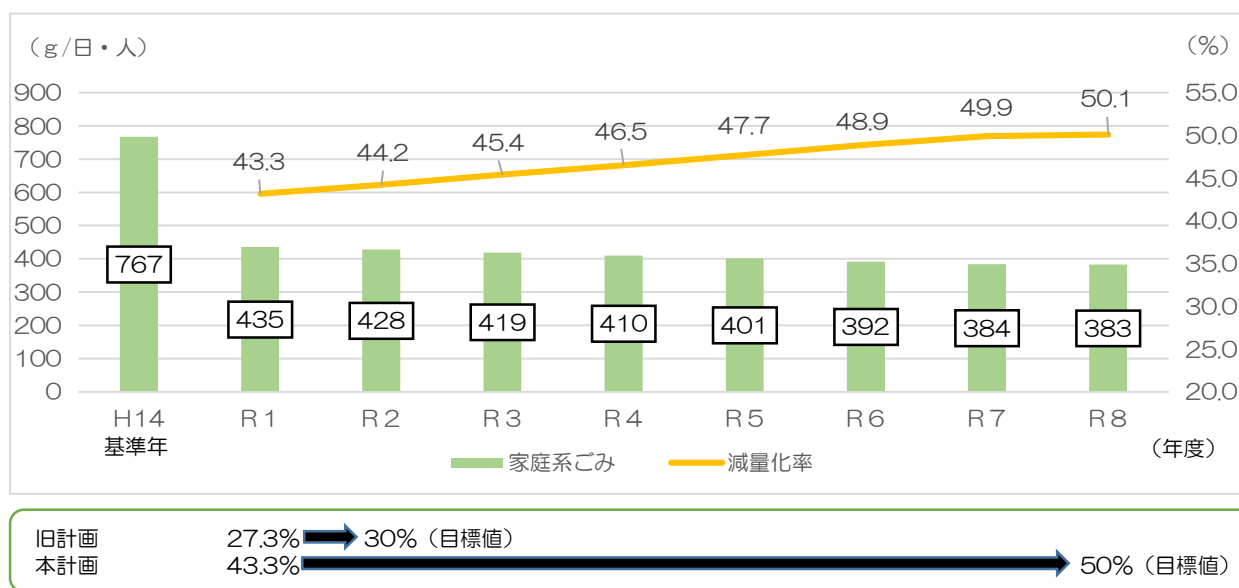


図 家庭系ごみの年度ごとの目標値

家庭系ごみの達成目標は、平成 14（2002）年度比 50%を目標とし、383g/人・日为目标値とします。令和元（2019）年度の速報値が 435g/人・日であることから、目標達成には、52g/人・日の減量をする必要があります。減量化率で見ると、令和元（2019）年度は、43.3%であることから、6.7%の減量化をする必要があります。

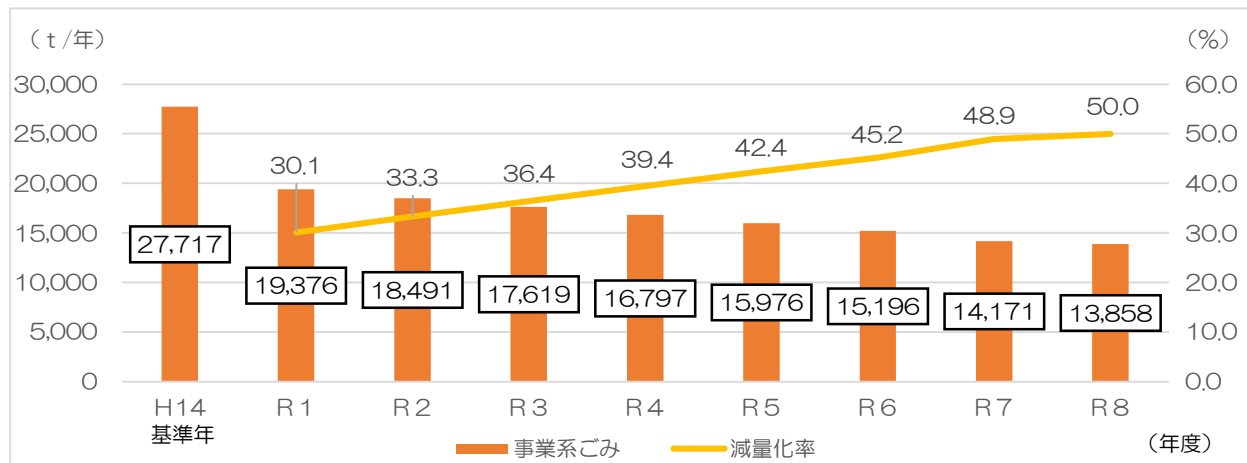


図 事業系ごみの年度ごとの目標値

事業系ごみの達成目標は、平成 14（2002）年度比 50%を目標とし、13,858 t /年を目標値とします。令和元（2019）年度の速報値が 19,376 t /年であることから、目標達成には、5,518 t /年の減量をする必要があります。減量化率で見ると、令和元（2019）年度は、30.1%であることから、19.9%の減量化をする必要があります。

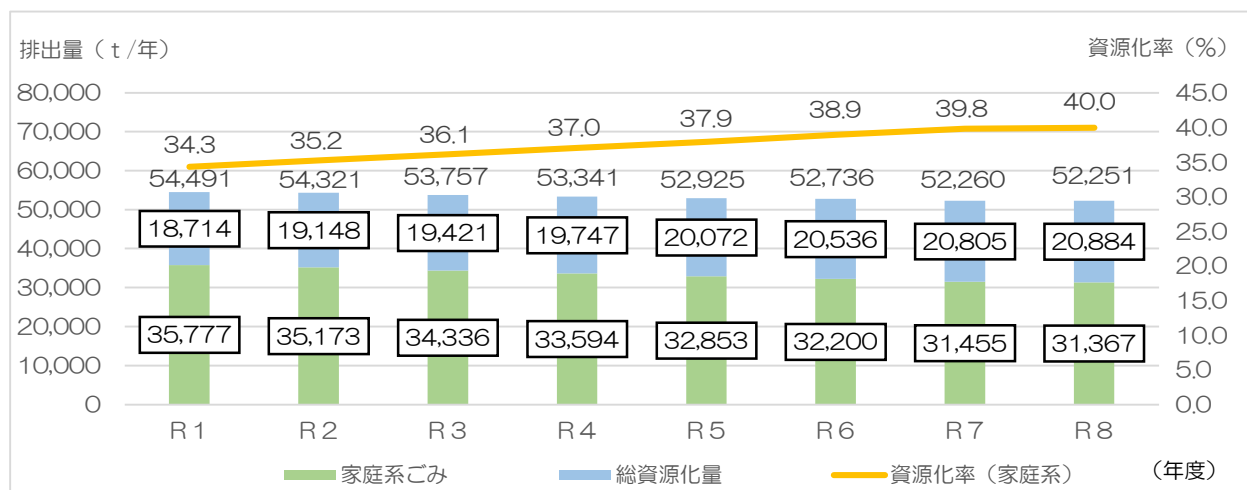
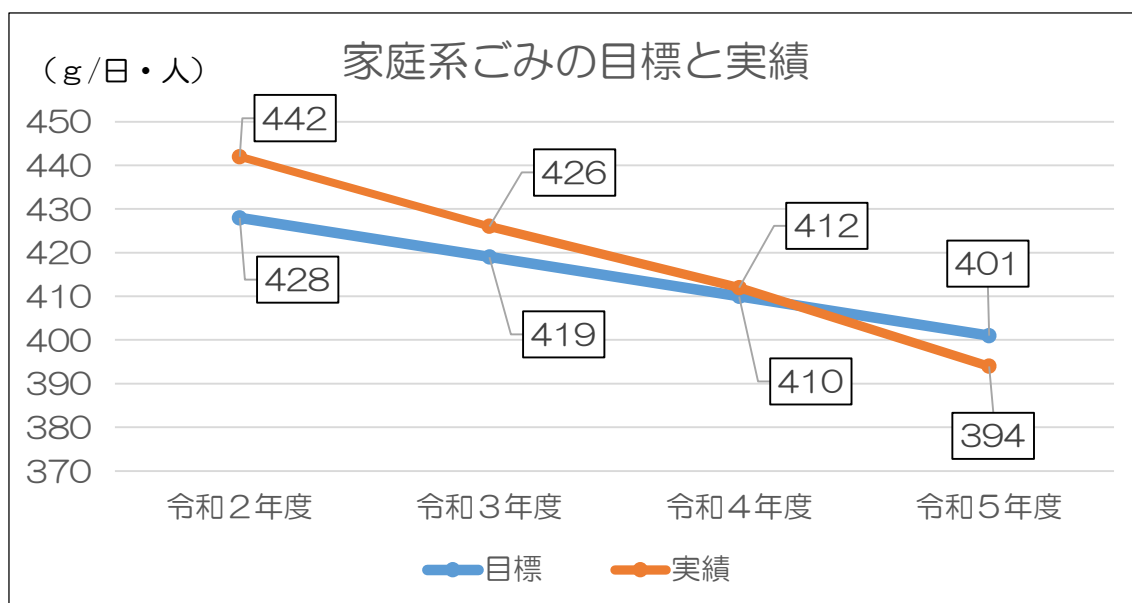


図 総資源化量及び資源化率の年度ごとの目標値

家庭系ごみの資源化目標は、40%を目標とします。資源化率は、家庭系ごみに占める総資源化量の割合であることから、年度ごとの家庭系ごみの排出抑制を行いながら、総資源化量を増加させていく必要があります。資源化率で見ると、令和元（2019）年度は、34.3%であることから、更なる資源化をする必要があります。

ウ 本計画の中間年度における家庭系ごみの検証



改定前の計画では、達成目標の進捗状況に応じて、減量化手段の一つであるごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制を図るため、有料化導入の検討を行う必要があると記載していましたが、家庭系ごみの一人一日当たりの排出量は、令和2年度は目標 428 グラムに対し実績は 442 グラム、令和5年度は目標 401 グラムに対し実績 394 グラムと順調に推移しています。本計画の最終年度である令和8年度の目標 383 グラムまであと 11 グラムの削減が必要な状況ですが、本計画期間において、家庭系ごみの減量化が順調に推移していることから、有料化を実施する状況にはありません。

(3) 基本方針

基本目標及び達成目標の実現に向けて、四つの基本方針とそれぞれに対する実施方針を定め、それを踏まえた具体的な施策を展開していきます。

基本方針Ⅰ	3 Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化
基本方針Ⅱ	事業系ごみの更なる減量化・資源化
基本方針Ⅲ	安定的なごみ処理体制の確立
基本方針Ⅳ	市民協働による計画の推進

基本方針Ⅰ	3 Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化
家庭系ごみについては、まずは発生抑制に取り組みます。さらに、生ごみの減量化を一層進める一方で、資源化を検討するとともに、新たな品目の資源化の検討などを行うことで、家庭系ごみ全体の減量化・資源化を図ります。	

目標達成に向けた指標	1 生ごみ処理機の補助件数 2 せん定枝の収集量 3 製品プラスチックの収集量 4 雑がみの収集量
-------------------	--

基本方針Ⅱ	事業系ごみの更なる減量化・資源化
あらゆる事業者に出荷者責任の遵守を徹底させるとともに、不適正排出事業者や多量排出事業者への指導及び的確な情報提供など排出者意識の向上を図り、事業系ごみの更なる減量化・資源化を図ります。	

目標達成に向けた指標	1 紙資源ステーションへの持込み数量 2 内容物検査の実施結果 3 生ごみ資源化事業の参加事業者数 4 事業用生ごみ処理機の補助件数
-------------------	---

基本方針Ⅲ	安定的なごみ処理体制の確立
新たなごみ中間処理施設の整備を着実に進めるとともに、資源化センターの在り方、戸別収集を含めた様々な世代のニーズに合わせた収集体制の検討などを行うことで、ごみの減量化・資源化に向けた安定的なごみ処理体制の確立を図ります。	

目標達成に向けた指標	1 戸別収集の実施状況
------------	-------------

基本方針Ⅳ	市民協働による計画の推進
子どもから大人まであらゆる世代への環境教育や環境学習を充実させ、環境意識の向上を図るとともに、自治会連絡協議会などと連携し、地域との協働による不適正排出や不法投棄の未然防止を図るなど、市民協働による計画を推進します。	

目標達成に向けた指標	1 市立小中学校の食品ロス環境学習講座参加校数 2 新ごみ中間処理施設見学者数
------------	--

3 計画の実現のための施策

(1) 目標実現に向けた実施方針

四つの基本方針を実現するために、基本方針のそれぞれに対する実施方針を定めます。

基本方針Ⅰ 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化

実施方針Ⅰ－1 ごみの発生抑制の推進

実施方針Ⅰ－2 生ごみの減量化・資源化

実施方針Ⅰ－3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進

実施方針Ⅰ－4 せん定枝の資源化の推進

実施方針Ⅰ－5 新たな品目の資源化の推進

基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる減量化・資源化

実施方針Ⅱ－1 事業系ごみの排出抑制

実施方針Ⅱ－2 多量排出事業者への指導及び情報提供

実施方針Ⅱ－3 食品ロスの削減

実施方針Ⅱ－4 紙類の更なる資源化

実施方針Ⅱ－5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理体制の確立

実施方針Ⅲ－1 将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理

実施方針Ⅲ－2 戸別収集を含めた収集方法の検討

実施方針Ⅲ－3 家庭系ごみの量や質の変化に伴う排出環境と収集体制の維持

基本方針Ⅳ 市民協働による計画の推進

実施方針Ⅳ－1 環境教育及び環境学習の充実

実施方針Ⅳ－2 不法投棄防止のための地域との協働

実施方針Ⅳ－3 自治会連絡協議会などとの連携の強化

(2) 計画を進めるための具体的な施策の展開

本計画の基本目標、基本方針及び実施方針を踏まえた上で、それを達成するための具体的な施策を展開していきます。

施策の体系図

基本目標	基本方針	実施方針
未来へつなげる循環型都市の実現	基本方針Ⅰ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による家庭系ごみの減量化・資源化  	Ⅰ－１ ごみの発生抑制の推進 Ⅰ－２ 生ごみの減量化・資源化 Ⅰ－３ プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進 Ⅰ－４ せん定枝の資源化の推進 Ⅰ－５ 新たな品目の資源化の推進
	基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる減量化・資源化    	Ⅱ－１ 事業系ごみの排出抑制 Ⅱ－２ 多量排出事業者への指導及び情報提供 Ⅱ－３ 食品ロスの削減 Ⅱ－４ 紙類の更なる資源化 Ⅱ－５ 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導
	基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理体制の確立   	Ⅲ－１ 将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理 Ⅲ－２ 戸別収集を含めた収集方法の検討 Ⅲ－３ 家庭系ごみの量や質の変化に伴う排出環境と収集体制の維持
	基本方針Ⅳ 市民協働による計画の推進   	Ⅳ－１ 環境教育及び環境学習の充実 Ⅳ－２ 不法投棄防止のための地域との協働 Ⅳ－３ 自治会連絡協議会などとの連携の強化

具体的な施策・取組

①ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発	②ごみの組成分析の実施及び結果の見える化	③ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し
①生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発	②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発	③生ごみを資源化することの検討
①プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発	②雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発	
①せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進	②資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施	
①製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討	②紙おむつの資源化の検討	③新たな資源化品目の調査・検証
①排出者責任の遵守徹底	②中小事業者への情報提供や啓発などの環境整備	
①多量排出事業者への訪問による指導の徹底	②減量化・資源化に関する講習会の実施	
①食品ロス削減月間における周知・啓発	②食品ロス削減の取組の更なる推進	
①収集運搬許可業者への周知・啓発	②紙類の資源化手法の情報提供	③商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施
①内容物検査の実施による監視体制の強化	②内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導	
①安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築	②厚木市環境センターの跡地利用の検討	③将来の資源物中間処理手法の検討
①もえるごみの戸別収集の段階的な拡大	②完全戸別収集の課題及び方向性の検討	
①超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し	②ごみ処理に係る経費削減の徹底	
①新ごみ中間処理施設などを利用した環境学習の充実	②学校などにおける環境教育・環境学習の充実	
①地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施	②不法投棄をさせない環境づくりの推進	
①自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上		



実施方針Ⅰ－１ ごみの発生抑制の推進

【現状と課題】

ごみの減量化・資源化を図るために最優先にすることは、ごみを出さない（Reduce：発生抑制）ことです。現代の大量生産、大量消費の社会においては、ごみの発生をゼロにすることは困難です。しかし、ごみの発生を限りなく少なくすることを目指す必要があります。一人一人が、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持つことや、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図る必要があります。

【具体的な施策・取組】

① ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発

ごみの発生抑制のために、冷蔵庫の中身を定期的を確認する、分別を徹底してごみとして排出しない、レジ袋が有料化されたことからエコバックを活用する、マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用するなど、誰でも気軽に実践できることを、機会を捉えて周知・啓発を行い、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。

② ごみの組成分析の実施及び結果の見える化

ごみの組成分析を継続的に実施し、もえるごみの中の食品ロスや資源の混入など問題を抽出します。また、ごみの発生抑制については、実践しても効果が実感できないこと、結果が分かりづらいことなどが課題であることから、分析結果を市ホームページや広報あつぎなどを利用して公表することにより、結果が見える化するとともに、排出者意識の向上を図ります。

③ ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し

ごみの発生抑制や、排出者意識の向上を図るため、現在のもえるごみという呼称について、アンケート結果を基に、「資源とごみの正しい出し方」の改定の時期などに合わせ見直しを行います。併せて、もえるごみ以外についても、発生抑制につながるような呼称への見直しを検討します。

実施方針Ⅰ－２ 生ごみの減量化・資源化

【現状と課題】

生ごみは、家庭から出るもえるごみのうち、約40～50%を占めています。また、生ごみの約80%は水分だと言われています。もえるごみとして捨てられる生ごみを減らすとともに、生ごみに含まれる水分をいかに減らしていくかが課題となります。

また、食品ロスの問題も重要な課題となります。食品ロスにつながる直接廃棄、食べ残し、過剰除去を少なくすることにより、ごみの発生を抑制することができます。

本市では、生ごみの減量化を推進するために、平成30（2018）年度から生ごみ処理機の購入費補助制度を開始し、令和2（2020）年1月から補助対象を生ごみ処理機全般へと拡大しています。しかし、アンケート結果では、補助制度を知らないと回答した割合が55%であることから、より一層の周知・啓発を行う必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発

生ごみの減量化には、食材などを買うときに使い切れる分だけ購入すること（使いキリ）、必要な量だけ作り、残さず食べる（食べキリ）、野菜くずはできるだけ濡らさず、捨てる前に水をしっかりと絞ること（水キリ）の「3つのキリ」が大切です。これらは、食品ロスの直接廃棄、食べ残し、過剰除去にもつながるため、生ごみの「3つのキリ」について、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。

② 生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発

令和2（2020）年1月から補助対象を拡大したことにより、生ごみ処理機の購入費補助制度を利用する人は増加傾向ですが、アンケート結果では、制度自体を知らないと回答した割合が55%であることが分かっています。そのため、制度の認知度をより上げるために、更なる周知・啓発を行います。

③ 生ごみを資源化することの検討

生ごみは、現在、もえるごみとして処理をしていますが、生ごみに含まれる野菜くずなどの食品廃棄物は、堆肥やエネルギーとして資源化することも可能です。アンケート結果でも、生ごみの資源化を検討することについて、「賛成である」、「どちらかというの実施した方がよい」と回答した割合が合わせて66.9%となっています。生ごみを分別回収し資源化することについて、先進事例の状況も踏まえて検討します。

実施方針Ⅰ－３ プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進

【現状と課題】

プラスチック製容器包装及び雑がみは資源として回収していますが、家庭から排出されるもえるごみの中に混入されている現状があります。プラスチックごみや紙類は、分別の仕方が分かりにくいこと、また、資源として回収できることがきちんと周知されていないことが課題として挙げられます。

アンケート結果によると、「資源の分別に迷うことがある」と回答した割合が80%を超えています。資源になるものは、適正に分別回収し資源化することにより、ごみの減量化・資源化を推進することができます。

【具体的な施策・取組】

① プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発

のついているプラスチック製容器包装や製品プラスチックなど、プラスチックごみの種類や分別の仕方を理解いただくために、様々な機会を捉えて周知・啓発を行うことで、資源化を推進します。

② 雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発

紙類は、もえるごみの中に約30%混入しており、その中でも雑がみは、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分でもないため、雑がみの種類や資源となることについて、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。

また、雑がみを対象とした、回収時に利用可能な媒体を活用し、資源化を推進します。

実施方針Ⅰ－４ せん定枝の資源化の推進

【現状と課題】

家庭から出る木の枝や雑草などのせん定枝は、資源として無料で戸別収集を行っていますが、家庭から排出されるもえるごみの中に約 10%混入しています。アンケート結果でも、「もえるごみの日に集積所に出している」と回答した割合が約 30%となっています。木の枝などの長さや太さ、種類などによって、せん定枝として資源化できないものもあることから、せん定枝が資源であることや、せん定枝の出し方について、更に周知を行う必要があります。

また、せん定枝がどのような形で資源化されているのかを分かりやすく伝えるため、資源化された堆肥の無料配布などを通して周知・啓発を行う必要があります。せん定枝の資源化をより一層推進することが、ごみの減量化・資源化につながります。

【具体的な施策・取組】

① せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進

せん定枝をもえるごみから徹底的に排除するため、現在の申込制の戸別収集による収集に加え、集積所での収集地域の拡大を検討するなど、せん定枝の更なる資源化を推進します。

② 資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施

せん定枝を資源化した堆肥を、環境センターで無償配布していることについて、より一層の周知・啓発を行います。また、環境センター以外で、安定的に配布が可能な場所を検討し、拡大を図ります。

実施方針Ⅰ－５ 新たな品目の資源化の推進

【現状と課題】

資源化率を向上させるためには、現在の資源化品目以外に、新たな品目の資源化を推進していく必要があります。

国においては、資源として回収しているプラスチック製容器包装とともに、製品プラスチックを一括して回収してリサイクルする制度を導入する方針を示していることから、その動向を注視していく必要があります。また、プラスチックスマートの考え方を取り入れる必要があります。県においては、平成30（2018）年に「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、海洋プラスチックの削減に向け、ワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用の推進、クリーン活動の拡大などに取り組むこととしています。

紙おむつは、国の推計では、もえるごみの約5～8%を占めているとされています。超高齢社会が進展する中で、使用済紙おむつの排出量が今後も増え続けていくことが予想されることから、紙おむつの資源化を検討することで、もえるごみの減量を図りながら、資源化量の増加が期待できます。

【具体的な施策・取組】

① 製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討

令和2（2020）年度から、モデル地区で行っている製品プラスチックの資源化の結果を検証し、拡大に向けて検討します。また、令和4（2022）年度以降の国の動向を注視していきます。

② 紙おむつの資源化の検討

紙おむつは、もえるごみとして焼却していますが、資源として回収し、処理することでパルプとして再生利用することができます。紙おむつを資源として回収する方法や資源化できる施設の調査など、資源化に向けて検討します。

③ 新たな資源化品目の調査・検証

資源化目標を達成するため、現在の資源化品目の更なる資源化を推進した上で、他自治体や先進事例などの取組を参考に、新たな資源化品目の資源化に向けて調査・検証します。



実施方針Ⅱ－１ 事業系ごみの排出抑制

【現状と課題】

本市は、市民１人１日当たりの事業系ごみの排出原単位が県内１９市で２番目に多くなっています。複数の大規模事業所がゼロ・ウェイストを達成する一方で、排出抑制が十分でない事業者もあります。

事業者は、廃棄物処理法に基づき、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、再生利用などにより減量に努めることなどの排出者責任が定められています。適正排出及び自己処理責任により、事業系ごみの更なる減量化・資源化を推進し、排出抑制を図る必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 排出者責任の遵守徹底

アンケート結果から、事業者の排出者責任について、「法律の規定を含め、十分に認識している」と回答した割合は61.9%であり、約40%は十分に認識できていません。排出者責任の遵守徹底を図るため、認識が不十分な排出事業者に対し、廃棄物の排出者責任の原則を再認識していただき、それを全うする立場にあることを自覚していただくとともに、自主性を伴って遂行することを促します。

② 中小事業者への情報提供や啓発などの環境整備

国や県等における減量化施策や適正処理についての情報提供を積極的に行うとともに、パンフレット「事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について」などを用いて、周知・啓発を行い、環境を整備します。

実施方針Ⅱ－２ 多量排出事業者への指導及び情報提供

【現状と課題】

多量排出事業者（年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を環境センターに搬入する事業者）に該当する事業者に対し、廃棄物処理法や市条例に基づき、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、「事業系一般廃棄物減量化・資源化等処理計画書」の提出を義務付け、前年度実績と今後の計画を具体的に記載させた上で、提出させています。しかし、排出抑制につながっていないことから、指導を強化する必要があります。

また、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任」の考え方について周知・啓発を行う必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 多量排出事業者への訪問による指導の徹底

多量排出事業者に対し、事業系廃棄物等適正処理指導員が廃棄物減量等計画書などに基づくヒアリングや排出状況の現地確認を行い、事業系ごみの減量化・資源化や適正処理について、改善策の助言を行います。また、改善が見られない場合には、更に必要な指導及び勧告を行います。

② 減量化・資源化に関する講習会の実施

多量排出事業者の廃棄物管理責任者に対し、多量排出事業者であると自覚させること、また、拡大生産者責任の考え方や事業系一般廃棄物の排出についての指導及びアドバイスを行うため、収集運搬許可業者も含めた講習会を実施し、減量化・資源化を推進します。

実施方針Ⅱ－３ 食品ロスの削減

【現状と課題】

食品ロスとは、本来、食べられるものであるにも関わらず、捨てられるもののことで、日本国内で年間 612 万 t あると言われています。

令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、同法第 13 条で、「市町村は、基本方針を踏まえ当該市町村の市域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。ただし、国の基本方針には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。」と示されていることから、本計画の中で食品ロスの削減について位置付けて推進します。なお、県において、食品ロス削減推進計画が定められた際には、それを踏まえて本市における同計画を策定します。

食品ロスは、コンビニや大型スーパー、飲食店などの事業者から多く排出されていることから、食品ロスの削減について、更に周知・啓発を行うとともに、3010 運動を引き続き実施するなど、食品ロスの削減を図る必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 食品ロス削減月間における周知・啓発

毎年10月の食品ロス削減月間に限らず、年間を通して市民、事業者に向けて食品ロスの削減をPRするために、横断幕などを作成し、周知・啓発を行います。

② 食品ロス削減の取組の更なる推進

一部の小・中学校で行っている食品廃棄物の資源化事業を、その他の公共施設に拡大するとともに、民間事業者の食品廃棄物の回収について、モデル事業としての実施を検討するなど、食品ロスの削減の取組を更に推進します。

③ 商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施

商工会議所や商店会連合会などと連携し、3010運動を始めとした食品ロス削減のための取組を行っている飲食店や小売店舗、食品製造業などについて、店舗の認定制度や表彰などを通して、市ホームページなどを活用した周知などを行います。

実施方針Ⅱ－４ 紙類の更なる資源化

【現状と課題】

事業系ごみの中で資源となる一般廃棄物として、段ボール、新聞・チラシ、雑誌、シュレッダー古紙などの紙類があります。事業者が排出する紙類については、紙問屋などの古紙回収業者へ持ち込むか、資源回収業者が引き取ることで処理していますが、もえるごみの中に混じって焼却処理されている紙類も少なくありません。

紙類をきちんと分別して排出することについて、更に周知・啓発を行うことで、事業系ごみの更なる減量化・資源化を図る必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 収集運搬許可業者への周知・啓発

収集運搬許可業者に対し、許可更新の時期などの機会を捉えて、改めて段ボール、新聞・チラシ、雑誌、シュレッダー古紙などの紙類の資源化の推進についての周知・啓発を行います。

② 紙類の資源化手法の情報提供

資源となる紙類について、もえるごみとして環境センターで処分する事業者が多くあります。そうした事業者に対して、紙類を処理する業者を適切に案内するなど、紙類のリサイクルルートの情報提供を行います。

実施方針Ⅱ－５ 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

【現状と課題】

事業系一般廃棄物は、排出事業者が収集運搬許可業者に委託して環境センターに搬入又は事業者自らが直接環境センターに搬入し、焼却処理されますが、一部の事業者による事業系一般廃棄物ではない廃棄物（資源となる古紙なども含む。）も環境センターに搬入され、焼却処理されている実態があります。

搬入された事業系一般廃棄物の目視及び展開による内容物検査を行い、紙資源や不適正廃棄物の混入を確認するとともに、必要に応じて指導などを行うことで、不適正廃棄物の排除を徹底する必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 内容物検査の実施による監視体制の強化

事業系一般廃棄物の内容物検査を年間通して実施し、監視体制を強化するとともに、当該廃棄物の適正処理及び資源化を推進します。

② 内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底

収集運搬許可業者から提出された搬入確認リストにより、不適正廃棄物の混入があった排出事業者を特定し、立入調査を行った上で指導や処分を行うとともに、収集運搬許可業者には、不適正搬入についての指導や持ち帰りの指示を行います。

また、直接搬入業者に対しても同様に、立入調査、指導、処分を行います。



実施方針Ⅲ－１ 将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理

【現状と課題】

本市では、現在、直営と委託業務を併用してごみの収集運搬を実施しています。直営部分を担う市職員（収集作業員）については、退職者を不補充とし業務の委託化を推進してきましたが、近年、ドライバーの不足等を要因として、民間事業者も含めて人材の確保が課題となっている状況です。

また、新ごみ中間処理施設の稼働に伴い厚木市環境センターの施設の解体や跡地の利用など今後の方向性等について検討する必要があります。

近年の資源物の質・量の変化に伴い、更なる資源化の向上が求められていることから、現在の資源化センターの在り方を検討するとともに、資源のリサイクルを行う事業者の市内への立地及び既存事業者の事業拡大を推進する必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築

ごみの収集は公衆衛生の観点からなくてはならないものです。集積所等に排出されたごみを安定的かつ効率的に処理できる体制を構築しておく必要があります。本市では、収集作業員の退職者を不補充とし業務の委託化を推進してきましたが、作業員の年齢構成に偏りが生じるとともに人員も減少しています。今後、ごみの収集運搬を継続するための体制づくりを検討する必要があります。

また、資源物の量の減少や質が変化してきていることから、合理的で適正な人員を配置するため、現在の収集体制の見直しについて検討します。

② 厚木市環境センターの跡地利用の検討

新ごみ中間処理施設の稼働に伴い、環境センターの工場棟については、その稼働が停止します。停止に伴い、施設の解体や跡地の利用など今後の方向性等について検討します。

③ 将来の資源物中間処理手法の検討

資源化センターについて、施設などの老朽化に伴う建て替え又は移転、既存設備の大規模改修など方向性を検討します。また、民間事業者が市内に設置する食品や廃プラスチックのリサイクル施設を立地しやすい環境の整備を検討します。

実施方針Ⅲ－２ 戸別収集を含めた収集方法の検討

【現状と課題】

本市では、現在、原則として集積所を利用した収集を行っていますが、令和元（2019）年5月から市内3地区をモデル地区として、もえるごみの戸別収集を実施しています。実施した3地区では、1年間のモデル事業で約12%のもえるごみの削減につながりました。また、令和4年（2022）年10月から厚木北地区、厚木南地区、依知南地区にモデル地区を拡大し、一定の削減効果がありました。

今後は、ごみの削減効果が期待でき市民の皆様の満足度が高い戸別収集について、事業に係る経費を精査しながら検討を進めていきます。

【具体的な施策・取組】

① もえるごみの戸別収集の段階的な拡大

戸別収集は、ごみの削減効果が期待でき市民の皆様の満足度が高い反面、収集に係る費用が高いことが課題となっています。今後は、戸別収集に係る費用等を踏まえながら段階的な拡大に向けた検討を進めていきます。

② 完全戸別収集の課題及び方向性の検討

もえるごみの戸別収集の結果などを基に、収集に伴う車両などの設備、人員、処理施設の整備などの課題を抽出するとともに、集積所での問題点（カラスや猫などによる散乱、持ち込み・持ち去り、分別マナーなど）を抽出し、それを解決しながら、資源を含めた完全戸別収集の方向性を検討します。

実施方針Ⅲ－３ 家庭系ごみの量や質の変化に伴う排出環境と収集体制の維持

【現状と課題】

近年、資源物は、紙類や缶・びん類の減少、ペットボトルの軽量化など量や質が変化しています。

家庭系ごみの減量化・資源化を推進するためには、ごみや資源の量や質の変化に対応した排出環境と収集体制の維持が求められます。現在、ごみ集積所の管理は集積所が設置されている自治会に実施していただいているところですが、昨今の自治会加入率の低下に伴い、管理体制の維持が課題となっています。また、ごみの収集運搬はその一部を業務委託として実施していますが、収集等に係る人件費や燃料費などが継続して増加している状況であり、今後、収集運搬体制やごみの排出に係る見直しを行うとともに、ごみ処理の状況等について近隣自治体の状況も継続して注視していく必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し

現在のごみ集積所を利用した収集方法における、ごみ出しの負担感（集積所までの距離や、雨の日のごみ出しなど）を踏まえ、高齢者、障がい者、子育て世代など様々な世代に適応した収集方法の見直しを行います。また、高齢者世帯などの方を対象にした「愛の一声ごみ収集事業」についても、引き続き実施します。

② ごみ処理に係る経費削減の徹底

収集に伴う車両などの設備、人員、処理施設の整備などの課題を抽出するとともに、近隣自治体の収集状況を注視しながら経費削減を研究します。また、資源物の減少に伴う収集体制の見直しを検討し経費の削減を徹底します。



実施方針Ⅳ－１ 環境教育及び環境学習の充実

【現状と課題】

ごみの減量化・資源化を推進し、循環型都市を実現するためには、大人になってからはもちろんのこと、子どもの頃からの環境教育・環境学習が重要となります。ごみを減量するための方法や、ごみの排出に対する意識啓発、廃棄物が与える環境負荷、ごみの減量を他人ごとではなく、自分ごととして捉えて考えることなど、多くの市民が年齢などに合わせて気軽に学び、体験できる環境づくりを整える必要があります。厚木愛甲環境施設組合の新たなごみ中間処理施設についても、SDGs、環境問題などが学べる新たな環境学習の場として利用できるよう整備を支援します。

【具体的な施策・取組】

① 新ごみ中間処理施設などを利用した環境学習の充実

自分たちが出したごみや資源がどのように収集され、処理されているかをより分かりやすく学習・体験できるように、新たなごみ中間処理施設などを利用した環境学習を充実します。

② 学校などにおける環境教育・環境学習の充実

環境活動に主体的に参画できる人材の育成のためには、子どもの頃からの環境教育・環境学習の体験が重要となることから、学校や家庭、地域などが協力して実施する環境教育・環境学習を支援します。

実施方針Ⅳ－２ 不法投棄防止のための地域との協働

【現状と課題】

集積所などで、ごみの不適正排出や、ルールを守らないマナーの悪い一部の人による不法投棄が後を絶たない状況です。不法投棄は、同じ場所に継続的に投棄されることも多いことから、パトロールを行うなど対策をしていますが、状況はなかなか改善しません。

不法投棄の防止について、引き続き、地域と協働して根気強く対応をしていく必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施

不法投棄多発場所の状況（頻度や時間帯など）を把握し、地域と協働した見守りによる未然防止や、時間帯を絞ったパトロールを強化し、早期発見に努め、不法投棄の迅速な処理を行います。

② 不法投棄をさせない環境づくりの推進

不法投棄多発場所などに監視カメラや看板設置など物理的な対応を行うとともに、市民などに向けた意識啓発を行い、地区の自治会などと協働して不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

実施方針Ⅳ－３ 自治会連絡協議会などとの連携の強化

【現状と課題】

本計画を推進するためには、自治会連絡協議会などとの協働が不可欠となります。関係団体の活動の支援を行い、より一層の連携を図る必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上

地域美化活動や清掃活動など自治会連絡協議会などの関係団体が実施する活動には、多くの市民の参加が不可欠です。自治会への加入促進などを行うことにより、参加者増を図るとともに、団体の活動を支援し、市民の環境意識の向上を図ります。

(3) 各主体の役割

ア 目標達成に向けた各主体の役割

設定した基本目標及び達成目標を実現するためには、市が具体的な施策・取組を行うとともに、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者と協働して、それぞれの役割に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

本計画では、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市の役割を次のように定めます。

1 市民（滞在者を含む。）の役割

市民（滞在者を含む。）は、ごみの排出について、自分ごととして考え、自覚と責任を持つことが大切です。ごみの発生抑制を最優先したライフスタイルを目指すため、食品ロスの削減を意識し、 unnecessaryな物は買わない、再生品を活用する、分別を徹底して資源となるものをごみとして出さないなど、ごみの減量化・資源化への取組を積極的に行いましょう。

- ・発生抑制を最優先した3Rの推進
- ・生ごみの積極的な削減（3つのキリの徹底）
- ・ごみを排出する当事者であるという自覚
- ・ごみを排出しないライフスタイルの実践
- ・食品ロス削減への積極的な取組
- ・環境教育・環境学習への積極的な参加
- ・観光客など滞在者も含めたごみの排出抑制、分別の徹底

2 環境保全等活動団体の役割

環境保全等活動団体は、市民（滞在者を含む。）、事業者及び市と連携し、環境教育・環境学習の実施や参加、美化活動を実施するなど、環境の保全等に寄与する活動を積極的に行いましょう。また、ネットワークを通じて、環境問題やその改善に向けた取組を広げていきましょう。

- ・環境保全のための積極的な活動
- ・環境教育・環境学習の実施
- ・環境学習への積極的な参加
- ・市民（滞在者を含む。）、事業者及び市との連携
- ・美化活動の実施
- ・市が実施する施策への協力
- ・ネットワークを通じた活動の実施

3 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があるため、ごみの発生・排出抑制、食品ロスの削減、資源の徹底した分別・処理を行いましょう。また、生産者が製品の生産・使用段階だけではなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う拡大生産者責任の考え方に基づき、ごみの発生抑制、再利用及び再生利用に取り組みましょう。

- ・事業系ごみの適正排出の徹底
- ・拡大生産者責任の考え方に基づく取組
- ・従業者に対する環境教育の実施
- ・食品ロスの削減に向けた取組
- ・自主的なリサイクル活動の実施
- ・地域の美化活動への参加
- ・再利用及び再生利用による排出抑制
- ・環境教育・環境学習への協力

4 市の役割

市は、自らが率先してごみの減量化・資源化を推進する必要があります。また、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者の活動を支援するとともに、ごみ減量化・資源化に関する情報提供や環境教育・環境学習の実施、各種施策の充実、安定的な収集方法の見直しなど、的確な施策を立案、実施します。

- ・ごみ減量化・資源化に関する積極的な情報提供
- ・事業系ごみ対策の強化
- ・食品ロスの削減に向けた取組の実施
- ・新たな資源化品目の検討
- ・環境教育・環境学習の実施
- ・不法投棄防止のための積極的な取組
- ・市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体及び事業者の活動への支援
- ・公共施設における率先した3Rの実践
- ・安定的な収集方法の検討

4 計画の推進体制と進捗管理

(1) 計画の効果的な推進に向けて

ア 情報の提供

本計画の基本目標及び達成目標を実現するために、ごみの減量化・資源化に向けた市の施策など、市民に必要な情報を広く、そして分かりやすく周知します。

そのため、市ホームページや広報あつぎなど、様々な手段により情報提供を行います。

イ 各主体の連携

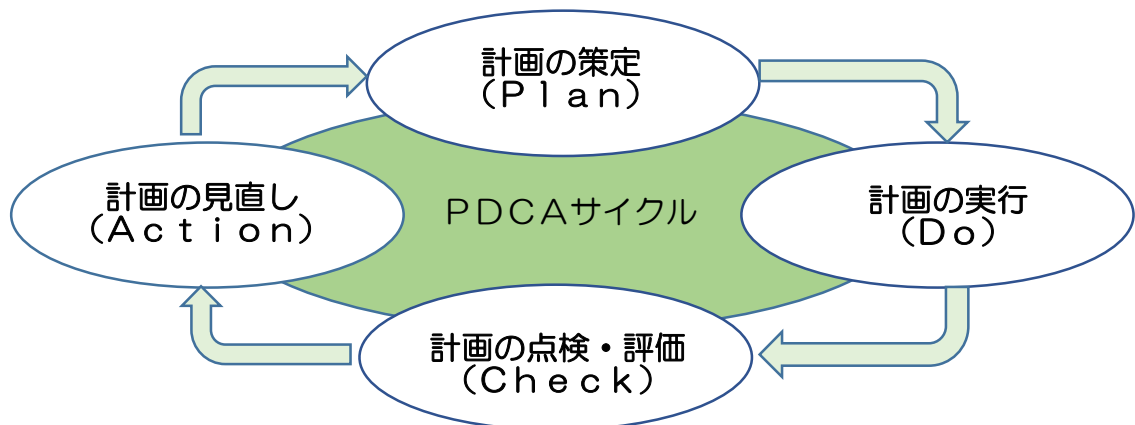
各主体が、それぞれの役割を果たすためには、役割をきちんと理解するとともに、個々の活動だけではなく、積極的な情報の共有や意見交換など連携を図ります。

ウ 推進体制

本計画を推進するため、自治会連絡協議会などと連携するとともに、積極的に意見を求めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画を推進する中で、目標実現に向けた施策が実施されているか、十分な成果を上げているかなど、期限を定めた指標などを用いて評価します。その達成状況や取組の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しなどを行います。



ア 計画の策定（P l a n）

本計画に基づき、単年度ごとの発生量や処理量の見込み、施策・取組などを定めた一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定します。

イ 計画の実行（D o）

本計画に基づき、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を十分に理解し、また、連携及び協働してごみの減量化・資源化に向けた取組を行います。

ウ 計画の点検・評価（C h e c k）

目標の達成状況、施策の進捗状況、各主体の取組状況、一般廃棄物を取り巻く社会情勢の変化などの把握に努めるとともに、本計画の目標達成に向けた取組、進捗状況及び達成状況などを厚木市環境審議会が点検・評価を行います。

表 本計画の達成目標値

目標	単位	現状値	現状値 取得年度	目標値					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
家庭系ごみの減量化目標	%	43.3	R1	45.4	46.5	47.7	48.9	49.9	50.1
事業系ごみの減量化目標	%	30.1	R1	36.4	39.4	42.4	45.2	48.9	50.0
家庭系ごみの資源化目標	%	34.3	R1	36.1	37	37.9	38.9	39.8	40.0

表 第10次厚木市総合計画の目標値

指標名	単位	把握・算出方法	現状値	現状値 取得年度	目標値					
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ごみの減量化、資源化が進んでいると思う市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	57.3	R2	61	65	69	73	77	80
ごみの減量を意識している市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	66.9	R2	70	73	76	80	85	90
資源の分別を意識している市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	97.4	R2	97.8	98.2	98.6	99	99.5	100
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	g	家庭系ごみ総排出量÷365（うるう年は366）÷人口	438	H30	419	410	401	392	384	383
事業系ごみの排出量	t	事業系ごみ総排出量	19,323	H30	17,619	16,797	15,976	15,196	14,171	13,858

エ 計画の見直し（A c t i o n）

目標の達成状況、施策の展開状況や、国、県の動向などを踏まえ、毎年、適正に進捗管理を行い、必要に応じて本計画の見直しなどを行います。

第 3 章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の動向

本市では、公共用水域の水質保全や生活環境の向上を目的として、すべての生活排水を適正に処理することを目指し、国や県の計画や方針に基づき、生活排水処理施設の整備を進めています。指針となる計画や方針については、次のとおりとなります。

ア 生活排水処理に関連する国・県の動向、国際動向

(ア) 国際動向

持続可能な開発目標（SDGs）採択（平成 27（2015）年 9 月 国連）

(イ) 県等の関連する計画

- a かながわ SDGs 取組方針（平成 30（2018）年 12 月）
- b 神奈川県生活排水処理施設整備構想（平成 31（2019）年 1 月改定）
- c 第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画（平成 28（2016）年 11 月）
- d 神奈川県厚木愛甲地域循環型社会形成推進地域計画（第 4 次計画）（令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度）

(2) 生活排水処理及び河川水質の現状

ア 生活排水処理の現状

生活排水は、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などからの排水）に分けられます。公共下水道と合併処理浄化槽は、この生活排水すべてを処理することができますが、くみ取便槽や単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し、生活雑排水は処理することができないため、水質汚濁の大きな要因となっています。

本市の生活排水処理は、公共下水道を中心に行っています。市街化区域内の公共下水道普及率は、現在 99.9%に及んでいますが、市街化調整区域においては、整備が進んでいません。

このような状況から、平成 30（2018）年 8 月に市街化調整区域における公共下水道整備区域が決定されました。第 1 期では、主に市街化区域に近接した家屋が密集する区域や、小学校・病院等大型施設が含まれる区域などについて、令和 8（2026）年度末までに優先順位の高い区域から整備を進め、その後、その他の整備区域については、令和 12（2030）年度末までに整備を予定しています。

本市では、この市街化調整区域の公共下水道整備区域以外に現存する、くみ取便槽や単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換をする場合に、その工事費用の一部を補助する制度を設けています。

イ 生活排水処理体系

本市の生活排水処理は、公共下水道を中心に行っています。また、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する汚泥、くみ取便槽から発生するし尿は、厚木市衛生プラント（以下「衛生プラント」という。）で処理しています。

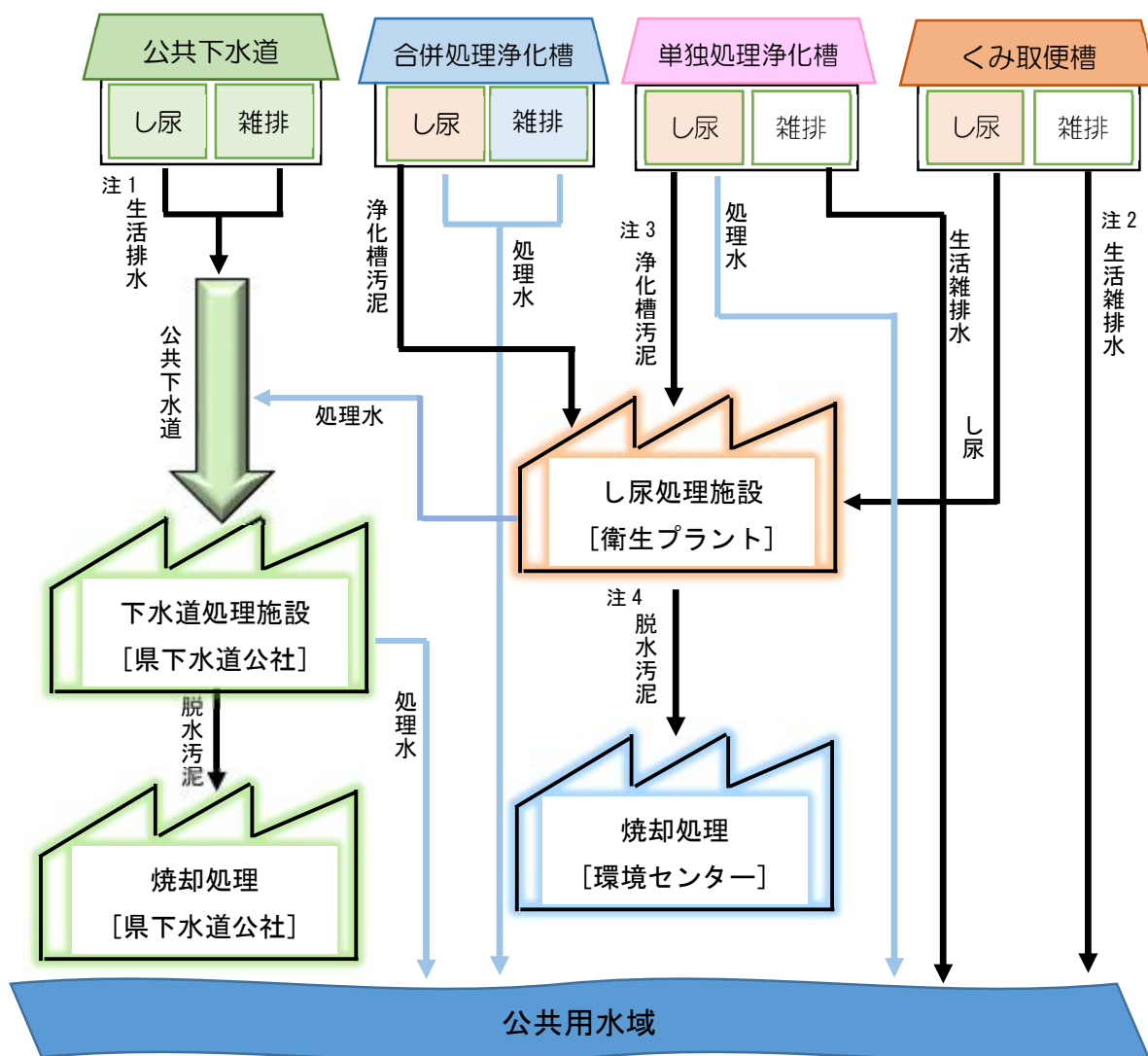


図 生活排水処理体系図

注 1：生活排水……し尿と日常生活に伴って排出される台所、風呂、洗濯などからの排水を指します。

注 2：生活雑排水…生活排水のうち、し尿以外の排水（台所、風呂、洗濯などからの排水）を指します。

注 3：浄化槽汚泥…汚水を処理する過程で発生する有機物の塊のことで、浄化槽の清掃時に引き出されます。

注 4：脱水汚泥……し尿や浄化槽汚泥を脱水機で脱水して塊状となった汚泥のことを指します。

ウ 生活排水処理率の現状

公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い、水洗化・生活排水処理人口は年々増加しています。平成 26（2014）年度から令和元（2019）年度の増加数は 1,084 人と微増ではありますが、着実に増え続けています。

また、生活排水処理率は、平成 26（2014）年度の 92.9%から令和元（2019）年度では 93.7%となり、0.8%の向上が見られました。

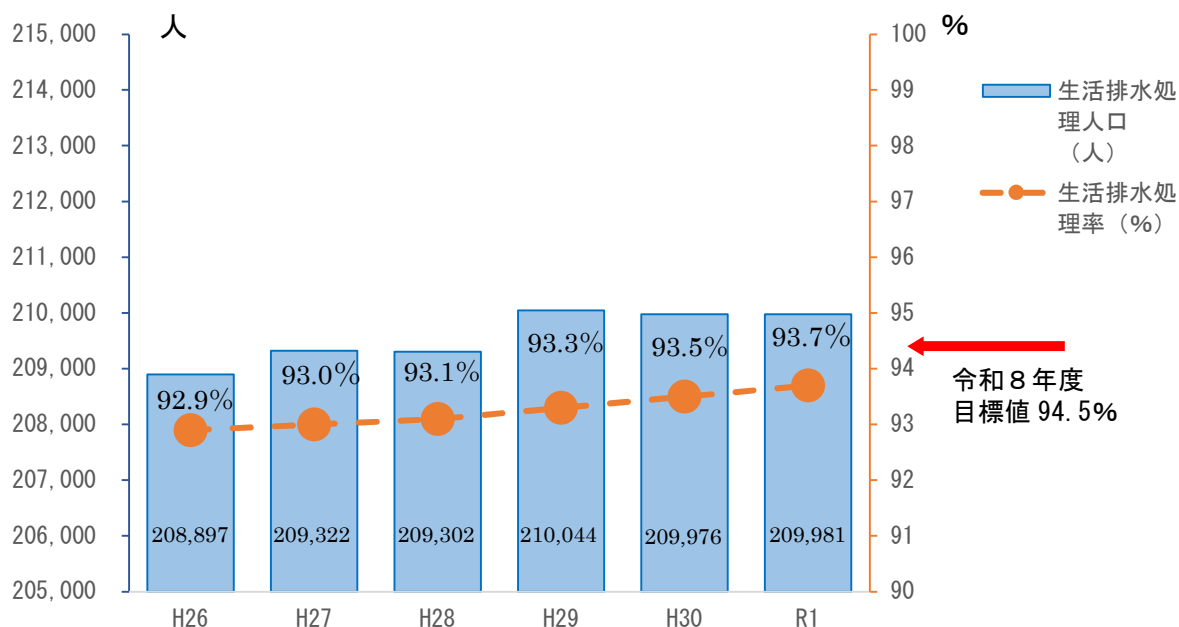


図 生活排水処理率の推移

生活排水処理率とは、住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口（下水道処理人口と合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

表 生活排水処理率の推移

年度	生活排水処理人口(人)	生活排水処理率(%)
H26	208,897	92.9
H27	209,322	93.0
H28	209,302	93.1
H29	210,044	93.3
H30	209,976	93.5
R1	209,981	93.7

エ 公共下水道の現状

本市は、相模川流域下水道事業の計画区域に属しています。

令和元（2019）年度の公共下水道の普及状況は、市域内人口に対して89.4%となっています。

表 公共下水道の現状（令和2年4月1日現在）

項 目		令和元年度
市域面積		9,384 ha
市街化区域面積		3,201 ha
市街化調整区域面積		6,183 ha
面整備済	市街化区域	3,057 ha
	市街化調整区域	269 ha
	計	3,326 ha
下水道法認可区域面積		3,520 ha
普及率	市域内人口に対して	89.4 %
污水管延長		720,150.154 m

オ 合併処理浄化槽の設置現状

本市では、公共下水道整備区域外で、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助金制度を設けています。平成元（1989）年度から令和元（2019）年度までにおける累計補助金交付実績は 2,566 基となり、市全体の合併処理浄化槽の設置基数は 4,074 基となっています。一方、くみ取便槽及び単独処理浄化槽の令和元年度の設置基数は 1,749 基で、年々減少傾向にあります。

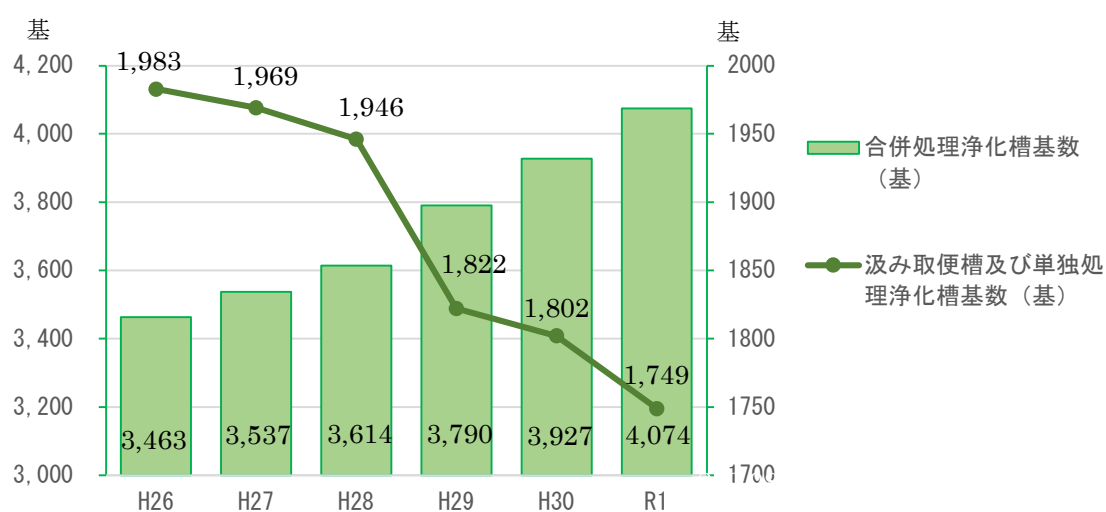


図 合併処理浄化槽等の設置基数累計

表 合併処理浄化槽等の設置基数累計 (単位: 基)

年度	合併処理浄化槽	生活雑排水未処理			補助金 交付件数
		単独処理浄化槽	くみ取便槽	計	
H26	3,463	1,320	663	1,983	33
H27	3,537	1,306	663	1,969	18
H28	3,614	1,289	657	1,946	16
H29	3,790	1,235	587	1,822	49
H30	3,927	1,214	588	1,802	67
R1	4,074	1,176	573	1,749	63

カ し尿処理施設の概要（衛生プラント）

し尿の収集及び衛生プラントの運転管理は、（公財）厚木市環境みどり公社に委託し、合併処理浄化槽等の浄化槽汚泥は、許可制度に基づく許可業者による収集を行い、衛生プラントで処理しています。

なお、一般廃棄物（し尿）処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により、市町村が自らの責務として収集、運搬及び処理をしなければならないとされていますが、し尿処理業務など公益的事業を安定的に行うために設立された（公財）厚木市環境みどり公社に委託しています。

表 衛生プラントの概要

施 設 名	厚木市衛生プラント
事 業 主 体	厚木市
処 理 能 力	69kℓ/日（し尿12kℓ/日、浄化槽汚泥57kℓ/日）
稼動開始年月日	平成9年11月
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式
敷 地 面 積	7,468㎡
建 築 面 積	1,566㎡
備 考	脱水汚泥は、厚木市環境センターで焼却処理しています。

キ 衛生プラントの処理の現状

衛生プラントで処理しているし尿の量は年々減少傾向にあり、くみ取便槽の減少に比例しています。また、浄化槽汚泥量については、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

表 衛生プラント処理実績

年度	し尿量 (kℓ/年)	浄化槽汚泥量 (kℓ/年)	合計 (kℓ/年)	処理後 脱水汚泥量 (t)	衛生プラント 稼働日数 (日)
H26	1,775	11,793	13,568	410	276
H27	1,736	11,611	13,347	413	276
H28	1,728	11,912	13,640	413	290
H29	1,687	11,612	13,299	405	269
H30	1,514	11,366	12,880	382	271
R1	1,560	12,013	13,573	382	273

ク 河川水質の状況

本市では、平成 14（2002）年 4 月から、水質汚濁防止法の権限移譲を受け県が定める公共用水域水質測定計画に基づく市内 4 河川^{注 1}の常時監視のほか、市独自に、市内を流れる中小河川や水路の水質調査を実施しています。

令和元年度の市内 4 河川の常時監視による BOD^{注 2}の状況は、75%水質値^{注 3}がいずれも 0.9mg/L から 1.2mg/L となっており、環境基準値^{注 4}の範囲内に水質が保たれています。

また、市独自に水質調査を実施している 14 河川等の BOD の状況は、環境基準値を当てはめて達成状況を判断した場合、91.7%の達成率になっています。

注 1：市内 4 河川…神奈川県公共用水域水質測定計画で定める 4 河川（相模川上流、中津川下流、小鮎川下流、玉川下流）のこと。

注 2：BOD……生物化学的酸素要求量。水質指標の一つであり、水中の汚染物質（有機物）が微生物により無機化あるいはガス化される時に必要とされる酸素量。数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

注 3：75%水質値…年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータの数）の値を 75%水質値という。

注 4：環境基準値……環境基本法の規定に基づく基準値。

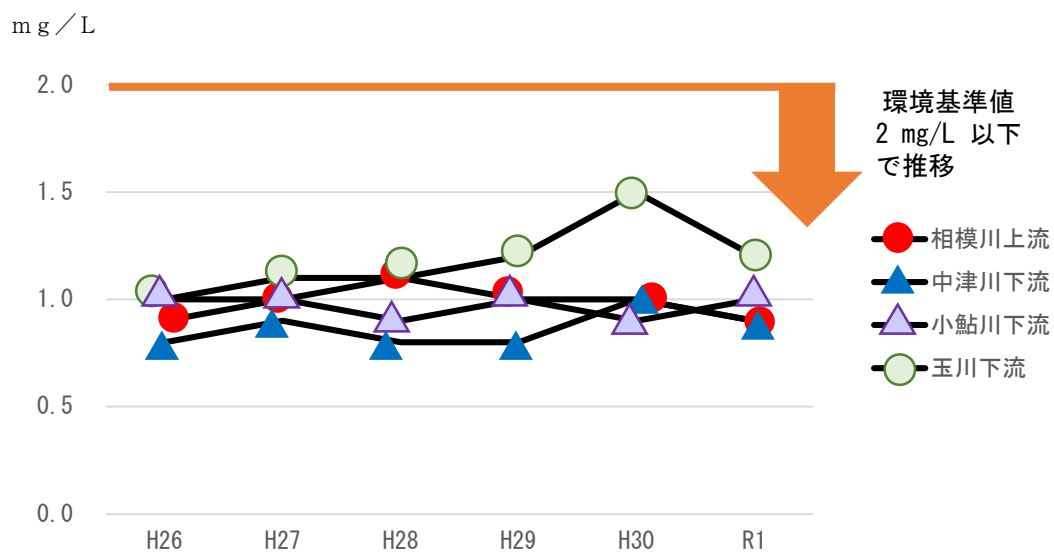


図 市内4河川のBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値の経年変化

表 市内4河川のBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値の経年変化（mg/L）

年度	相模川上流	中津川下流	小鮎川下流	玉川下流
H26	0.9	0.8	1.0	1.0
H27	1.0	0.9	1.0	1.1
H28	1.1	0.8	0.9	1.1
H29	1.0	0.8	1.0	1.2
H30	1.0	1.0	0.9	1.5
R1	0.9	0.9	1.0	1.2

(3) 生活排水処理の課題

市域を流れる河川は、市民生活に密接に関わっています。市民の良好な生活環境を確保するためには、河川の水質保全を図ることが重要です。市域の河川の水質はおおむね環境基準値の範囲内を保っていますが、より良い水辺環境を次の世代へ引き継ぐためには、更なる生活排水処理率の向上が課題となります。

ア 生活排水処理率の向上

生活排水処理率の向上のためには、公共下水道整備の推進とともに、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進が必要です。

イ 公共下水道の整備

市街化調整区域においては、公共用水域における河川水質向上のため、計画どおり公共下水道の整備を進めることが必要です。

ウ 合併処理浄化槽の整備

既存家屋において、合併処理浄化槽へ転換する動機付けのための補助金の活用が必要です。また、浄化槽法に基づく法定検査や、定期的な清掃及び保守点検など適正な維持管理を行い、合併処理浄化槽の処理機能を最大限に発揮できるよう働きかけていくことが必要です。

2 計画の基本的な考え方

(1) 策定の基本的な考え方

河川・海などの公共用水域の水質汚濁の主な原因は、一般家庭から排出される生活排水にあることから、生活排水を適切に処理することは、健全な水環境を保全する上で極めて重要であり、そのためには、公共下水道の整備、くみ取便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することが必要と考えます。

また、公共用水域の水質の保全及び処理施設の負荷軽減に向けた生活雑排水の抑制や適正な維持管理など意識啓発活動についても取り組む必要があります。

なお、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28（2016）年 12 月 22 日）の中で「汚水処理の普及促進」として、「水環境改善のため、汚水処理施設の未普及地域において、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する」とされています。

(2) 将来予測

ア 合併処理浄化槽等の将来予測

神奈川県厚木愛甲地域循環型社会形成推進地域計画（第4次計画）では、計画期間中の合併処理浄化槽の計画設置基数を375基としています。それに基づきくみ取便槽及び単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽の増加に伴い、現在より更に減少していくと予測されます。

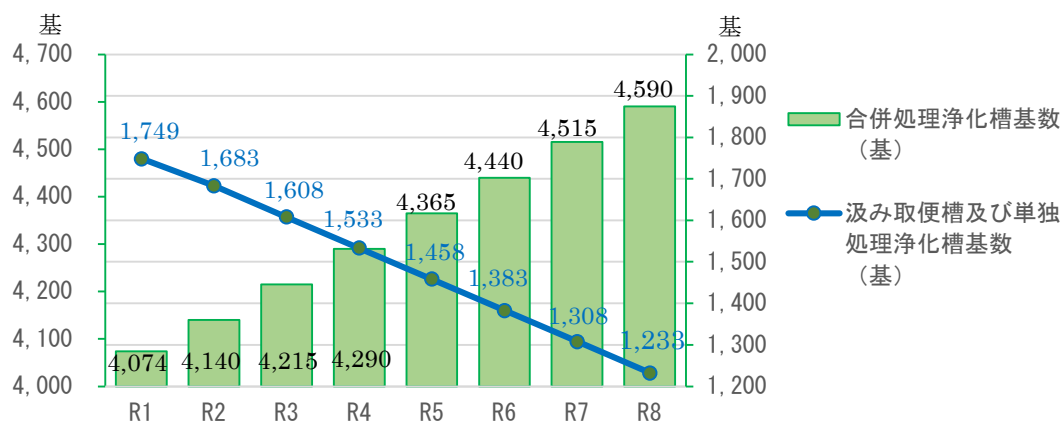


図 合併処理浄化槽等の設置基数予測

イ し尿及び浄化槽汚泥の将来予測

くみ取便槽の減少により、し尿の収集量は年々減少していくものと予測されます。浄化槽汚泥については、ほぼ横ばい状態が続いていましたが、今後は、単独処理浄化槽の減少及び市街化調整区域の公共下水道整備が進むことから減少に転じるものと予測されます。

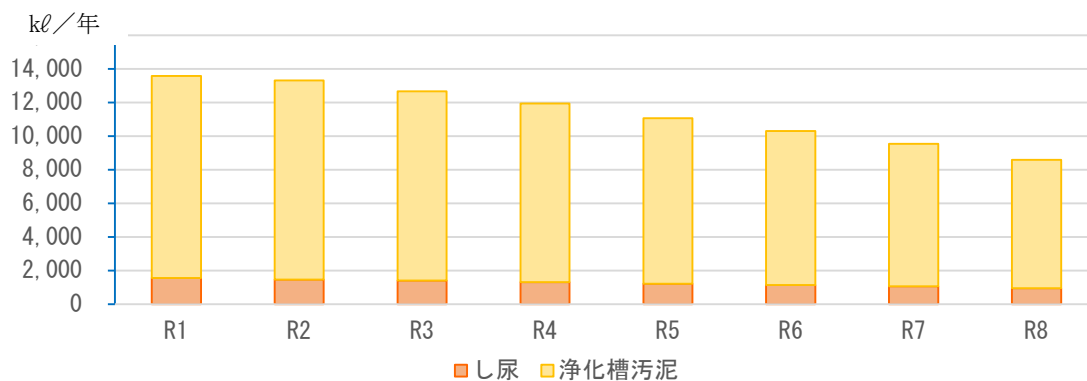


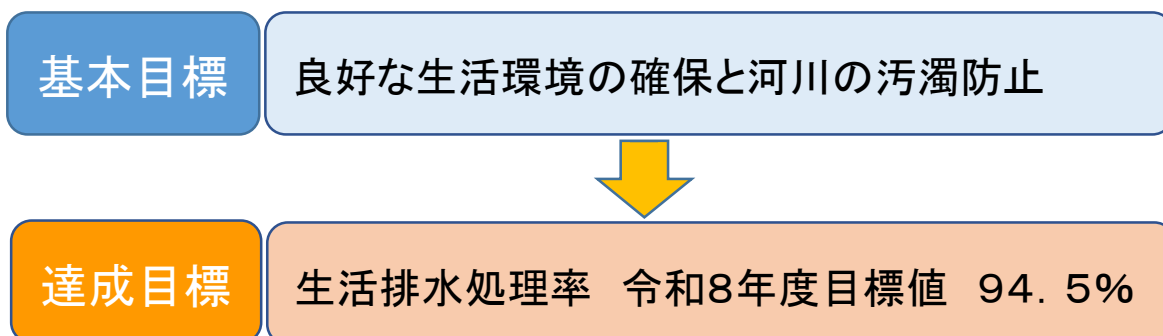
図 し尿及び浄化槽汚泥処理量予測

(3) 基本目標及び達成目標

相模川をはじめとする市域を流れる河川は、多様な生態系を形づくり、水辺のふれあいの場として、飲用水の取水源として利用されるなど、広く市民の生活に密着した重要な役割を担っています。

第10次厚木市総合計画では、環境におけるまちづくりの望ましい環境像として「環境に優しく、自然と共生するまち」を基本政策に掲げています。

一般廃棄物処理基本計画を構成する生活排水処理基本計画では、総合計画を支える個別計画として、次のとおり基本目標を掲げ、生活排水処理対策に取り組めます。



(4) 基本方針

基本目標を具現化するため、次のとおり基本方針を定め、生活排水処理を推進します。

(1) 公共下水道整備の推進

厚木市汚水処理整備計画（アクションプラン）に基づき整備を推進します。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

3 計画実現のための施策

(1) 具体的な施策

基本目標及び基本方針を実現するため、次のとおり具体的施策を定めます。

(1) 公共下水道

施策1 公共下水道整備の推進

市街化調整区域における公共下水道整備を推進します。

施策2 公共下水道の利用促進

公共下水道整備の目的である公共用水域の水質保全を推進するため、公共下水道への接続を促進します。

(2) 合併処理浄化槽

施策1 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の公共下水道整備区域外に現存する、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、工事費用の一部を補助します。

施策2 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理機能を正常に維持するためには、浄化槽法に定める法定検査や、定期的な清掃及び保守点検が必須となります。関係機関等と連携を図りながら、啓発活動に努めます。

(3) 収集・運搬

施策1 収集・運搬の体制

し尿の収集及び運搬は（公財）厚木市環境みどり公社に委託し、浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業許可業者による収集を行います。

(4) 中間処理・最終処分

施策1 衛生プラントの適正な管理・運営

公共下水道や合併処理浄化槽の普及により、し尿の処理量は減少していますが、浄化槽汚泥はほぼ横ばいの傾向にあります。年度計画に基づき定期的な保守点検整備を実施し、し尿・汚泥の量的、質的变化に対応し、安定的に処理を行います。

施策2 脱水汚泥等の処分

し尿及び浄化槽汚泥の処理後に発生する脱水汚泥は、環境センターで焼却処理を行い、焼却残渣は埋立処分をします。なお、新たなごみ中間処理施設稼働後の焼却残渣は全量資源化を行います。

(5) 啓発事業

施策1 情報提供の充実

市ホームページや広報あつぎなど様々な手段により、水質汚濁防止のために必要な生活排水処理について、情報を発信します。また、学習講座、イベント等を活用し、公共下水道や合併処理浄化槽の役割や重要性など、生活排水処理について、広く理解を求めています。

(2) 施策の体系

基本目標	達成目標	基本方針	具体的な施策
良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止	生活排水処理率 94.5% 【目標年次】令和8年度	(1) 公共下水道整備の推進 (2) 合併処理浄化槽の普及促進  	公共下水道 施策 1 公共下水道整備の推進 施策 2 公共下水道の利用促進
			合併処理浄化槽 施策 1 合併処理浄化槽の普及促進 施策 2 合併処理浄化槽の適正な維持管理
			収集・運搬 施策 1 収集・運搬の体制
			中間処理・最終処分 施策 1 衛生プラントの適正な管理・運営 施策 2 脱水汚泥等の処分
			啓発事業 施策 1 情報提供の充実

4 計画の推進体制と進捗管理

(1) 計画の効果的な推進に向けて

ア 情報の提供

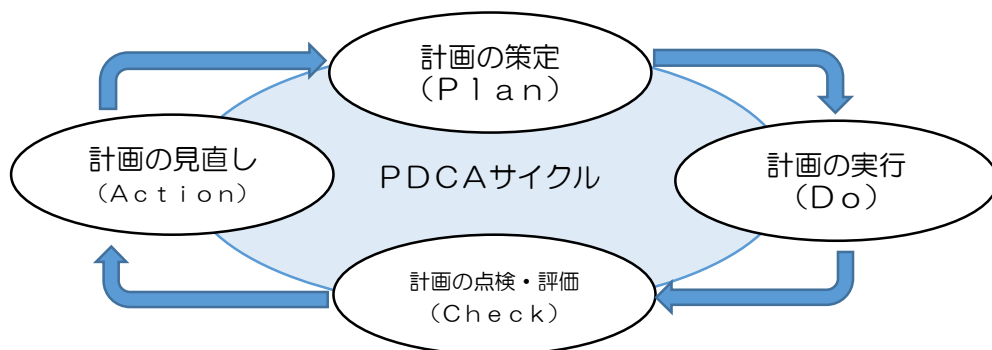
本計画の基本目標及び達成目標を実現するために、良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止に向けた施策など、市民の方に必要な情報を広く、分かりやすく周知します。そのためには、市ホームページや広報あつぎなど、様々な手段により情報提供を行います。

イ 推進体制

本計画を推進するため、国や県などと連携し積極的に事業を進めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画を推進する中で、目標実現に向けた施策が実施されているか、十分な成果を上げているかなど、その達成状況や取組の進捗状況を把握し、必要に応じて内容の見直しなどを行います。



ア 計画の策定 (Plan)

本計画に基づき、合併処理浄化槽の普及・促進について、国・県と連携して取組ます。

イ 計画の実行 (Do)

本計画に基づき、単年度ごとに合併処理浄化槽の設置を行います。

ウ 計画の点検・評価 (Check)

目標達成状況、施策の進捗状況の把握に努め、施策の達成に向けた取組、進捗状況及び達成状況などを厚木市環境審議会が点検・評価を行います。

エ 計画の見直し（Action）

目標の達成状況、施策の展開状況や、国、県の動向などを踏まえ、進捗管理を行います。

表 本計画の達成目標値

目標	単位	現状値	現状値 取得 年度	目標値					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活排水 処理率	%	93.7	R1	94.0	94.1	94.2	94.3	94.4	94.5

資料編

1 一般廃棄物処理基本計画策定の経過

年度	開催日	経過
平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年 8 月 29 日 平成 28 年 10 月 3 日 平成 28 年 12 月 5 日 平成 29 年 1 月 23 日 平成 29 年 3 月 13 日 平成 29 年 4 月 20 日 平成 29 年 5 月 11 日 平成 29 年 6 月 15 日 平成 29 年 7 月 25 日	超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップの実施。超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関する提言書の提出 ワークショップ開催回数：9回
令和 2 年度 (2020 年度)	令和 2 年 7 月 3 日	令和 2 年度第 1 回厚木市環境審議会（諮問）
	令和 2 年 9 月 11 日	令和 2 年度第 2 回厚木市環境審議会
	令和 2 年 10 月 9 日	令和 2 年度第 3 回厚木市環境審議会
	令和 2 年 11 月 13 日	令和 2 年度第 4 回厚木市環境審議会（答申）
	令和 3 年 1 月 15 日～ 令和 3 年 2 月 15 日	厚木市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメント 意見数：13 件
	令和 3 年 3 月 12 日	令和 2 年度第 5 回厚木市環境審議会

2 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関する提言書

超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関する提言書
(超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップ)

平成 28 年 8 月から平成 29 年 7 月まで、9 回のワークショップを実施し、平成 33 年度を始期とする「厚木市一般廃棄物処理基本計画」における超高齢社会に対応したごみの収集方法について討議を行った結果、現行のステーション収集を維持しつつ、高齢や障害等でごみ出しが困難な世帯について、「愛の一声ごみ収集事業」を拡充して支援することが望ましいとの結論に至った。

ワークショップでは、超高齢社会に対応するごみの収集方法を検討する過程で、本市のごみの減量化・資源化の現状と課題、次期計画における推進の方法及び戸別収集と有料化について討議を行った。

まず、ごみの減量化、資源化を更に推進していくうえで、一人一人がごみを出すルールを守り、責任を持って集積所の清掃や管理を行い、街をきれいにしようという自覚を持つことが重要である。

ごみの減量化については、市民の無駄のないライフスタイルへの意識改革や、積極的にごみの減量に取り組んでいる地区や個人への表彰制度等を検討し、更なる推進を図る必要がある。

資源化については、特に紙類の分別について、更なる推進を図る必要がある。

次に、戸別収集について、戸別収集とは戸建て住宅は自宅前（道路に面した敷地内）にごみを出し、集合住宅は敷地内に設置されたごみ集積所にごみを出す方法である。効果としては、戸建て住宅では、ごみ集積所までごみを運搬する手間が省けることから、高齢者のごみ出しの負担を軽減することができる。また、自宅前（道路に面した敷地内）にごみを出すことから分別の意識を向上させることや、事業者によるごみ集積所への不法投棄を防ぐことができる。課題としては、集合住宅は、敷地内に設置されたごみ集積所まで運搬する必要があることから、エレベーターが設置されていない集合住宅については高齢化対策とならない。また、現在、ごみ集積所が敷地内に設置されていない集合住宅は、新たにごみ集積所を設置する必要があるが、ごみの内容物検査では、单身・学生アパートの適正排出率が低い傾向にあり、戸別収集に伴う集合住宅へのごみ集積所の増設が、適正排出率の低いごみ集積所の増加につながる恐れがある。

次に、有料化は、各世帯がごみの排出量により応分のごみ処理手数料を負担する方法であることから、公平な受益者負担を確保することができる。ごみを

少なく排出すればごみ処理手数料を安く抑えることができるため、ごみ減量の推進に効果がある。更に、資源の収集を無料にするなどの工夫で、ごみの適正排出を推進する効果も期待できる。一方で高齢者がごみ処理手数料を負担することに対する経済的な懸念がある。

これらのことを検討するなかで、次期計画について、ステーション収集を維持することが望ましいとの結論に至った。

市民が安心して暮らせる魅力ある環境とは、地域での助け合いが充実したまちであると考え、現在、地域を中心に進められている災害時における助け合いシステムを、災害時に限らず平常時においても機能するよう進めることが肝要であるとする。この一環として高齢者の見守りやごみ出しなどの生活支援を行い、地域の支援が困難な世帯に限り、行政が直接的な支援を行っていくことが望ましい。

また、ごみの減量化、資源化は更に推進するべきであるが、ステーション収集を維持しつつ、市民の適正排出に対する意識を高めていく方法の検討や、集合住宅について、管理業者・家主と連携してごみの適正排出を徹底していくことが望ましい。

以上のことから、次期「厚木市一般廃棄物処理基本計画」における、超高齢社会に対応するごみの収集方法は、現行のステーション収集を維持しつつ、それが困難な世帯については「愛の一声ごみ収集事業」を拡充し、行政による支援を行っていくとともに、社会動向に注視し、新たな取組についても引き続き調査、研究を進める。具体策として、戸別収集の有効性を検証するため、モデル地区を定めて試行することが求められる。

超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップまとめ

1 ごみの出し方について

【課題】

市内では、適正排出が進んだ地区と、例えば単身者向けの集合住宅における不適正排出が目立つ地区が混在している状況にある。

【改善の方向】

全市的に適正排出を推進するためには、一人一人が街をきれいにしようという自覚を持ち、モラルを向上させることが重要である。

【改善案】

- (1) 不適正排出が目立つ集合住宅について、不動産関連の協会や管理業者・家主にごみの適正排出に係る指導及び管理の協力を依頼する。
- (2) 集積所の管理状況を把握し、管理の悪い集積所の分析と効果的な改善方法を研究する必要がある。
- (3) 環境保全指導員及び環境美化部長の認知度を高め、適正排出の指導を行う。
- (4) 集積所への立て看板や張り紙の掲出又は排出品目ごとに専用の箱を設置する。
- (5) 分別の徹底が優れた集積所の取組や不徹底な集積所の悪い事例などの内容を広く市民に紹介する。
- (6) 希望する市民にスマートフォン等で排出日や品目を配信する。
- (7) 外国籍の市民に外国語などでルールを周知徹底する。

2 集積所の管理

【課題】

集積所を清潔に管理できている場所と、収集日を守らない、収集後にごみを出す、指定されたごみ以外のものを出す、指定された場所以外にごみを出すなど、ルールが守られず、集積所が汚れている場所が混在している。

また、自宅から集積所までの距離に差があり、雨の日などに快適なごみ出しができない場所がある。

【改善の方向】

ごみ出しのルールを徹底するとともに、自治会加入の有無に関わらず、市民全員が責任を持って集積所の清掃や管理することが必要である。

【改善案】

- (1) 集積所の管理体制及びごみ出しの個々の責任を明確にする。
- (2) 自治会加入の有無に関わらず、利用する人が当番制で集積所を清掃するシステムを構築する。

- (3) 集積所に指導ボランティア等を配置して、集積所が清潔に保たれるよう地域での指導を行う。
- (4) 全ての集積所にネットや蓋つきの籠等の設置を推進する。

3 ごみの減量について

【課題】

ごみ処理費の削減及びCO₂排出量の削減が迫られているなか、市民の無駄のないライフスタイルへの意識改革が必要である。

【改善の方向】

減量化は更に推進するべきであり、無駄のないライフスタイルへの意識改革や先進的な地区や人の育成が必要である。

また、社会動向に注視し、引き続きごみの有料化について検討していく必要がある。

【改善案】

- (1) 商品に付随する廃棄物について、販売店に対してはスリムストアー拡充の推進と、販売店での回収を促進するとともに、市民に対しては、スリムストアーの利用促進と購入店に戻すことを意識付ける。
- (2) 生ごみの減量を推進し、家庭用コンポストの普及や水切りの徹底を推進する。
- (3) 学校教育の中で、ごみの減量に係る教育を継続して行う。
- (4) 学校給食から発生する生ごみの資源化を検討する。
- (5) 市民一人一人が、ゼロウェイスト（ごみを出さない社会の構築）を目指す。
- (6) 地区ごとのごみ量を把握し、一人当たりのごみ量が少ない地区に懸賞金を出すなどの制度を導入する。
- (7) ごみの分別マイスターや事業者がエコを提案するエコマイスターなどの制度を導入する。

4 ごみの資源化について

【課題】

特に紙ごみの分別が不徹底であり、資源化を徹底していく必要がある。

一方で、紙ごみは分別が細分化しているため、分別の仕分けが複雑である。

【改善の方向】

販売店の資源回収を有効に利用することが必要である。

紙ごみの資源化については、誰もが容易に分別できる方法を見直す必要がある。

【改善案】

- (1) 紙ごみについて、分別を徹底する。一方で、現行の分別方法は複雑すぎるため、一目で理解できるような周知方法を検討する。
- (2) 家庭や学校教育の中で、ごみの資源化に係る教育を継続して行う。
- (3) 転入者に対してきめ細やかな説明を行う。
- (4) 生産者や販売店が紙資源の簡易な分別のための技術の開発、普及等を推進するよう国や県を通して働きかける。

5 望ましいごみの収集方法

【課題】

「愛の一声ごみ収集事業」の認知度が低く、対象となる世帯の基準も厳しいため、ごみ出しが困難であっても制度が利用しにくい状況にある。また、日常生活が困難な世帯を自治会や民生委員などが把握していても個人情報保護のため、外に繋げることが困難な状況にある。

ごみの適正排出の観点では、一部の集合住宅における不適正排出（曜日や排出する品目を守らない）や、事業者によるごみ集積所への不法投棄が見受けられる。

【改善の方向】

戸別収集や有料化についても検討を行い、長期的に検討していく課題であると考え、現段階では、ステーション収集を維持しつつ、市民の適正排出に対する意識を高めていく方法の検討や、集合住宅について、管理業者・家主と連携してごみの適正排出を徹底していくことが望ましい。その中で、集積所が少なく自宅から集積所が遠いエリアについては、設置箇所の増設を検討する必要がある。

また、社会の中で高齢者の支援ができる環境づくりを進め、自治会を中心に高齢者の見守りや孤独死の防止などの有効なシステムを地域の中で確立をさせるとともに、地域の助け合いの中でカバーできない部分について行政に繋げるため、愛の一声ごみ収集を拡充し、ごみ出しについて困っている人が、抵抗なく困り感を外に出せるシステムを確立することが望ましい。

【改善案】

- (1) 集積所が少なく自宅から集積所が遠いエリアについては、必要に応じて設置箇所の増設を図る。
- (2) 自治会長・民生委員・地域のケアマネジャーなどと連携して、介護認定を受けていなくても状態に応じてサービスが受けられるよう、愛の一声ごみ収集事業を拡充するとともに、制度を積極的に周知し、利用することができる環境を整える。

(3) (2)に加え、地域包括ケアシステムと連携し、高齢者の生活全般を支援するシステムの確立を進める。

【各収集方法のメリットとデメリット】

収集方法	メリット	デメリット
ステーション収集	・一箇所に集められるので作業面、経費面で効率的である。 ・動物の被害を受けにくい。 ・近隣交流を図ることができる。 ・ごみ出し時に姿を見かけたり、声をかけたりすることで安否確認ができる。	・一部の集合住宅で不適正排出が目立つ。 ・集積所からの距離や天候による負担、交通量の多いエリアにおいて危険がある。 ・集積所の清掃が必要である。 ・カラス対策が必要である。 ・地区外からの不法投棄がある。
愛の一声ごみ収集	・安否確認ができる。 ・ごみ屋敷の発生を防止できる。	・個人のプライドを尊重しながら実施する必要がある。 ・分別などの作業をする介護者が必要になる場合が多い。
戸別収集	・集積所まで運ばなくてよいので、高齢者や0・1・2歳の子育て世帯が楽になる。 ・排出者責任が明確になるため、ごみの減量と分別が進む。 ・ごみの散乱が少なくなり、まちの美化につながる。 ・ごみに対する意識が高まる。 ・集積所に係るトラブルがなくなる。 ・マナーの向上が図られる。	・集合住宅の不適正排出の課題が残る。 ・エレベーターが設置されていない集合住宅において高齢者対策の課題が残る。 ・費用の負担増により、有料化が必要となる。 ・高齢で分別が困難になっている人へのフォローが必要になる。 ・動物の被害が心配である。 ・収集時間にタイムラグがあるため、ごみが散乱する。 ・有料化とセットで実施しないと減量の効果は少ない。

3 厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

令和2年7月3日

厚木市環境審議会
委員長 海老澤 模奈人 様

厚木市長 小林 常良

厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

本市における一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会の実現を目指すため、厚木市一般廃棄物処理基本計画を策定することについて、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

4 厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和2年11月18日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会
会長 海老澤 模奈人

厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和2年7月3日付けをもって諮問のありました厚木市一般廃棄物処理基本計画を策定することについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申

現行の厚木市一般廃棄物処理基本計画は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 6 年間を計画期間とし、基本目標である「持続可能な循環型社会の実現」を目指し、ごみの減量による温室効果ガスの発生抑制や、資源化による天然資源の有効利用などの取組を進めている。

この間、ごみ処理を取り巻く社会情勢なども大きく変化し、SDGs の掲げる目標達成に向けた取組や、食品ロスの削減に向けた取組など、新たな取組を推進し、循環型都市の実現を目指す必要がある。

このような背景の中、新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定においては、基本目標、達成目標を明確に設定し、それを実現するため、各主体の役割などを定めて、計画を進めるための具体的な施策を強力に推進しなければならない。併せて、計画を広く周知するとともに、計画の推進に向けた進捗管理を着実にを行い、実行性のある計画としなければならない。

現在、令和 7 年 12 月の稼働に向けて、新たなごみ中間処理施設の整備が進められているが、その施設規模を見据えた達成目標の実現は重要課題であり、年度毎の目標を定めて進捗管理を行い、ごみの減量化・資源化の取組を進める必要がある。

示された計画策定の案は、このような変化を的確に捉えた施策の展開が図られており、市民、環境保全活動団体、事業者及び行政の役割が明確化されているものと評価できる。

なお、計画の策定に当たっては、次の点に留意いただくとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努め、誰もが分かりやすい計画とされたい。

また、審議過程における意見のうち、本答申に示し得なかった個別の取組に対する意見については、取組を実施する中でいかされることを望む。

（ごみ処理基本計画）

1 全体について

ごみ処理を取り巻く状況は、常に変化をしていくことから、その変化を見極め、柔軟に対応した施策の展開を図るとともに、基本目標及び達成目標を着実に実現されたい。

2 目標達成に向けた施策の実施について

計画の基本目標及び達成目標を実現するための施策について、アンケート結果を分析することにより施策に対する課題などを抽出し、施策の展開を図られたい。また、他市の先例状況など踏まえて検討を行われたい。

3 食品ロスの削減について

本市における食品ロスの状況を把握するとともに、その削減に向け、毎年10月の食品ロス削減月間に限らず、期間を定めることなく、継続して取り組まれたい。

4 環境教育・環境学習の充実について

ごみの減量化・資源化に向けて、世代を問わず環境教育・環境学習を充実されたい。特に、子どもの頃からの環境教育・環境学習が大切であることから、学校での授業や学習講座だけではなく、新たなごみ中間処理施設等を活用した環境教育・環境学習に注力されたい。

5 計画の進捗管理について

目標達成に向けて計画を推進するため、PDCAサイクルに基づいた適正な管理を行うとともに、進捗状況については、広く公開されたい。

また、中間年度などを設定し、目標値の達成状況や取組の進捗状況などを評価し、必要に応じて計画の見直しなどを行われたい。

（生活排水処理基本計画）

1 全体について

生活排水を適切に処理するためには、国や県の施策等を鑑み、柔軟に対応した施策の展開を図られたい。

2 目標達成に向けた施策の実施について

計画の基本目標及び達成目標を実現するための施策について、現状を分析し、施策の実施に対する課題などを抽出し、施策の展開を図られたい。

3 持続可能な開発目標（SDGs）について

国際的な動向である持続可能な開発目標（SDGs）の取組方針を施策体系の中に取り入れ、具体的な施策に反映されたい。

4 計画の進捗管理について

目標達成に向けて計画を推進するため、PDCAサイクルに基づいた適正な管理を行うとともに、進捗状況については、広く公開されたい。

5 用語集

【あ】

「あした何ごみの日？」 30 31 32

ごみの出し忘れ防止のためのメールマガジンのこと

一般廃棄物 4 36 38 68 86 97

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般家庭から日常生活に伴って生じる家庭系ごみと、事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの、し尿や浄化槽汚泥などのこと

【か】

合併処理浄化槽 3 99 100 101 103 104 107 108
109 110 111 112 113

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理する装置のこと

原単位 40 49 50 51 53 55

市民1人1日当たりの排出量のこと、排出量（g）を人口（人）と年間日数（日）で除した数値

公共用水域 99 100 107 110

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のこと

小型家電 35 36 37

携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、タブレット、CD・DVD・ブルーレイレコーダーなどのこと

戸別収集 19 20 30 35 37 74 75 76 77 81 89

集積所を利用した収集でなく、1軒1軒戸別に収集する方法

ごみサク 30 31

資源とごみの分別など、日々のごみ出しに役立つ情報をパソコンやスマートフォンから簡単に検索できる資源とごみの分別辞典のこと

ごみ総排出量 40 49 53 57 58 59 60 61 62 63 64
97

年間収集量と年間直接搬入量と集団回収量を合計した排出量

ごみニマム 69

ごみとミニマム（最小）を組み合わせた造語

【さ】

最終処分場 35 48 67

廃棄物の最終処分を行う施設のこと。廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されますが、最終処分は、埋立が原則とされています。

雑がみ 37 38 66 73 75 76 77 80

新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のこと。具体的には、お菓子の箱、包装紙、ティッシュペーパーの外箱、タバコの箱、封筒など

産業廃棄物 4 32 33 36

事業活動に伴って生じたごみで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同施行令第2条で規定されている燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物

3010（さんまるいちまる）運動 28 85

飲食店などでの会食や宴会時に、始めの30分と終わりの10分は、自分の席で食事をし、食べ残しを減らすことを目的として行われている取組

資源化率 43 52 53 56 70 71 82

（分別回収による資源化量と中間処理後の資源化量）÷ごみ総排出量×100で表され、ごみの総排出量における総資源化量の割合。本計画では、家庭系ごみの中の総資源化量の割合を表します。

浄化槽汚泥 4 100 104 108 110 111

合併あるいは単独処理浄化槽の清掃時に引き出される汚泥のこと

焼却^{さんさ}残渣 35 39 67 111

ごみ焼却施設でごみを処理した後に残る焼却灰や飛灰（細かい粒子上の灰を集塵装置で捕集したもの）の総称のこと

食品ロス 6 7 27 28 54 65 66 68 75 76 77 78
79 85 94 95

「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本全国で、年間612万tあると言われています。

3R（スリーアール又はサンアール） 2 6 21 73 75 76 78
Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称で、この優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方

製品プラスチック 73 77 80 82

プラスチック製容器包装以外で、プラスチックでできている商品のこと

ゼロ・ウェイスト 55 83

ごみをゼロにすることを目標に、無駄や浪費をなくして、できるだけ廃棄物を減らしていくという考え方や活動のこと

せん定枝 35 37 46 66 73 75 76 77 81

家庭から出る木の枝（葉が付いているものも可）、落ち葉、雑草のこと

組成分析 77 78

ごみの中に、リサイクルできる資源がどの程度含まれているか、また、今後、どの程度ごみの減量化が可能なのかを調査すること

【た】

脱水污泥 100 104 111 112

し尿や浄化槽污泥を脱水機で脱水して塊となった状態の污泥のこと

単独処理浄化槽 3 99 100 103 107 108 109 110

し尿のみを処理する装置のこと

ちゅうかい
厨芥類 47

食べ残しや野菜くずなど生ごみのこと

中間処理 38 41 48 66 111 112

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること

【な】

生ごみ処理機 23 65 73 77 79

日常的に生じる食べ残し及び調理くずなどの食品廃棄物を、電力などによる加熱乾燥及び微生物の働きなどにより減量化、資源化させる機器のこと

【は】

排出者責任 32 73 77 83

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で定められていて、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

廃食用油 35 37 46

調理に使用した油や消費期限切れの植物性食用油のこと

BOD 105 106

生物化学的酸素要求量。水質指標の一つであり、水中の汚染物質（有機物）が微生物により無機化あるいはガス化される時に必要とされる酸素量

プラスチックスマート 82

ポイ捨ての撲滅や不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などのプラスチックとの賢い付き合い方のこと

プラスチック製容器包装 35 37 44 45 66 75 76 80 82

商品を入れたもの（容器）や包んでいるもの（包装）で、中身を取り出したり使用したりした後に不要になるプラスチック製のもの

【ら】

**Recycle（リサイクル） 6 7 21 24 25 38 68 76 82
84 86 88 95**

再生利用のことで、ごみを正しく分別して、資源として再生利用すること

Reduce（リデュース） 21 68 76

発生抑制のことで、不必要な物を買わない、物を大切に使うなど、ごみを減らすこと

Reuse（リユース） 21 68 76

再使用のことで、いらなくなった物を譲り合うなど。使える物は繰り返し使うこと

RDF（Refuse Derived Fuel） 57 58 59 60 61 62

家庭で捨てられるもえるごみを破碎、乾燥し接着剤・石灰などを加えて固形燃料にしたもの

【わ】

ワンウェイプラ 82

一度、使用された後に廃棄されることが想定されているプラスチックのこと

厚木市一般廃棄物処理基本計画（改定版）

令和7年3月

発行 厚木市

編集 環境事業課 生活環境課

〒243-8511

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 225-2793、2750

ホームページ <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp>

Gominimum City

Atsugi



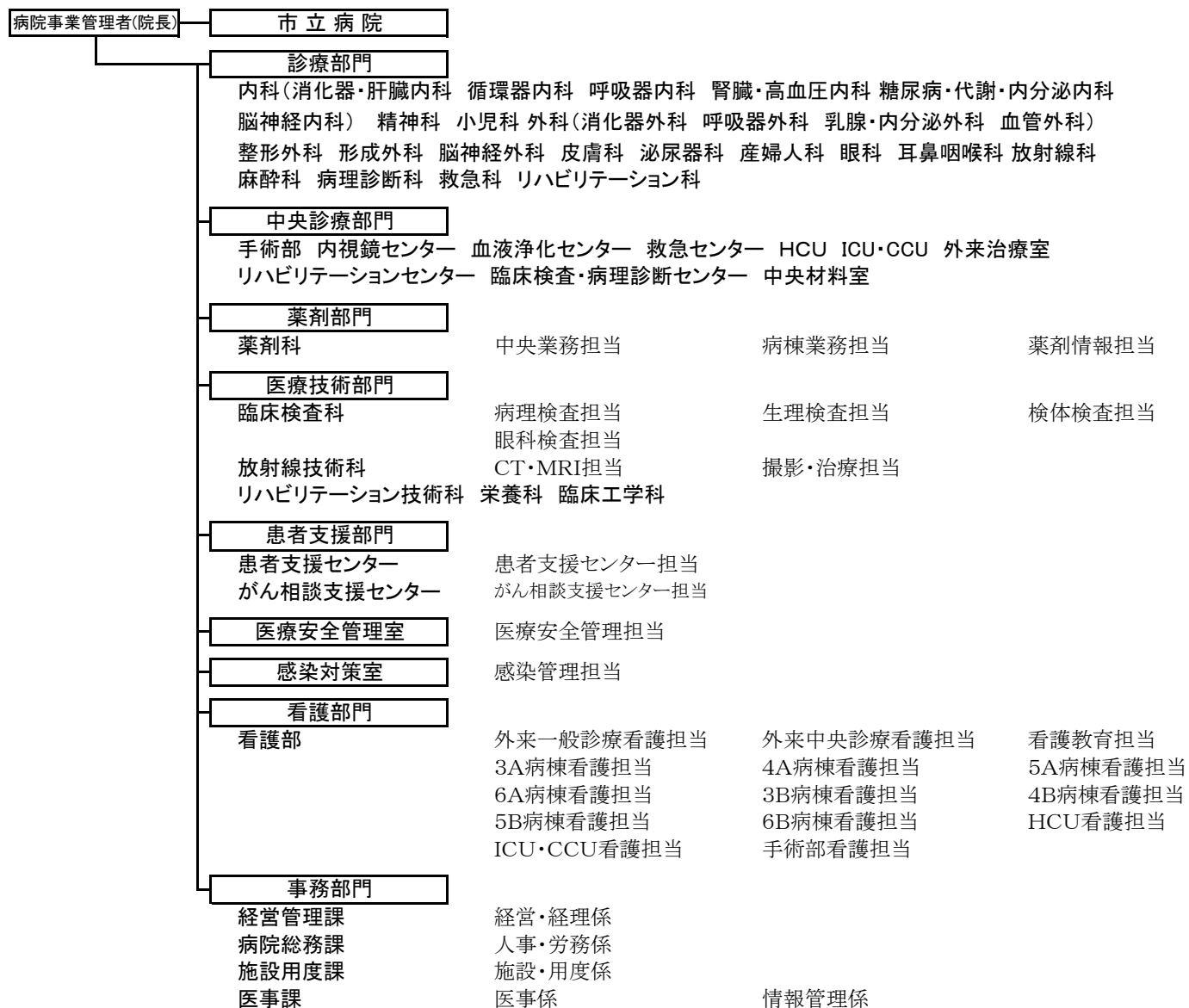
令和7年度 厚木市行政組織図

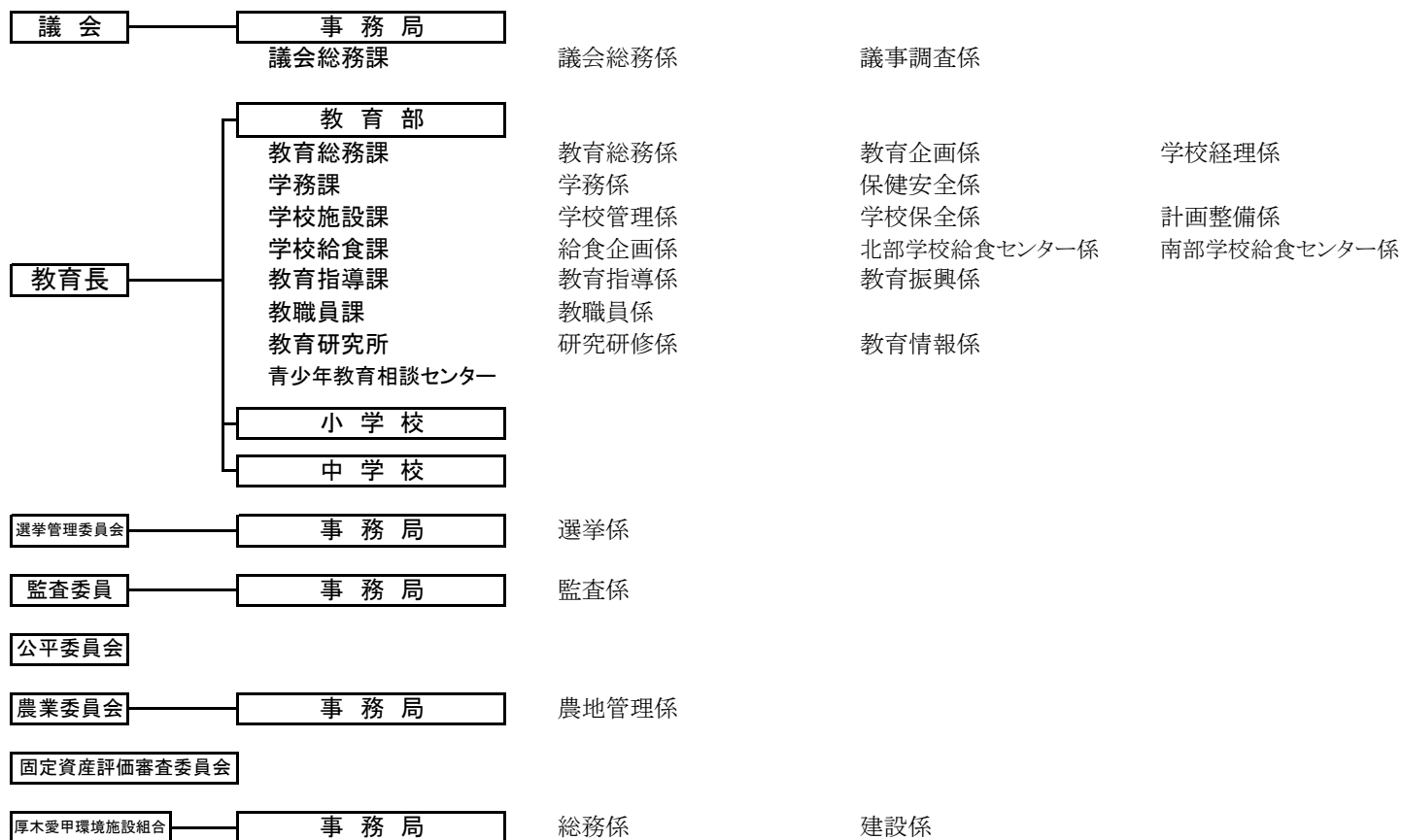
凡例: 変更箇所網掛け

令和7年4月1日時点



産業文化スポーツ部	産業振興課	産業振興・企業誘致係		
	商業観光課	商業振興係	観光振興係	
	スポーツ魅力創造課	スポーツ振興係	スポーツ施設係	
	文化魅力創造課	文化芸術振興係	文化財保護係	あつぎ郷土博物館
環境農政部	環境政策課	環境政策係	カーボンニュートラル推進係	
	生活環境課	美化衛生係	環境保全係	環境施設係
	環境事業課	資源循環係	業務係	農林土木係
	農業政策課	農業政策係	地産地消係	
都市みらい部	都市計画課	都市計画係	まちづくり政策係	交通政策係
	住宅課	住宅政策係	住宅管理係	
	建築課	建築係	設備係	
	建築指導課	建築指導係	建築審査係	
都市インフラ整備部	開発指導課	開発調査係	開発審査係	まちづくり指導係
	公園緑地課	維持管理係	計画整備係	
	市街地整備課	市街地整備係	複合施設建設係	複合施設開館準備係
	区画整理課	区画整理係		
会計管理者	道路総務課	道路総務係 (国県道調整担当)	路政係	道路境界係
	道路維持課	道路維持係	施設維持係	道路補修事務所
	道路整備課	道路整備係	道路用地係	
	交通混雑対策課	幹線道路係	道路環境整備係	
消防本部	河川下水道総務課	河川下水道総務係	河川下水道計画係	
	河川下水道施設課	河川下水道建設係	河川下水道施設係	
	警防課	消防総務係	消防団係	
	指令課	警防係	指令第二係	
会計課	予防課	指令第一係	危険物係	
	救急救命課	予防査察係	本部救急小隊	
	《厚木消防署》	救急救命係		
	管理課	管理係		
消防団係	警備第一課	第一中隊	第二中隊	
	警備第二課	第一中隊	第二中隊	
	南毛利分署	第一中隊	第二中隊	
	相川分署	第一中隊	第二中隊	
《北消防署》	玉川分署	第一消防小隊	第二消防小隊	
	警備第一課	第一中隊		
	警備第二課	第一中隊		
	依知分署	第一中隊	第二中隊	
消 防 本 部	小鮎分署	第一消防小隊	第二消防小隊	
	睦合分署	第一中隊	第二中隊	
	清川分署	第一消防小隊	第二消防小隊	





令和7年度執行体制に係る組織の変更点について

1 係の新設 《特定業務への対応強化》

新	旧
市民課 住民異動係 戸籍係 斎場管理係 <u>マイナンバーカード係</u> <u>総合窓口整備担当</u>	市民課 住民異動係 戸籍係 斎場管理係 <u>マイナンバーカード・総合窓口整備担当</u>
こども家庭センター こども保健第一係 こども保健第二係 こども相談係 女性相談係 <u>子育て支援第一係</u> <u>子育て支援第二係</u> 発達支援係	こども家庭センター こども保健第一係 こども保健第二係 こども相談係 女性相談係 <u>子育て支援係</u> 発達支援係
市街地整備課 市街地整備係 複合施設建設係 <u>複合施設開館準備係</u>	市街地整備課 市街地整備係 複合施設建設係
消防総務課 消防総務係 <u>消防団係</u>	消防総務課 消防総務係

2 係の統合 《事務の統合・効率化》

新	旧
危機管理課 <u>防災・危機管理係</u>	危機管理課 <u>危機管理係</u> <u>防災対策係</u>
区画整理課 <u>区画整理係</u>	区画整理課 <u>区画整理第一係</u> <u>区画整理第二係</u>
警防課 警防係	警防課 警防係 <u>装備係</u>

厚木北公民館の供用開始について

施設の老朽化等の課題解決のため、建て替え工事を進めていました厚木北公民館の供用を開始します。

1 供用開始日 令和7年4月7日（月）

※ 落成式は、令和7年4月27日（日）午前10時から実施します。

2 所在地 厚木市元町9番4号

3 施設の概要

(1) 延床面積 1,972.34 m²

(2) 敷地面積 2,008.27 m²

(3) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建

(4) 諸室の構成 保育室、調理室、集会室、図書室、事務室、体育室、和室、会議室、大集会室ほか

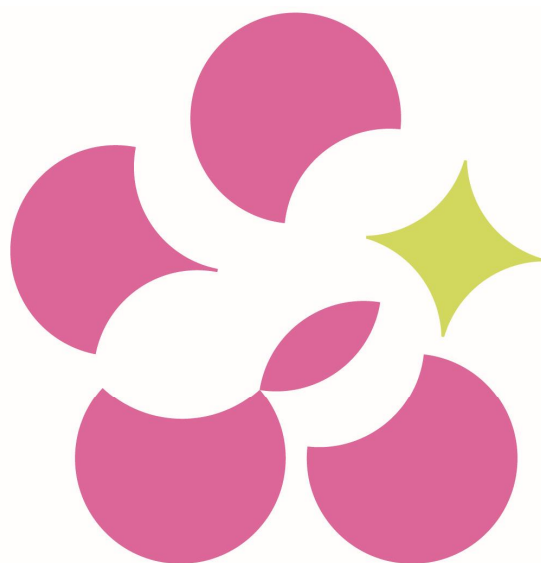
4 主な特徴

(1) 市内公民館では初めて体育室に冷暖房設備を設置しました。また、1階エントランスホール及び展示・談話コーナーにも冷暖房設備を設置しています。

(2) 子育て世代の方でも安心・安全に公民館を利用できるように、保育室にキッズトイレを設置しました。

(3) 施設全体にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが快適に利用しやすい施設としました。また、エレベーター内で車イスが容易に旋回できるように、15人乗りのものにしました。

複合施設のロゴマーク決定について



あつめき

厚木の由来といわれるアツメギ、ときめき、メキメキ成長するという力強さの音、人を集める場所という意味を含めた言葉

厚木の由来

メインのモチーフは、「集め木」をイメージした複数の木の断面。白抜きの形は「あ」をベースにデザインし、人によって見え方が違うことの面白さや多様な価値観を象徴。

人が集まる場所

木の断面が寄り添うデザインは、多くの人が集う場所を象徴し、市庁舎、図書館・（仮称）未来館、消防本部、行政機関の5つの機能を持つ複合施設の特徴もイメージ。

力強さ

メインカラーの赤紫色は、市の花「さつき」をベースに、大地にしっかりと根を張り、木を支える「根っこ」の色として、愛称に込められた「力強さ」を表現。

ときめきと成長

市のシンボルカラーの黄緑色をベースにした星形のデザインは、愛称に込められた「ときめき」や「成長」を意味し、この施設を訪れる人の輝かしい未来を表現。

誰もが気軽に訪れ、一人一人の「居場所」となる施設を目指し、その思いをロゴマークに込めています。

わたしの居場所、



あつめき

ペットボトルの水平リサイクルの推進に関する協定について

家庭から収集した使用済ペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」の水平リサイクルを推進するため、厚木市、サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社の3者で県内8か所目となる協定を締結し、年間おおよそ500tの「ボトル to ボトル」の水平リサイクルに協働で取り組みます。

1 目的

安定的にペットボトルを水平リサイクルすることにより、持続可能な循環型社会の実現に寄与することを目的とします。

2 連携事項（今後、実施に向けて検討する取組を含む。）

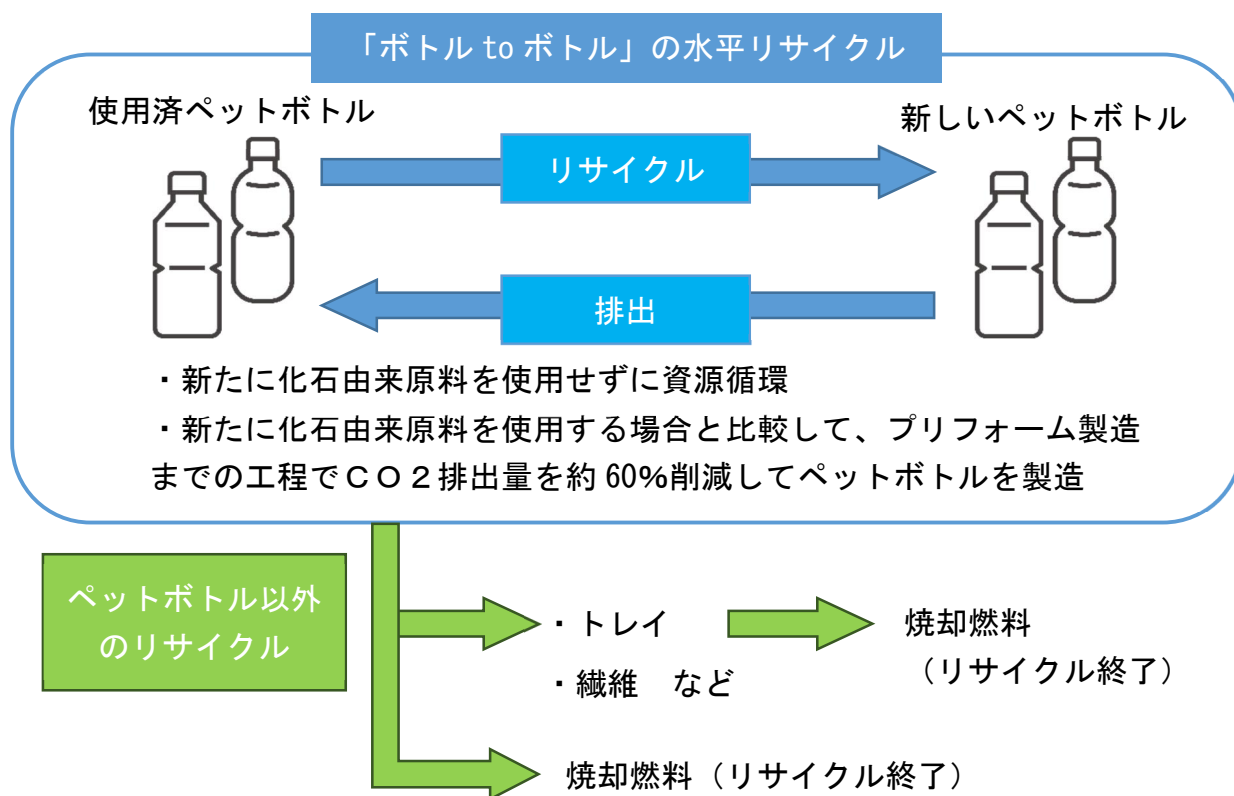
- (1) ペットボトルの水平リサイクルの実施及び維持継続するために必要な活動
- (2) ペットボトルの水平リサイクルに係る市民等への普及啓発に関する活動
- (3) その他ペットボトルの水平リサイクルの推進を目的とした活動

3 協定締結式

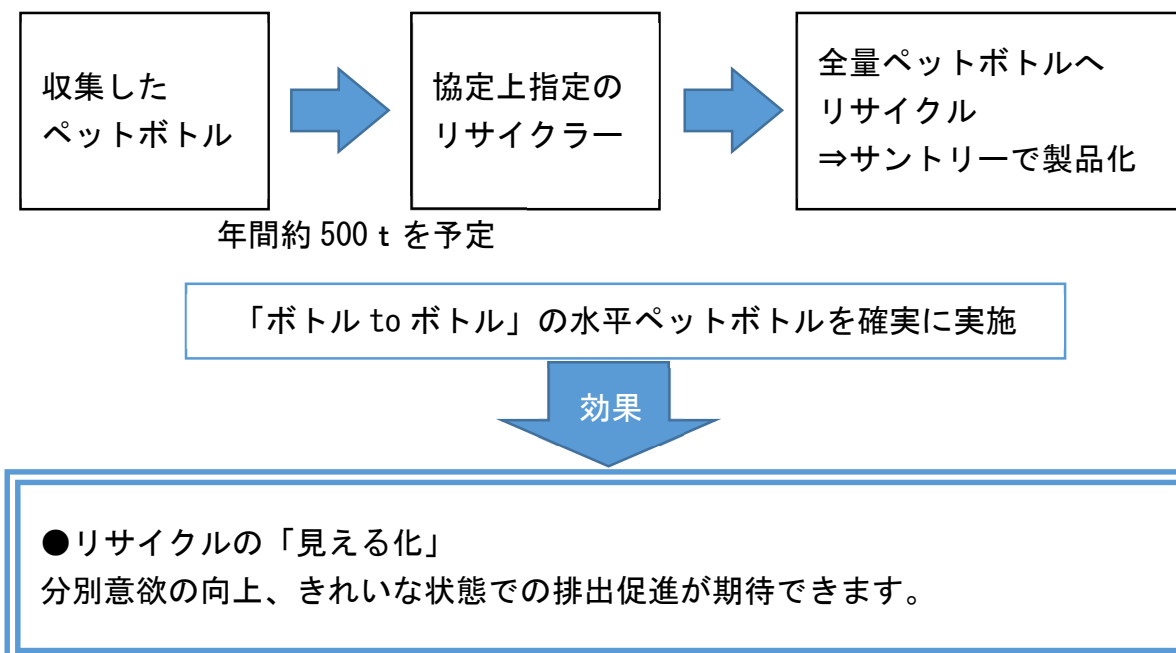
日時 令和7年3月25日（火）午前11時から

場所 秘書課 第二応接室

5 「ボトル to ボトル」の水平リサイクル取組内容



6 「ボトル to ボトル」の水平リサイクルのスキーム



パブリックコメント実施予定一覧

令和7年3月全員協議会報告分

	名称	時期	所管課
1	(仮称)三田児童館等複合施設に対する整備方針(案)	令和7年4月1日 ～令和7年5月1日	青少年課 こども育成課
2	厚木市老人福祉センター寿荘移転方針(案)	令和7年4月1日 ～令和7年5月1日	健康医療課

※上記一覧は、実施予定です。変更する場合がありますので、御了承願います。